

多摩川における川と地域の交流拠点に関する
調査・研究

2010年

山道 省三
特定非営利活動法人多摩センター 代表理事

目 次

	P.
1. はじめに	1
2. 多摩川における流域拠点整備の経緯	1
(1) 「多摩川自然公園計画」における自然教育センター計画	2
(2) (仮称) 多摩川研究所構想	3
(3) TAMA らいふ 21 多摩川部会の提案	4
(4) パートナーシップではじめる<いい川>づくりの提言	13
(5) 多摩川流域リバーミュージアム計画	15
3. 多摩川水系における地域との交流拠点に関する調査	18
4. 考 察	67
(1) 施設の状況	67
(2) 設立の背景	67
(3) 活動状況	67
(4) 運営状況	68
(5) 運営の課題と検討	69
5. 多摩川の水辺の楽校に関する調査	70
(1) 水辺の楽校の開設の経緯	70
(2) 水辺の楽校及びこどもの水辺に関する検討	95
6. 河川における川と地域の交流拠点についての検討	96
7. 多摩川をモデルにした交流拠点運営に関する提案	97
(1) 市民による交流拠点の自主運営に関する提案	97
(2) 多摩川流域センター（仮）における拠点活動としての提案事例	100
8. おわりに	102

【参考資料】 多摩川をめぐる 45 年 年表

【参考文献一覧】

1. はじめに

全国の水辺には、河川管理者や自治体による河川に関する資料館、博物館、歴史館あるいは愛称を伴った川の情報センターや川に親しむためのサービス施設等が多数建設されている。

このよう施設は、昭和40年代（1965～）から、大規模な水害の多発を受けて始まる治水事業を記録、記念するための施設や、自治体の博物館事業と連携する施設、1970年代以降の親水や川の自然環境保全やレクリエーション等に関する環境情報提供を伴う施設や1994年に制度化された河川防災ステーションなど、水防、防災施設の一部を自治体と協力し、市民へ解放するスペースの併設といった類のものである。また、1996年（平成8年、国土交通省）頃から始まる文部科学省等他省庁との連携による子どもの水辺や水辺の楽校事業や地域交流拠点としての「水辺プラザ」事業（1996～）等、拠点となる建物の建設まではいかなくとも船着場や親水施設整備が行われている。

このような動きを受け、多摩川においても「パートナーシップではじめる<いい川>づくり」提言（建設省京浜工事事務所(当時), 1996年）による流域交流拠点の提案、TAMAらいふ21事業（東京都, 1993年）による多摩川部会の提案と市民による多摩川センターの設立（1994～）、河川法改正（1997年）にもとづく河川整備計画における多摩川流域リバーミュージアム構想（国土交通省京浜河川事務所, 1998年）による情報センター計画等があった。

そして、この多摩川流域リバーミュージアム計画の一環として、本格的な川辺の情報サテライトとして国と川崎市との共同による「ニヶ領せせらぎ館」が開設（1999～）することになる。

本調査・研究では、こうした国の河川管理施設や自治体、民間が川の情報提供や防災、環境等の啓発を目的に開放し、川と地域の交流を目的としている施設（以下、交流拠点）の運営状況を調査し、今後の河川管理、防災、環境学習等への役割に資することを目的に行った。

2. 多摩川における流域拠点整備の経緯

多摩川は、日本の川の自然保護運動の原点と言われる。東京オリンピック開催（1964年）前後から高度成長期を経て、東京、首都圏の都市化、開発により、東京都や神奈川県管理の河川で洪水、水害が頻発するに及び、中小河川が急速に改修されることとなる。また、堤内地においても農業水路や池沼、農用地等が宅地化したり緑道や公園化して身近な自然が失われ、動植物の生育環境が激減していくこととなった。東京都、神奈川県、山梨県を流れる多摩川は、そうした状況のなか、中・下流域でもまだ比較的河川敷地内に砂利河原や原っぱ、湿地があり、身近な自然地として、多様な生きものの生息空間、市民が自然に触れる空間として残されていた。

ところが、多摩川河川敷開放計画（第1次, 1965年～）により、高水敷や低水路工事とともに河川敷の高水敷地に公園、グラウンド、スポーツ施設等、自治体の占用施設が整備されることとなる。このことによって、堤外地までもが都市化することになった。こうした状況のなかで、単なる原っぱや水辺であるありふれた自然地を残そうということで、市民による「多摩川の自然を守る会」が発足（1970年）した。

この会は、流域市町村における自然を守る会との連携を深めるとともに、多摩川の自然のモニタリングを重ね、河川管理者に対し川や周辺の自然保護を訴え続けてきた。

1971年、この会を中心とし、「多摩川自然公園計画」の素案を提示するが、この構想の中に、自然の啓発、教育を目的とした自然教育センター設置を提案している。おそらく多摩川におけるこの提案が、本調査研究がテーマとする川の交流拠点づくりの端緒であると思われる。

以降、前項で示したような河川管理者、市民による種々の提案とともに、「多摩川ふれあい教室」（1995年～、府中市）や多摩川大師河原防災センターに併設する「大師河原干潟館」の開設（2007年～、川崎市）に至っている。

本項では、こうした多摩川における川の交流拠点整備、運営に至る経過を、文献及び一部ヒアリング調査により川をめぐる社会の動きとともに整理する。

(1) 「多摩川自然公園計画」における自然教育センター計画

1) 経過

多摩川の自然を守る会の発足（1990）の翌年、同会により標記計画の事業が提示された（1971年）。

この計画は、同会の活動指針となり、逐次修正されつつ1976年の「多摩川の自然教育河川構想」へとつながる。また、この提案は、建設省京浜河川事務所（当時）と同会等による多摩川河川環境管理計画・空間計画（1979）、多摩川河川整備計画（2001）へと連なる。

2) 計画概要

① 自然公園計画の3つの機能

- i) 自然教育の場としての多摩川
- ii) 憩いの場としての多摩川
- iii) 動植物の生育の場（サンクチュアリー）としての多摩川

② 自然教育の3つの意味

- i) 子ども達の情操教育面を主たるねらいとする自然体験をさせる
- ii) 学校における社会科、理科教育の延長として、もしくは障害教育の一環としての自然観察、野外実習

3) 自然教育センター（仮称）の機能

「自然教育センター」は、多摩川の中流部の適当な場所に設け、およそ次の諸機能を持つものとする。

- ① 多摩川の自然の調査研究 …… 研究資料の集積と研究者への資料提供。現在各大学・研究機関・自然保護団体の行なっている研究内容を集積して広く利用可能な状態にすることの意味はきわめて大きい。センター独自の研究も進める。
- ② 多摩川の利用計画の立案 …… 前述のように河川の自然環境は激しく流動するので、その様相を速かに調査総合して、時宜に応じた利用計画を作ることが必要である。それによって利用価値が著しく高まるであろう。
- ③ 情報・サービスセンター …… 図書、パンフレット、写真、スライド、映画、模型その他の資料の、収集、展示、貸出しをする。さらにできれば実地学習に必要な用具、例えばプロミナ、双眼鏡、ルーペ、巻尺等を常備し、貸出しも行なう。

- ④ 自然観察会・自然体験学習の指導 …… 自然観察会はすでに多摩川流域のいくつかの団体の主催によって定期的に行なわれているが、そうしたものを統括するのではなく、各団体の活動をより充実・活発化するための手助けをする。また時にはセンター主催による水遊びや遺跡ハイク写生会や凧上げ大会、草笛作りや飯盒炊さんなどを行ない、子供達を自然に親しませるとともにフィールドマナーを身につけさせる。
- ⑤ 学校教育への協力 …… 学校の先生方の求めに応じて、出来る限りの協力をする。引率されて来た児童・生徒に展示物や資料の説明、あるいは映画を見せることも可能であろうし、理科・社会の野外実習の仕方の相談や手助け、遠足の相談や高校生の自主研究の相談などに当る。
- ⑥ リーダー研修会・自然保護ゼミの開催 …… 自然観察会のリーダーの研修会、拾よび全国各地の自然保護・自然教育を行なっている人達との相互連絡による研修会、あるいは一般の人達を対象とする自然保護ゼミの開催、自然保護活動の啓蒙などを行なう。

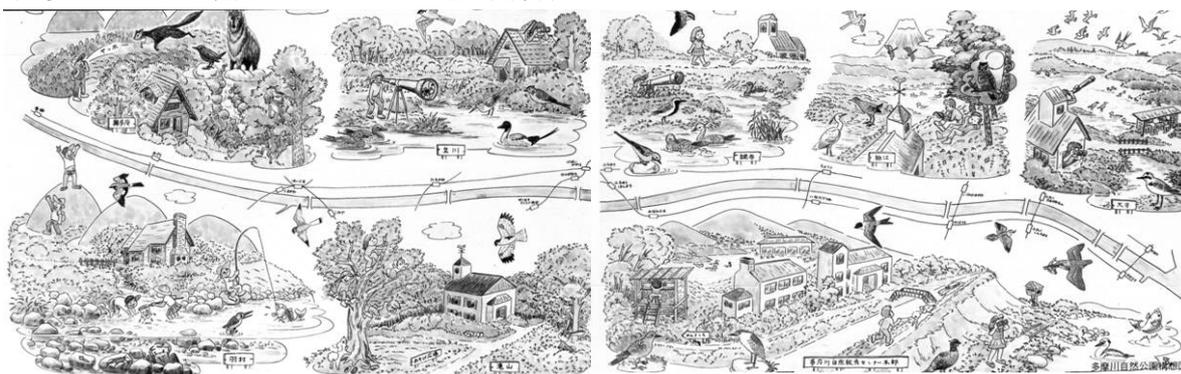
(以上の諸機能は、③の機材の貸し出しを除けば全て小規模ながら当会でも現に持っているものばかりである。従って予算の裏付けさえあればすぐにでも動き出すことのできる内容である)

以上のような機能を果たすために(1)管理棟、(2)セミナーハウス、(3)研究室、(4)展示室、(5)観察室、(6)資料館の設置が望ましい。

次に「自然観察地域」の設定であるが、これは「自然教育センター」の調査研究に基づいて、多摩川の各所に置く。ただしそれは、植物園や動物園のような人工的なものではなく、あくまでもあるがままの自然の場である。

引用文献：「多摩川 1980」財団法人 とうきゅう環境浄化財団，1980

4) 多摩川自然公園計画 イメージ図 (部分)



引用文献：「多摩川 1980」財団法人 とうきゅう環境浄化財団，1980

(2) (仮称) 多摩川研究所構想

1) 経過

財とうきゅう環境浄化財団は、1974年に設立された。その事業の一環として、年1回発行の「多摩川」(本編及び資料編)を編集し発行してきた。この多摩川シリーズは、1975年～94年にいたる全20刊で終了するが、1993年発行の「多摩川'93」(テーマ 多摩川の新たな貌(かたち)をめざして その3 多摩川に遺されたもの)の中で編集部提案として多摩川研究所構想が示された。

2) 構想内容

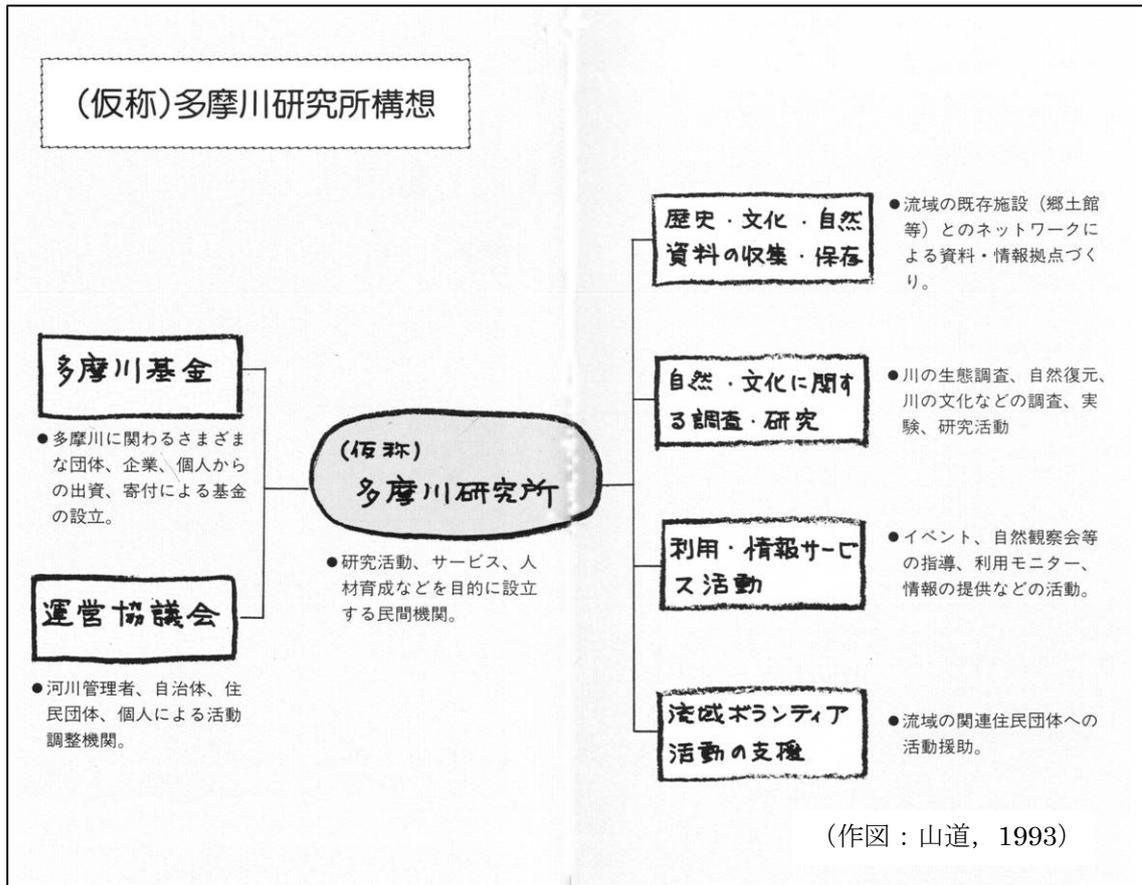
多摩川自然公園計画(1971 多摩川の自然を守る会)、多摩川教育河川構想(1976 多摩川の自然を守る会)での提案を継承するとともに市民の視点で将来の多摩川と市民の関わり方や多摩川の歴史、文化、自然を保全、継承、啓発するとともに、人材の育成等をはかることを目

的とする。また、市民科学の視点に立ち、

- ① 歴史、文化、自然資料の収集
- ② 自然、文化に関する市民による調査、研究
- ③ 川の利用や情報のサービス活動
- ④ 流域ボランティアや活動の支援等を主な内容とする

運営は、行政や市民団体等による協議会で運営し、主な資金は出資や寄付金による基金を設けて運営する。

3) 構想のフレーム



引用文献：「多摩川 1993」財団法人 とうきゅう環境浄化財団, 1993

(3) TAMAらいふ 21 (1993, 東京都) 多摩川部会 (旧 多摩川復権部会) の提案

1) 経過

東京都は多摩地域が明治 26 年、神奈川県から東京府に移管され、100 年を迎えるにあたり、21 世紀の多摩地域のまちづくりをめざす目的で、1992～93 年の 2 カ年で、「TAMAらいふ 21」(多摩東京移管百周年事業)を市民参加型、社会実験型イベントとして 6 つのテーマプログラムを計画し、実施した。

そのプログラムの一つに「多摩川の復権」があり、多摩川研究会を組織し、調査、研究、シンポジウム等を行ってきた。同研究会の最終提言として、5 つの提言を行った中に、「提言 5：(仮称)多摩川センターの設立」があった。

2) 提言の概要

提言 1 多摩川流域の総合的水循環の保全と回復

: 多摩川流域の水源林・農地保全と維持、雨水の地下浸透対策、湧水地域の保全、まちづくりと水路システムの再編、水循環保全のためのライフスタイルの創出

提言 2 多摩川の自然環境の保全と回復

: 多摩川水系の自然環境の把握に基づく保全対策と回復対策、自然を享受するルールづくり

提言 3 多摩川文化の発掘・継承と創造

: 新たな多摩川文化の醸成のため、歴史・文化を発掘、収集し、再評価、創造のための体制づくり

提言 4 市民のネットワークの形成

: 多摩川と市民が良好な共存関係を維持するため、上下流交流やさまざまな目的を持つ市民と交流を促進し、多摩川の環境の保全や利用を円滑に行うための市民ネットワークの形成

提言 5 (仮称)多摩川センターの設立

: 以上4つの提言を柱とした多摩川復権のための意識の啓発、多摩川情報の収集と発信、ボランティア活動の支援、市民と行政との交流の場としてセンター機関の設立

提言に基づく施策の提案

施策の提案は、緊急かつ基幹となる重要課題とともに、具体的に推進すべき施策メニューを提案する。そして、行政と市民が一体となって事業を展開することを目的に、市民の役割をも同時に提案する。

提言Ⅰ 多摩川流域の総合的水循環の保全と回復

●重点目標●

- ① 水源涵養地域の保全と拡大
- ② 水循環システムの再構築

● 施策のメニュー ●

- ・ 水源涵養林の保全と維持のための上下流交流の促進とそのためPR活動の強化、保健・環境教育機能面の開拓、民有林保全のための「水源保全基金」の設立
- ・ 支川源流域の水源涵養機能の拡大を図るため「水源保全条例」等による地域指定
- ・ 河岸段丘、谷戸地の崖線緑地と湧水地の保全のため「緑地保全地域指定」と、雨水の地下浸透対策に関わる補助、助成の実施
- ・ 農地の保全と都市的活用の促進を図るため、新たな都市農地保全、活用制度の確立
- ・ まちづくりの中で支川、水路網を再生し、自然環境ネットワークを形成する計画の策定
- ・ 下水道システムの再検討と排水基準の見直しや高度処理の導入による河川水質の向上対策
- ・ 多摩川水系、用水路網、湧水地など全水域における市民参加方式による水質、水量モニタリング制度の確立
- ・ 自然及び人為を含む総合的水循環維持のための監視体制の確立
- ・ 水循環基本計画の策定

● 市民の役割 ●

- ・ 水源保全基金への参加
- ・ 多摩川流域の上、中、下流市民の交流の促進
- ・ 水源涵養林の維持、管理行為へのボランティア参加
- ・ 体験学習、環境教育への活用
- ・ 親水、節水運動の推進
- ・ 家庭における敷地内雨水利用、浸透の促進
- ・ 地下水の水みち調査、井戸文化など地域に遺された水文化や地域情報の収集

提言Ⅱ 多摩川の自然環境の保全

●重点目標●

- ① 堤外地の自然環境の保全と回復
- ② 堤内地の自然環境の保全と回復

●施策のメニュー ●

- ・ 堤内、外地の自然環境モニタリングの実施とその継続のための市民参加型制度の確立及び支援
- ・ 自然環境回復を考慮した河川施設の改善を図るため「自然回復型工法」の研究と開発
- ・ 水環境改善のため雨水や湧水の導水及び都市排水の水質基準の強化
- ・ 河川空間の適正利用や自然環境の保全と利用の調整を図るためのルールづくりと協議機関の設置
- ・ 水循環に配慮した沖積低地の土地利用計画の策定
- ・ 堤内、堤外地の水と緑のネットワーク計画の策定
- ・ 崖線緑地の調査と緑地保全対策の策定
- ・ 農地や樹林地を保全するため市民農園、市民の森など公園、緑地事業の推進と総合治水対策事業による担保
- ・ 山間丘陵部開発の抑制

●市民の役割 ●

- ・ 自然観察、モニタリング活動への参加
- ・ 自然環境情報の収集と公開
- ・ 自然地の管理と運営への参加
- ・ 環境関連諸団体との交流及びワークショップ、シンポジウムなどの開催
- ・ 自然学習、環境教育への活用

提言Ⅲ 多摩川文化の発掘・継承と創造

●重点目標●

- ① 多摩川文化の再評価と発掘活動の促進
- ② 多摩川文化の新たな創造に向けてのプログラムづくり

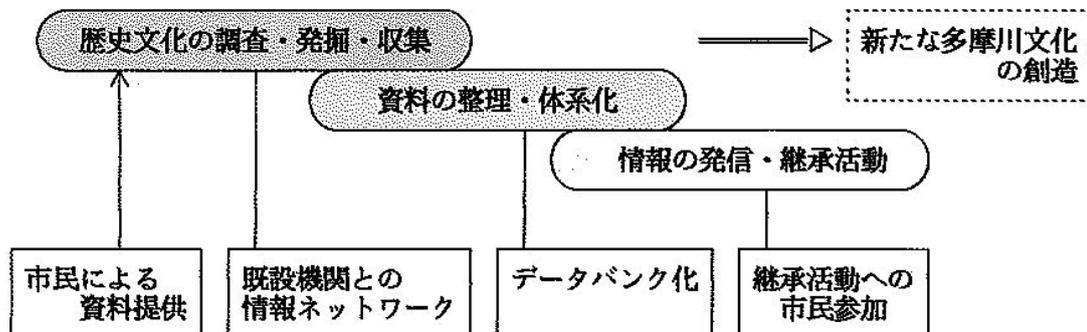
●施策のメニュー ●

- ・多摩川文化の再評価と情報交流機関の設置
- ・多摩川文化の体系的な発掘、継承と創造のためのプログラムの作成
- ・地域学習、環境学習、情報サービス機能の充実を図るためのインフォメーションセンターの設置（複数ヶ所）
- ・既設博物館、郷土館の情報、交流ネットワークの形成と専門家の養成
- ・ビデオ、パソコンソフト等を利用したデータベース化による資料、文化財の収録
- ・PR紙や学習書（副読本等）の作成と郷土学習への活用
- ・地域古老による市民大学における講座の開催や子供との交流を図るため、多摩川文化インストラクター制度の確立

●市民の役割 ●

- ・地域文化情報の収集と記録へのボランティア参加
- ・古写真や古文書などの情報提供、語り部としての諸活動への参加
- ・民間技術、伝承、伝説等の調査とイベントの開催による普及
- ・文化財や史跡等の保存、維持、修復などへの参加

多摩川文化継承のフレーム



提言Ⅳ 市民ネットワークの形成

●重点目標●

- ① 市民ネットワークの形成
- ② 行政と市民との交流機関の設置

●市民の役割 ●

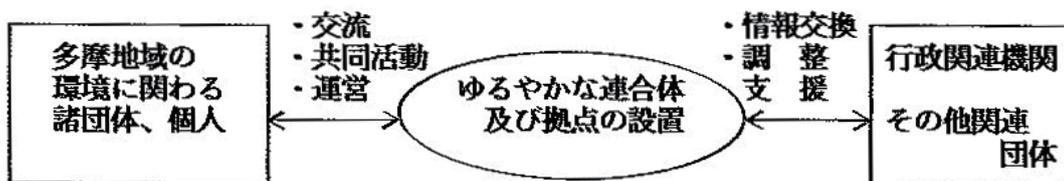
- ・市民ネットワークの形成と維持のための活動参加
- ・自然観察会、河川清掃等のボランティア参加
- ・情報の共有化とコミュニケーションの促進

●行政の支援 ●

- ・TAMAらいふ21協会、関連行政団体による総合的支援のため基金の設立
- ・市民ネットワークの形成と維持のための制度的、財政的支援
- ・情報の公開制度の確立
- ・市民と行政の交流機関の設置

市民ネットワークの位置づけ

<市民ネットワーク>



提言Ⅴ（仮称）多摩川センターの設立

●重点目標●

- ① 市民ネットワークの活動拠点
- ② 多摩川情報の収集と発信
- ③ 自然環境の保全、育成に関する研究
- ④ 人材の養成

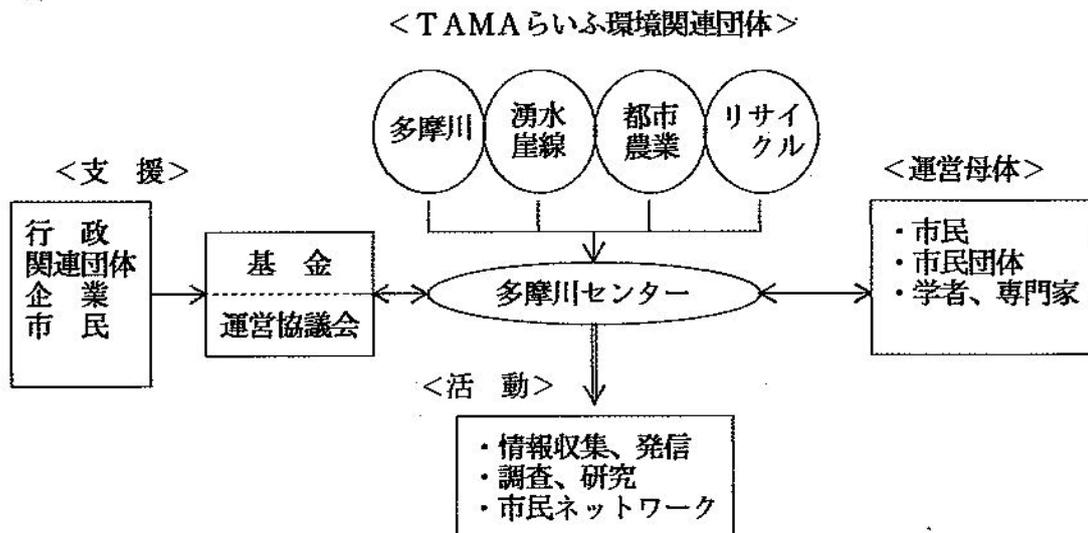
●市民の役割 ●

- ・センター運営のための協力、参加
- ・専門家としての活動参加
- ・財政的支援、会員としての入会
- ・情報収集活動への参加

●行政の支援 ●

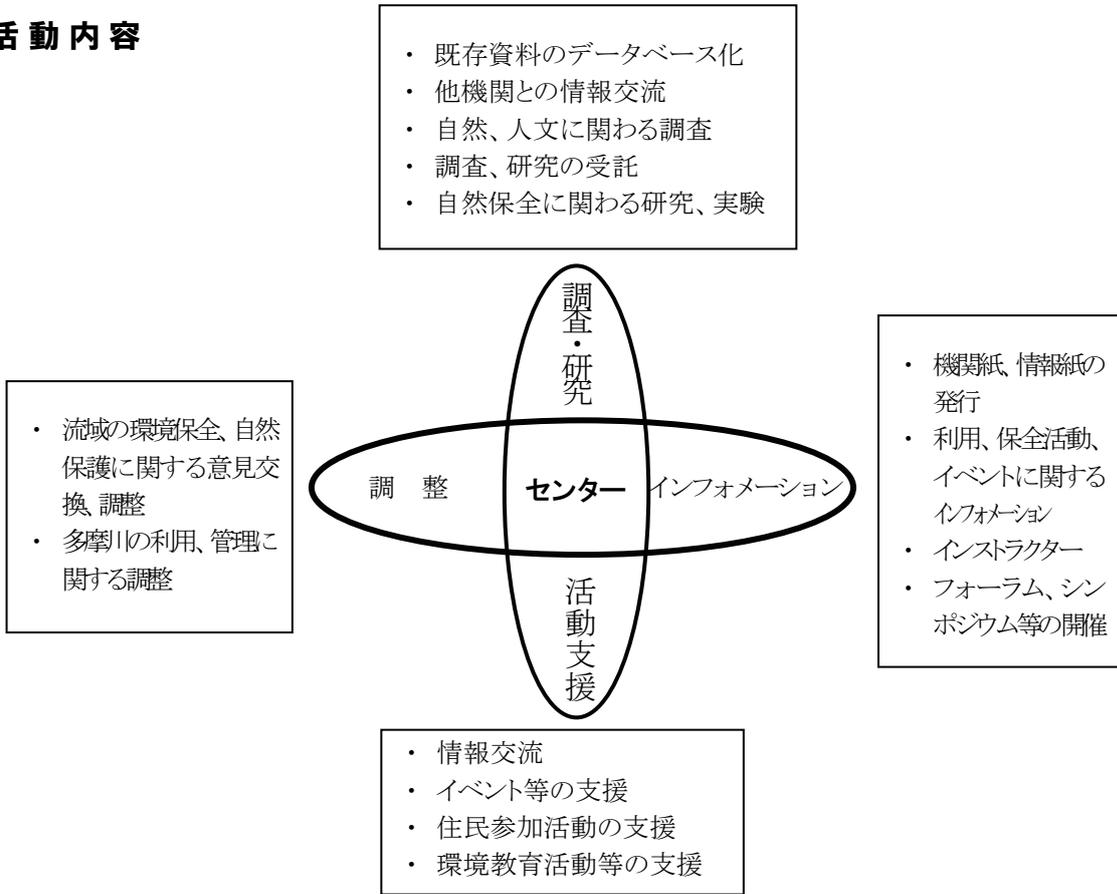
- ・（仮称）多摩川センターの設立に伴う制度的、財政的支援、及び基金への参加
- ・研究、調査業務の委託及び助成
- ・自然、歴史、文化の情報データベース化への情報提供及び既存関連施設とのネットワーク化についての協力
- ・運営調整機構の設立と参加

（仮称）多摩川センターの位置づけ

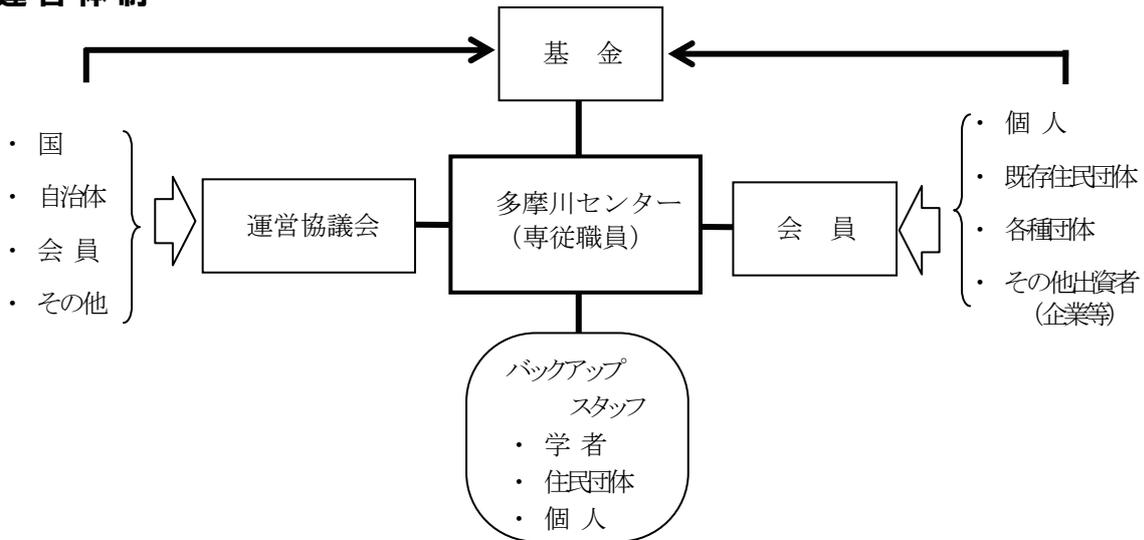


(仮称) 多摩川センターの活動内容と運営体制

活動内容



運営体制



引用文献:「多摩新時代の創造に向けて TAMAらいふ 21 白書 第4巻『多摩川の復権』」
TAMAらいふ 21 協会, 2003

4) その後の展開

TAMA らいふ 21、多摩川部会（後に研究会）の提言のうち、提言 5 の（仮称）多摩川センターの設立は、東京都による「多摩交流センター」（1994 年、府中市）、市民による「みずとみどり研究会」（1994 年、国分寺市）、「多摩川センター」（1994 年、国分寺市）へと引き継がれる。

<参考>

財団法人 東京市町村自治調査会 多摩交流センター

TAMA らいふ 21 協会は、多摩東京移管 100 周年記念事業の終了後の 1993 年（平成 5 年）12 月、事業を通して形成された市民のネットワーク活動の継続を支援するための施策として、支援実施組織や財源措置等に関する検討を行った。その支援方策は、「市民のネットワーク活動と交流の場の確保」、「TAMA らいふ 21 活動の記録や関連資料の公開」、「その他必要事項」とし、1994 年（平成 6 年）7 月、TAMA らいふ 21 協会から引き継いだ資金で多摩交流基金を設置した。これを基に（財）東京市町村自治調査会の一組織として府中市に「多摩交流センター」が開設される。

多摩交流センターの事業は、

- ① 市民ネットワーク活動に対する交流の場の提供と助成に関すること。
- ② TAMA らいふ 21 の記録の公開及び多摩に関する情報の収集、提供に関すること。
- ③ TAMA らいふ 21 の成果を含めた記念事業および交流事業に関すること。
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事業

多摩交流センターの施設としては資料室・市民交流室および会議室を設けること、また、その使用料は無料とすることが規定されている。

引用文献：「多摩交流センター設置規則」（1994 年 7 月施行）

(4) パートナーシップではじめる<いい川>づくりの提言

1) 経過

建設省京浜工事事務所（当時）が主宰する流域交流懇談会（1995～96）による懇談会は、多摩川の“いい川”づくりを目的に3つの提言を行った。その中の「提言3」に、

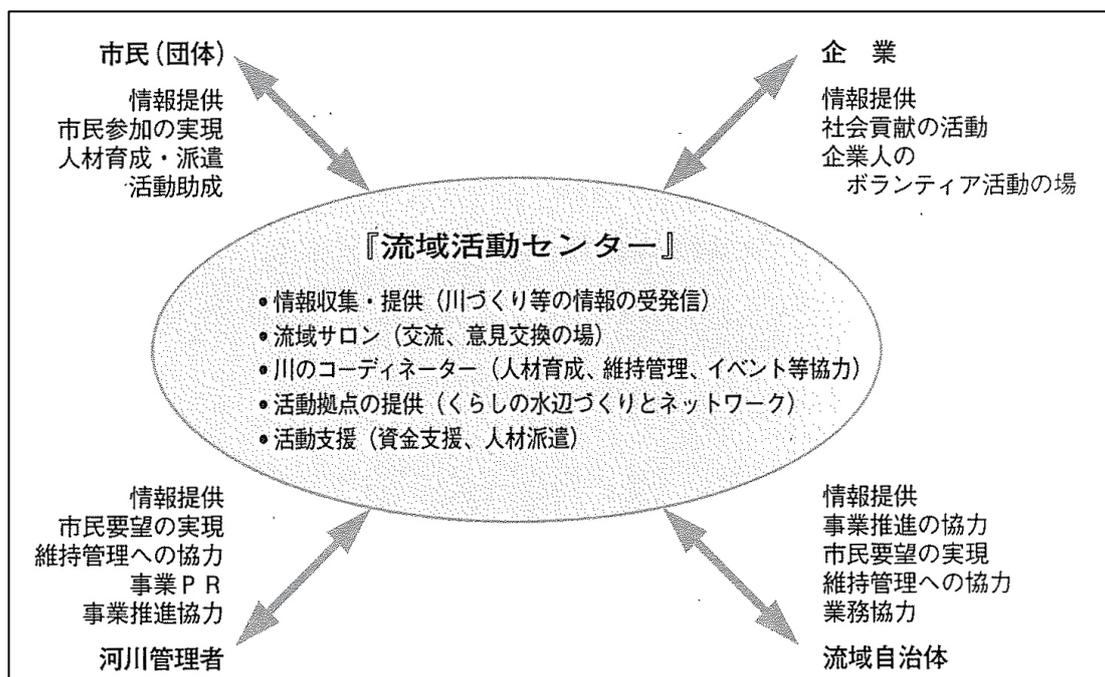
- i) 緩やかな合意形成の場づくり「流域活動センター」の設置
- ii) 自立し継続した活動拠点の整備、「流域活動センター」の設置
- iii) 市民(団体)による<いい川>づくりの実践、市民活動の活性化、行政による支援事業の創設、市民参画

が挙げられた。

2) 流域活動センターの内容

- 川づくり、地域づくり情報の受発信拠点
- <いい川>を担う人々の交流サロン、意見交換の場
- 市民（団体）、企業、自治体、河川管理者をつなぐコーディネーター機能
- 市民の日常的な活動拠点「暮らしの水辺」とのネットワーク
- 市民活動への資金支援

<流域活動センターの構造>



引用文献:「パートナーシップで始める<いい川>づくり 流域交流懇談会提言書」, 1996

3) 流域活動センターの内容

基本姿勢	
提言 1	川づくり・流域づくりにかかわる市民（団体）・企業・自治体・河川管理者のパートナーシップの構築
<p>(1) パートナーシップの必要性 しくみづくりに向けての課題を解決するために、四者のパートナーシップによって実践していくことが不可欠である。 ・市民(団体)・企業・自治体・河川管理者が川・流域にかかわる様々な活動(啓発・実践・教育など)を活性化する ・四者それぞれが各セクター内での交流を深め連携を強化する ・四者相互の信頼関係を基礎として連携・協調を推進する</p> <p>(2) パートナーシップを築く条件</p>	
①四者相互の信頼関係構築の観点から ●公明性の確保のための情報公開 ●誰でもが気軽にアクセスできる開かれた状態 ●関係者の合意によって柔軟に対応 ●それぞれが果たすべき役割の実行	②<いい川>づくりの観点から ●水系・流域の視点で活動の企画・運営・調整 ●川にかかわる情報を相互に収集・提供 ●相互の資源(場・情報・人材・資金等)交流 ●川で生じるさまざまな問題への対応窓口 ●水の利用者等、広い視野
目 標	
提言 2	パートナーシップを実現する5つのしくみ
<いい川>づくり推進システムの実現	
<p><いい川>づくりを推進し、四者のパートナーシップを実現する<いい川>づくり推進システム</p>	
●合意形成システム	・市民(団体)・企業・自治体・河川管理者四者が恒常的に話し合う場の設置
●情報システム	・川、流域にかかわる様々な情報(行政情報、市民情報等)を総合的に集取管理・公開するしくみ
●人材育成システム	・市民の自発的・自立型の活動をサポートするための川のコーディネーター育成・派遣
●資金システム	・自前の活動資金の確保と自発的な市民活動の支援
●サポート集団の形成	・様々な役回りでそれぞれの仕組みを支える人々、他の4つのシステムを結びつけ、一つの全体システムとして機能させる要
取 り 組 み	
提言 3	<いい川>づくりを実現する具体的な3つ方策
緩やかな合意形成の場づくり 『流域懇談会』の設置	・四者の緩やかな合意形成の場とし、議論は公開を原則とする ・四者の協力関係を築き、積み上げ、継続させることを目指す
自立し継続した活動拠点の整備 『流域活動センター』	・川づくり・地域づくりの情報を発信する ・<いい川>を担う人々の交流サロン・意見交換の場 ・市民(団体)・企業・自治体・河川管理者をつなぐコーディネーター ・市民の日常的な活動拠点「暮らしの水辺」とネットワーク ・市民活動への資金支援
市民(団体)による<いい川> づくりの実践 市民活動活性化、支援事業の創設	・市民(団体)の日常的な活動を通じての調査事業 ・川の学習促進事業 ・自主的な川の利用調整を行う制度の運用 ・市民参加による環境保全活動促進事業

引用文献:「パートナーシップで始める<いい川>づくり 流域交流懇談会提言書」, 1996

(5) 多摩川流域リバーミュージアム計画（以下、TRM）

1) 経過

1997年に改正された河川法に基づく法定計画としての多摩川水系河川整備計画(以下、河川整備計画)の策定過程で提案された。同計画は、主に直轄区間を対象に2001年に策定された。

この河川整備計画では、河川管理者による策定とともに流域の市民による計画提案として「市民アクション」(1999年～)計画を策定し、河川整備計画に反映を求めた経緯がある。また、こうした意見調整は、行政と市民の合意形成機関として多摩川流域懇談会を設立(1997年)し、調整を図ってきた。市民サイドは、前年に多摩川市民フォーラムを結成(1996)し、市民提案等の調整を行ってきた経緯がある。

TRMは、オンサイト型の博物館事業としてフランスで提唱されたエコミュージアムの概念を参考に、流域全体をミュージアムとして捉え、川や水に関わる情報の共有や学習に資する目的で官民の協働で提案された。

この提案に対し、市民や学識者を中心に2003年3月に多摩川流域リバーミュージアム検討協議会(座長 横山十四男, 多摩川センター代表理事 当時)が結成され、その推進計画が策定された。この計画に多摩川情報センター(仮)の設立、流域各所でのサテライト(水辺の楽校開校地域、当初)計画が謳われている。

その後、川崎市の市制70周年記念事業における市民提案「多摩川エコミュージアム構想」(1995～96)の策定(座長 進士五十八, 東京農大 当時)において、「運営拠点施設・情報センター」の設置が位置づけられている。

その後、この構想は後出のTRM計画と連携し、その試行サテライトとして、二ヶ領宿河原堰の改築(1996)に伴う堰管理施設の一部を国土交通省から川崎市が協定書に基づき占用し、「宿河原・二ヶ領せせらぎ館」の開設となる。

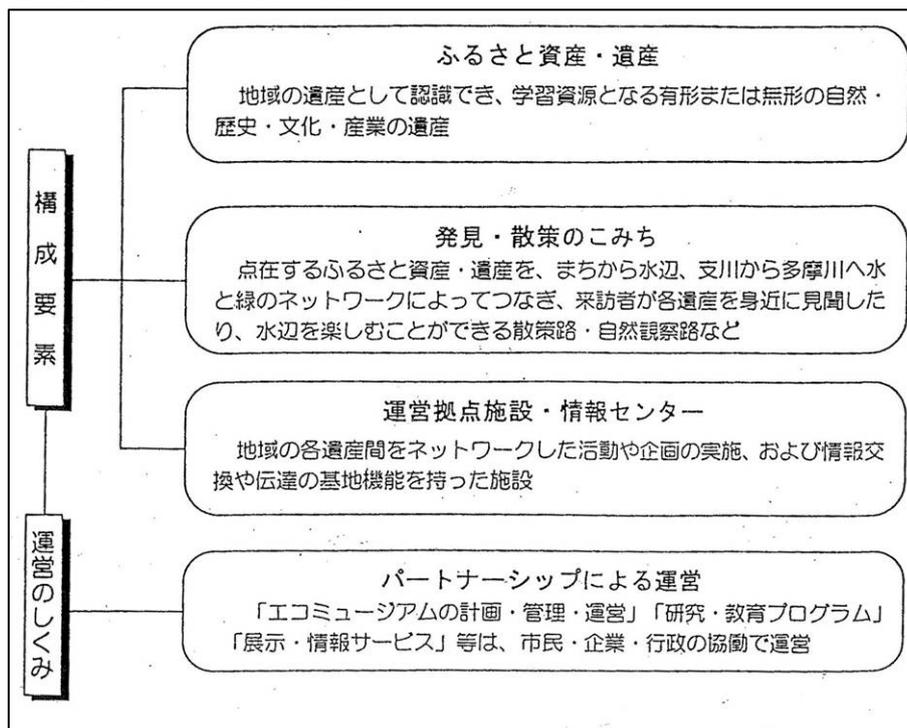
2) 内容

①多摩川エコミュージアム構想

(川崎市 1997年, 2006年からは川崎市多摩川プラン)

多摩川エコミュージアム構想では、川崎市の都市基盤としての多摩川を、水と緑のネットワークの基本としてエコミュージアムに位置づけ、その保全、育成を進めるとともに、日常的に市民が川に親しめる空間を創造することとし、次のような構成及び運営の仕組みを提案した。

【提案の基本構成】(1997年当初、部分)

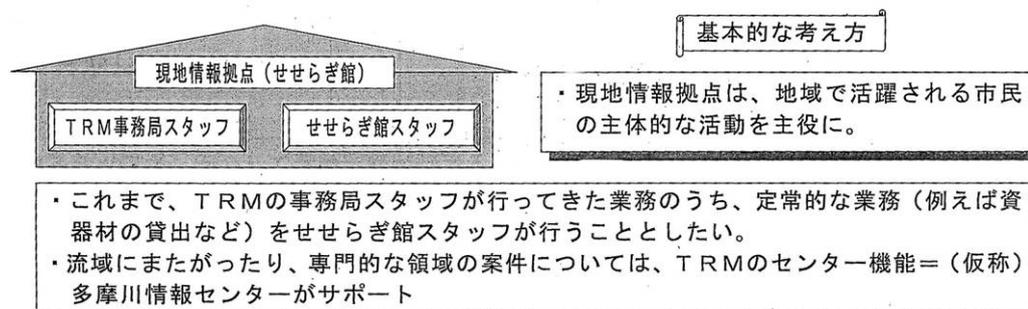


引用文献：「多摩川エコミュージアム構想」多摩川エコミュージアム構想研究会，1997

①TRMにおける情報センター及び現地情報拠点の運営に関する提案

(TRM事務局 2002年，部分)

1 現地情報拠点（せせらぎ館）における取り組み



2 (仮)多摩川情報センターにおける取り組み

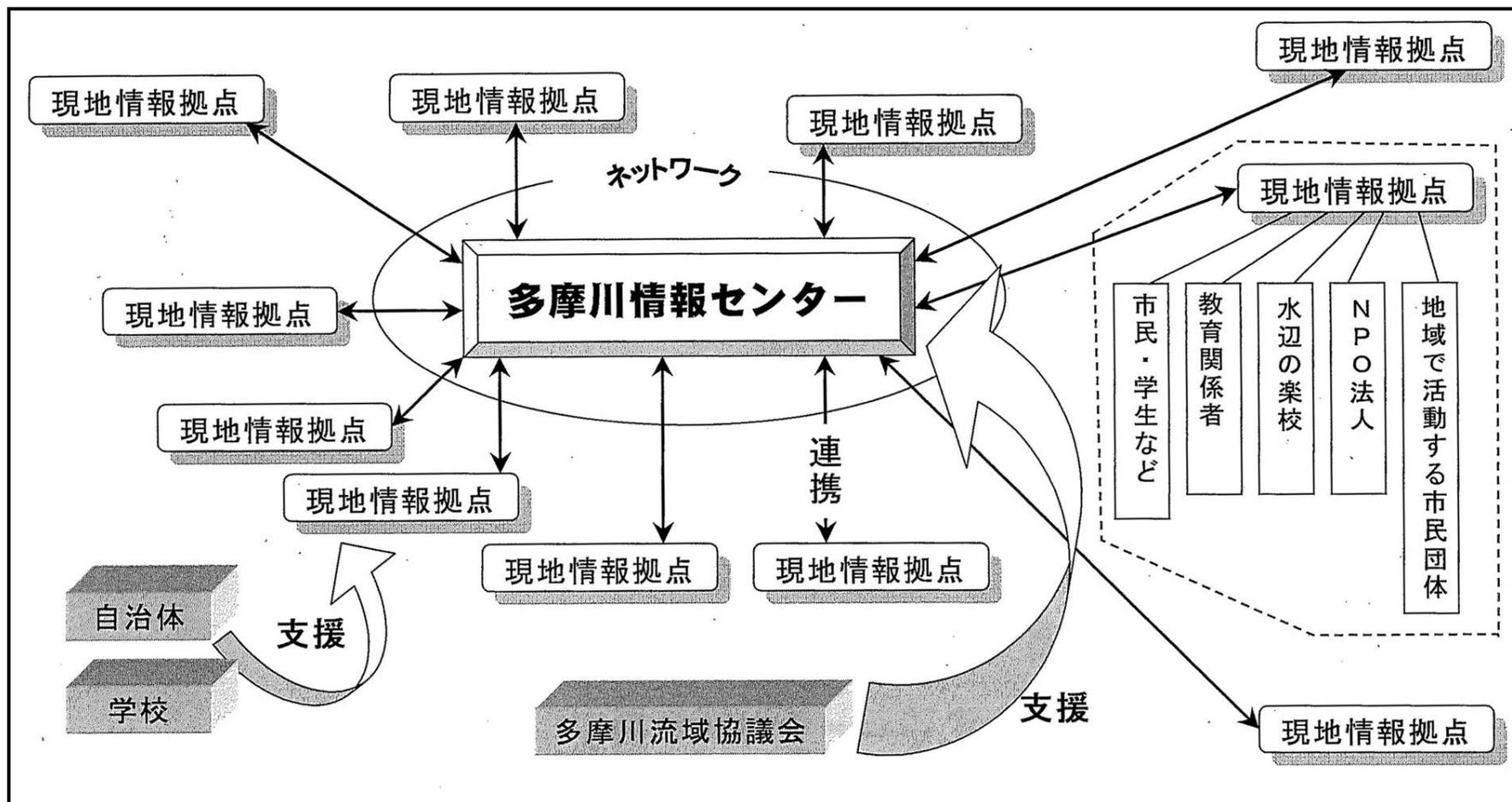
<基本的な考え方>

①流域の広い視点で安心して誰もが活動を支援したり支援されたりする

- ・ 講師やスタッフへの保険制度
- ・ ライフジャケット等資器材の整備と貸し出し
- ・ 支援プログラム、資料の蓄積と提供
- ・ 人材バンクの拡充

②現地情報拠点を総括、リードしながら、環境情報などを収集、蓄積、整理し、河川管理に生かす。TRM独自の調査、研究の実施

多摩川流域リバーミュージアムの基本構成（素案）



引用文献:「多摩川流域リバーミュージアムの試行と今後の展開(案)について」多摩川流域リバーミュージアム, 2002

3. 多摩川水系における地域との交流拠点に関する調査

本調査の対象施設は、多摩川水系における主に川や水辺と地域の住民・市民との情報や活動交流を目的に開設された公開型の施設を対象とした。

対象施設の選定は、国や自治体による河川管理事業による施設、河川管理とは別に地域の自然や文化、環境に関する水環境や緑地の保全等を啓発する目的で設置された自治体施設等を文献や調査者の経験に基づき 9 施設を選定した。選定候補の中には公園管理や博物館等、一部生きものや地域と川の関係情報を提供する施設もあったが、本調査が河川をテーマに設定したことから除外した。

また、建物を拠点とする交流施設とは別に、日本の河川水系の中でも多摩川が設置河川として最も多いと判断される国土交通省事業である「水辺の楽校」や文部科学省、環境省との連携事業である「子どもの水辺」事業も、川と地域の交流施設と考え、調査対象とした。

以上の調査施設に対しては、文献、ホームページ及びヒアリング調査をもとに、1.施設の諸元、2.設立の背景、3.活動状況、4.運営状況、5.課題等を整理し、検討資料とした。

また、今後の継続的な運営方策を検討するため、全国の河川に設置された交流拠点施設の中から参考と考えられる事例 5 件を文献、ヒアリング調査により整理し、検討資料とした。

(1) 多摩川及び他河川における主な交流拠点に関する調査

1) 調査対象施設

多摩川水系に関する調査は以下に示す 9 箇所の施設を対象とした。

	施設名	所在地	施設管理者	運営者
No.1	大師河原干潟館	神奈川県川崎市	国土交通省	川崎市
No.2	二ヶ領せせらぎ館	神奈川県川崎市	国土交通省	川崎市
No.3	みずとみどり研究会	東京都国分寺市	みずとみどり研究会	みずとみどり研究会
No.4	調布市多摩川自然環境館	東京都調布市	調布市	調布市
No.5	多摩川ふれあい教室	東京都府中市	府中市	国土交通省・NPO法人
No.6	日野かわせみ館	東京都日野市	日野市	日野市
No.7	福生志民館	東京都福生市	国土交通省	福生市
No.8	奥多摩水と緑のふれあい館	東京都奥多摩町	東京都・奥多摩町	奥多摩町
No.9	多摩川源流研究所	山梨県小菅市	山梨県小菅市	山梨県小菅市

また、運営に関する参考情報を得る目的で、以下に示す 5 箇所の施設を調査対象とした。

	施設名	所在地	施設管理者	運営者
No.①	大野川 河童小屋	大分県豊後大野市	NPO法人	NPO法人
No.②	リバーパル五ヶ瀬川	宮城県延岡市	国土交通省	延岡市・NPO法人
No.③	荒川知水資料館	東京都北区	国土交通省	北区・民間企業
No.④	北上川学習交流館あいぽーと	岩手県一関市	国土交通省	一関市
No.⑤	北上川展勝地レストハウス	岩手県北上市	北上市	民間企業

2) 調査内容及び方法

調査内容は、(1) 施設の概要（名称、管理者、施設規模、開設年、スタッフ、運営費等）、(2) 事業の内容（設立の背景、主にこの1～2年の事業内容、活動プログラム等）、(3) 運営形態（運営の仕組み、資金等）、(4) 運営上の課題 等とした。

調査の方法は、各拠点の定期発行物、事業決算書、ホームページ、自治体等の広報紙、研究報告書等による文献調査、施設管理者および運営者へのヒアリング調査を行った。

3) 調査結果

■No. 1 大師河原干潟館

(1) 施設の概要

・施設名	大師河原干潟館
・所在地	神奈川県川崎市大師河原 1-1-5
・施設管理者	国土交通省京浜河川事務所・大師河原水防センター
・施設運営者	川崎市環境局緑政部 多摩川施策推進室 (大師河原干潟館ホームページ) URL : http://www.city.kawasaki.jp/30/30tamasu/home/tamagawa/suiboucenter.html
・施設規模	建物 614 m ² ・敷地 9,920 m ²
・開館日	水・土・日・祝日 10:00~15:00
・運営スタッフ	専従者 0名・非専従者 13名
・団体運営費の規模	約2,000(千円) (平成21年度)
	(内訳)・川崎市からの委託費:約200万円(H21年度)

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- ・ 2007年(H19)12月、国土交通省京浜河川事務所と川崎市が共同で多摩川の洪水に対する水防センターとして、ヘリポート、水防活動スペース、災害復旧用備蓄資材の置き場等を備えた「大師河原河川防災ステーション」を建設。その一角に設置された水防センター部分を平常時、防災や環境、歴史、文化に関する学習などの情報発信拠点として、川崎市の協定に基づき大師河原干潟館として設置。一般に公開した。干潟館の開館は、2008年1月から始まった。

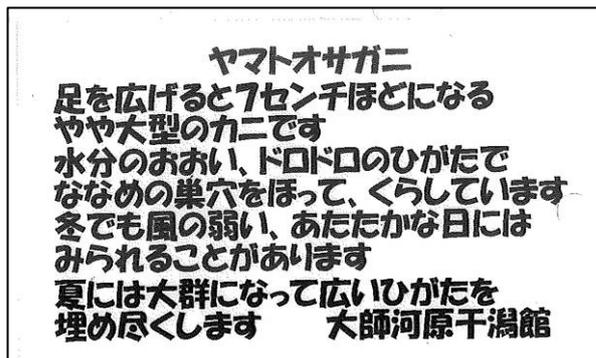
② 事業・活動内容

- ・ 市民に公開している干潟館は、1Fは河川情報室、2Fは会議室として利用
- ・ 1Fの情報室は、防災情報の発信、多摩川の河川環境の紹介、河口域の生物相の水槽展示、地域の歴史、文化のパネル展示、クラフトづくり等が行われている。
- ・ 開館日は、水、土、日、祝祭日の10:00~15:00、スタッフ、ボランティア等による来館者対応を行っている。
- ・ 室内の活動は展示物のガイドやドングリやススキ、シジミの殻を使ったクラフトづくりや、ダンボールを利用したメッセージカードや写真立てづくり、つるカゴづくり等の指導をしている。防災はハザードマップの展示、粕江水害の展示等。
- ・ 周辺の小中学校からの依頼があれば学習会を実施している。

- ・「たま川 ひがたのいきものカード」の発行と配布。



「たま川 ひがたのいきものカード」(表)



「たま川 ひがたのいきものカード」(裏)

【2008 年度事業内容】

1. 干潟館主催の観察会

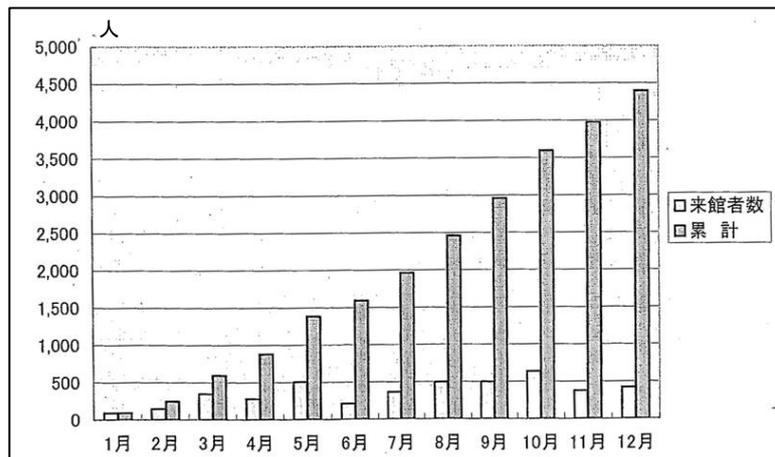
2008 年	場所	天気	参加者	
4 月 27 日(土)	大師河原	雨/晴	25	一般とリーダーズ研修かねて
6 月 21 日(土)		曇/雨		中止
7 月 19 日(土)	大師河原	晴れ	15	小学生多数 アミを使ってエビ取り
8 月 16 日(土)	大師河原	晴れ	22	親子連れ多数 カニを取れるように
9 月 27 日(土)		曇り		中止
10 月 25 日(土)	殿町干潟	曇り	約 20	双眼鏡で見る野鳥 ビデオ撮影あり
11 月 22 日(土)	殿町干潟	晴れ	6	枯れ草やススキを使ってクラフトに
12 月 20 日(土)	殿町干潟	晴れ	2	冬鳥の観察

③ 運営形態（契約方法、運営状況等）

- ・ 干潟館の運営は、2008 年 1 月から地元消防団、自然や歴史、文化に関わる市民活動団体による「大師河原干潟館運営委員会」(2008 年度 15 名)、町内会、消防団による「評議委員会」(2008 年度、9 名)顧問 2 名による運営体を形成している。
- ・ 施設全体は国土交通省と川崎市による共同建設によるが、運営費は川崎市環境局緑政部多摩川施策推進室から年間 200 万円(2008 年度)を運営委員会に委託している。運営スタッフの人件費は 500 円/時間程度。
- ・ 委託運営費は、無断使用や盗電があったため有人の施設管理目的で支出されており、交流事業、観察会はボランティア活動となっている。
- ・ 小中学校との環境学習交流は、年間計画として位置づけられた行事を持つ学校からは 1 回 5000 円程度の謝金が出る場合がある。
- ・ 活動の広報は、市の PR 誌、ニヶ領せせらぎ館や近隣マンションの管理組合への広報等による
- ・ 2008 年 1 月～12 月までの来館者は約 4400 名、2009 年 12 月で累計 10,000 人を超えた。

・ 大師河原水防センター(大師河原干潟館)利用状況 (2008 年)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
来館者数	93	149	348	282	505	213	366	498	498	638	379	422
累計	93	249	597	879	1,384	1,597	1,963	2,461	2,959	3,597	3,976	4,398



※本項図表等引用・参考文献は大師河原干潟館提供資料

④ 運営に関する課題

- ・ 運営費は、施設管理費のみに支出されるため干潟等での事業には支出できない。
- ・ 開館時の午前中は入館者が少ない。午後からは近隣の学童保育所と化していることから、リピーターが多くなってきた。
- ・ 干潟観察会等で長靴をはいて川に入ることのできるサポーターが少ないことや来館者の質問に対する専門的な対応能力が低い。
- ・ 人材養成が求められているが、費用が捻出できない。また自主事業についても同様。
- ・ 野鳥等自然観察のための小屋や一部不審者等がいて、子どもの野外活動がしにくい。

河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

《「河川防災ステーション」の設置位置》

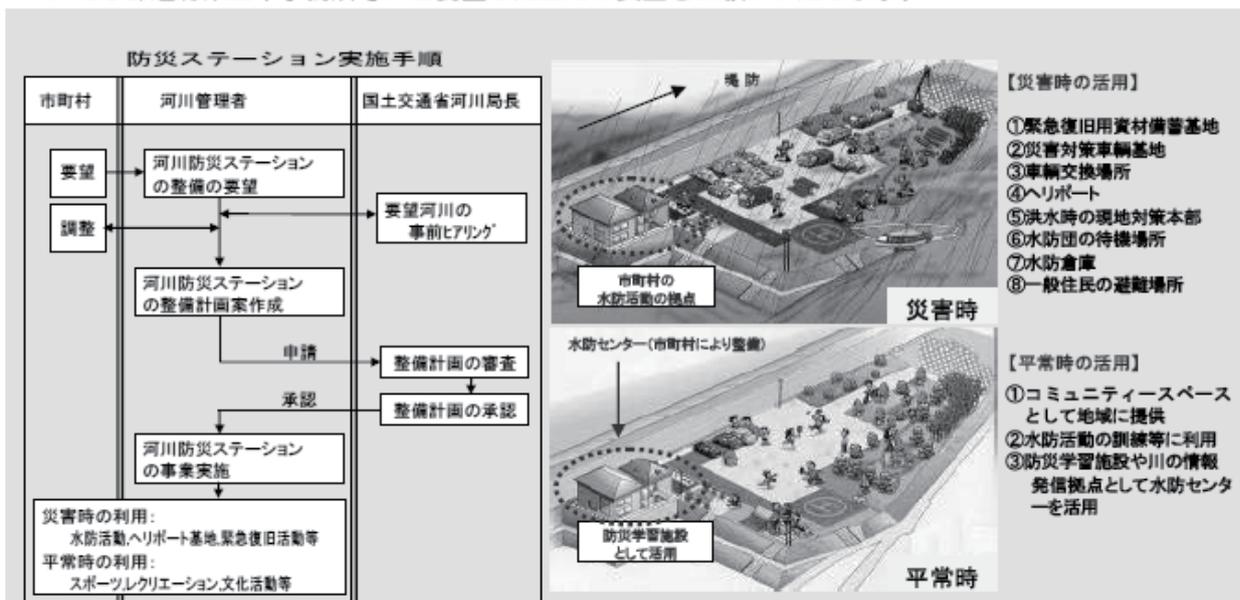
設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防倉庫などの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 集落や市街地に近く、通常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

《新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、河川局長の承認を受ける必要があります。

整備計画の申請は河川管理者が行いますが、水防管理者と一体として整備する施設ですので、市町村と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。よって、新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）と調整した上での要望をお願いいたします。



引用文献：河川防災ステーション／1994年度 事業創設（国土交通省ホームページ）

大師河原水防センター運営委員会規則

(大師河原^{ひがた}干潟館運営委員会)

最新改正：2009年6月19日

(目的)

第1条 大師河原水防センター運営委員会（以下「本会」という。）は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長と川崎市長が締結を予定している「大師河原地区河川防災ステーション水防センター維持管理に関する覚書」の趣旨に基づき、大師河原水防センター（以下「当施設」という。）を適切に管理するとともに、市民による様々な研究活動及び実践活動及び水防に関する活動の拠点として、円滑に運営することを目的として設置する。

(組織)

第2条 本委員会に次の組織を置く。

- (1) 総 会
- (2) 評議委員
- (3) 運営委員会
- (4) 顧 問

(総 会)

第3条 総会は、本会の最高機関であり、本会の運営及び活動は、総会の決定に基づくものとする。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議・議決する。
 - (1) 事業計画及び予算の決定
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) 運営委員長及びその他運営委員会委員の承認
 - (4) 会員の資格及び入退会に関する事項の決定
 - (5) 会議に関する事項の決定
 - (6) 本会規則の改正
 - (7) その他、本会の運営及び活動に関する包括的事項
- 3 総会は、第2条に定める組織に属する委員で構成する。

第4条 総会の会議に関する規則は、総会で別に定めることができる。

(評議委員)

第5条 評議委員は、総会の委任に基づき、客観的な立場から本会の運営に関する助言及び評価を行う。

(評議委員の組織等)

第6条 評議委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 次に掲げる当施設周辺町内会・自治会長たる評議委員
上田町町内会、田町2・3丁目町内会、江川町町内会、殿町1丁目町内会、
殿町2・3丁目町内会、東門前1・2丁目町内会、東門前3丁目町内会
中瀬2丁目町内会、中瀬3丁目町内会
- (2) 臨港消防団副団長たる評議委員
- (3) その他、総会の同意を得て任命される評議委員

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、総会の委任に基づき、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 当施設の維持管理に関すること
- (2) 当施設の運営に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項

(運営委員会の組織等)

第8条 運営委員会の委員は20名以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 多摩川エコミュージアムプラン、多摩川リバーミュージアムに関わる団体等が推薦する者
- (2) 隣接する町内会・自治会が推薦する者
- (3) 水防に関わる団体等が推薦する者
- (4) その他、運営委員会が必要と認めた者

(運営委員会の役員)

第9条 運営委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名 (2) 副委員長 3名以内 (3) 会計 2名以内
- (4) 監事 若干名 (5) 事務局 若干名

2 役員は運営委員の互選により選出する。

(運営委員会の職務)

第10条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。また、当施設館長を兼務するものとし、当施設の責任者とする。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、運営委員会の会計を処理する。
- (4) 監事は、運営委員会の会務を監査する。
- (5) 事務局は、運営委員会の事務を処理する。

(運営委員会の議事)

第11条 次の事項は運営委員会において決定しなければならない。

- (1) 運営委員会規則の変更
- (2) 運営委員会の事業計画
- (3) 運営委員会の収支予算及び決算
- (4) 運営委員会役員の選出
- (5) 当施設の利用要領の制定、改廃に関すること
- (6) その他重要な事項

(運営委員会の会議)

第12条 運営委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長を勤める。

- 2 会議は、運営委員の過半数の出席で成立する。
- 3 会議の議事は出席した運営委員の過半数の承認をもって決定する。ただし、前条第1号については出席した運営委員の3分の2以上の承認をもって決定する。
- 4 会議は原則として公開する。ただし、運営委員会は理由を明らかにして非公開とすることができる。

(運営委員会その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に関わるその他必要な事項については、委員長が会議に諮って定める。

(顧問)

第14条 顧問は、必要に応じて運営委員会の運営及び活動に対し、適宜助言を行う。

(選任及び任期)

第15条 委員の任期は、顧問を除き原則として2年とし、再任を妨げない。ただし選任後2年を経過した場合は、その直後に開催される総会まで各々その職務を執行する。

(予算・決算)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。また、運営委員会は毎会計年度の予算・決算を作成し、総会に提出して議決を得なければならない。

(規則の改正手続き)

第17条 本会規則の改正は、運営委員会の決定または全委員の4分の1以上の発議により、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年12月16日から施行する。

附 則

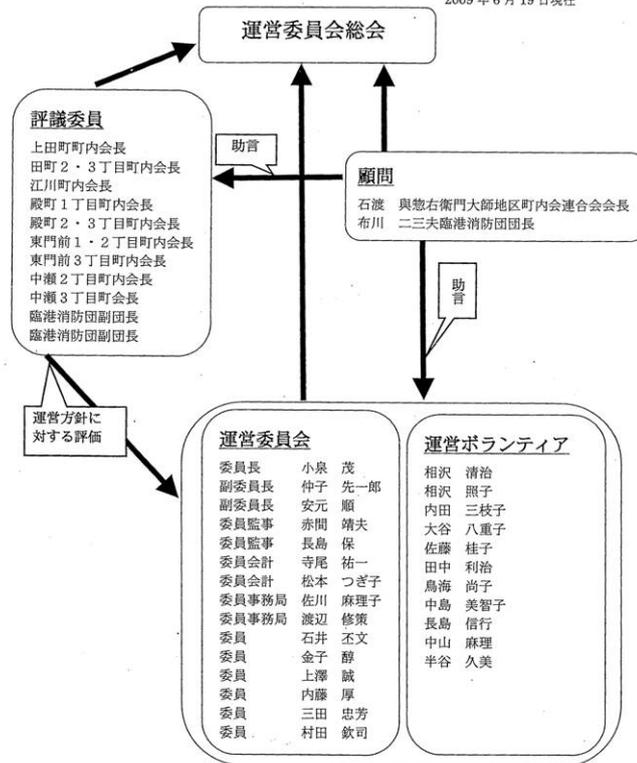
(施行期日)

この規則は、平成21年6月19日から施行する。

大師河原水防センター運営委員会

(大師河原干潟館運営委員会) 組 織 図

2009年6月19日現在



引用文献：「大師河原水防センター運営委員会規則」，大師河原干潟館運営委員会

■No.2 ニヶ領せせらぎ館

(1) 施設の概要

・施設名	ニヶ領せせらぎ館・多摩川ニヶ領用水宿河原堰管理所
・所在地	国土交通省 関東地方建設局 京浜河川事務所
・施設管理者	国土交通省 関東地方建設局 京浜河川事務所
・施設運営者	川崎市 環境局緑政部多摩川施策推進室、NPO 法人多摩川エコミュージアム (ニヶ領せせらぎ館ホームページ) URL: http://www.seseragikan.com/
・施設規模	建物 90 m ² ×2 フロア・別途事務局棟 約 50 m ²
・開館日	毎週月曜日は休館 (休日の場合は翌日)
・運営スタッフ	専従者 2 名・その他ボランティアスタッフ多数
・団体運営費の規模	約 20,000 (千円) (平成 21 年度)
	(内訳)・川崎市から運営委託 約 500 万円 ・川崎市から事業委託 約 1500 万円

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- 川崎市では、1994 年川崎市制 70 周年記念事業として「地球市民フェア」における市民提案として「多摩川エコミュージアム構想」が取り上げられ、多摩川エコミュージアム構想研究会 (1995～96 年)、同推進委員会 (1996 年) を発足させ、構想の具体化を行い、2001 年川崎市は多摩川エコミュージアムプランを策定する。
- 国土交通省京浜河川事務所は、2001 年に策定した多摩川水系河川整備計画の中で、多摩川流域リバーミュージアム計画を重点施策として位置づけた。この計画は、
 - ①市民団体や学校などが行う環境学習や文化活動に講師の派遣や活動プログラムの提供などの支援を行う
 - ②「岸辺の散策」「川の一里塚」「水辺の楽校」等川とのふれあい施策を市民と協働で運営する
 - ③多摩川の自然や文化、防災等情報を収集しつつ携帯電話やパソコン等で提供する
 ことを方針とした。この方針のもと、川崎市における多摩川エコミュージアム構想 (1996 年、現在、多摩川エコミュージアムプラン) の推進過程で、ニヶ領せせらぎ館 (取水堰管理施設の一部) の開館 (1999 年) を契機として、その運営母体として NPO 法人化 (2003 年) し、以降、同館の運営を行っている。
- 同館の管理者は国土交通省だが、堰管理棟の一部を川崎市との覚書により管理委託を行い、市は「多摩川エコミュージアムプラン推進に向けた協働に関する協定書」に基づき NPO 法人に管理運営の委託を行っている。

② 事業・活動内容

【2008年度活動】

1. 多摩川流域の環境と文化の保全・継承に関する普及・啓発事業

- ・多摩川と語るプロジェクト：「かわさきの野草100選」図鑑作成（2010.2 刊行）、七夕まつり、クリーンアップなど
- ・多摩川体験楽習プロジェクト：流域の小・中学校、高校への総合学習の活動支援、発表会開催など
- ・たま・エコプロジェクト：「みんなで歩こう散策こみち」全4回開催など

2. 多摩川流域の環境と文化の保全・継承に関するまちづくりの提案・支援事業

- ・かわさき水辺の楽校：奥多摩サマーキャンプ、二ヶ領用水魚つかみなど
- ・とどろき水辺の楽校：多摩川カヌー教室、四季の観察会など
- ・鶴見川流域ネットワークとの交流会
- ・小菅村源流祭りへの参加
- ・丹波山村お正月行事への参加
- ・他団体との連携支援事業：とんもり谷戸の自然を守る会、二ヶ領ウォッチングチーム、平瀬川流域まちづくり協議会、多摩川とどろき土手のさくらを愛する会、二ヶ領用水中原桃の会、星が丘地域の会、川崎7区市民健康の森交流会、たまのよこやまフォーラムなど

3. 多摩川流域の環境と文化の保全・継承に関する施設の管理・運営に関する事業

- ・展示事業：写真展など8回開催
- ・第4回多摩川の桜コンサート：参加者400人
- ・幼児サロン：幼児対象への初めての事業、17回開催
- ・こいのぼり祭り、七夕祭り、その他

4. 多摩川の河川整備と保全に関する行政との連携事業

- ・エコ☆カップいかだ下り大会：21艇、500人参加
- ・多摩川夕涼みコンサート（受託事業）：参加者600人
- ・多摩川たまりばミュージックフェスタ（受託事業）：参加者600人
- ・多摩川カヌー教室（受託事業）：参加者100人
- ・多摩川流域セミナー（受託事業）：3回開催参加のべ人数330名
- ・生田緑地サマーナイトミュージアム：80名参加
- ・のりづくり体験&アユの稚魚観察会：80名参加
- ・「かわさき多摩川博 2008シンポジウム」（受託事業）：参加者200人



エコ☆カップいかだ下り大会への協力・参加



かわさき水辺の楽校(奥多摩サマーキャンプ)

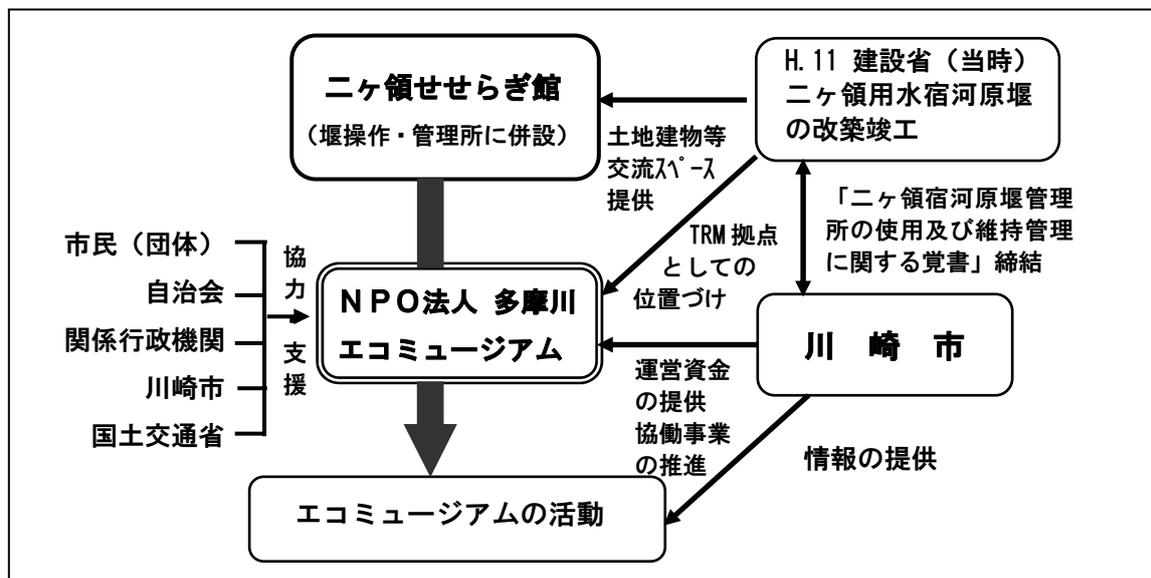
5. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

- ・ 広報活動：広報誌「エコ・たまがわ」発行（6回）、HPの更新（毎月随時）
 - ・ ニヶ領用水河川情報板コンテンツの作成（受託事業）
 - ・ 関東の川研修会
- ※（受託事業）は決算書で確認されたもの、それ以外は共催事業、自主事業と想定

③ 運営形態（契約方法等）

- ・ ニヶ領せせらぎ館は、建設省（当時）が建設、拠点施設（90㎡、2階建て）として開放する目的で川崎市と管理・運営協定を結び、市は同法人に管理委託を行ってきた。その関係図は次のようになる。

・ニヶ領せせらぎ館 運営関係図



【2008年度運営状況】

1. 多摩川流域リバーミュージアム（TRM）サテライトとしてのニヶ領せせらぎ館の運営（2000年～、国、川崎市）

《月別来館者数 2007年度・2008年度》 (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2007年度	3,796	3,270	2,019	1,980	1,834	2,299	2,750	1,867	1,322	1,210	1,233	3,318	26,898
2008年度	3,190	2,882	2,012	2,194	1,997	2,267	2,772	2,232	1,218	1,046	1,471	2,101	25,382

2. 多摩川流域懇談会事務局運営（国、流域自治体）
3. ふるさと資産・遺産活用推進調査事業（川崎市）
4. 多摩川カヌー教室（川崎市からの受託）
5. 夕涼みコンサート（川崎市からの受託）
6. 「かわさき 多摩川博 2009 事業」（川崎市からの受託）

:多摩源流祭り参加、河口干潟観察会、生田緑地サマーナイトミュージアム、エコ☆カップいかだ下り大会、のりづくり体験&アユの稚魚観察会、かわさき多摩川博シンポジウム、等々力緑地釣り池管理

④ 運営に関する課題

- ・ 国や自治体との協働のメリットは、運営資金の安定的供給があり、活動の充実や人材の確保の面でメリットが大きい。また、施設維持費も無償提供されるので固定費が削減できることや事業推進のための調整が容易である。
- ・ 行政に対する課題としては、人事異動に伴う引継ぎが不十分であること。担当者の人格や能力により事業推進や継続性が不安定になる場合がある。
- ・ 環境保全活動は総合的な分野だが、行政の縦割りにより対応や協力が不全になることがある。役所内部の関係部局間の連携が求められる。
- ・ 市民サイドも運営に携われる人材間の意思統一がなされず、運営の目的、事業推進に支障をきたすことがある。
- ・ 委託契約の透明性、公平性、継続性が不明瞭であり、公開入札制を取り入れることで受託者の意識や活動が活性化するのではないか。
- ・ 情報の公開性や協働や意思決定のルール化等を整備する必要がある。

多摩川エコミュージアムプラン推進に向けた協働に関する協定書

特定非営利活動法人多摩川エコミュージアム（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）とは、多摩川エコミュージアムプラン推進における協働にあたって、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、多摩川エコミュージアムプランの推進にあたって、甲と乙双方がそれぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力して協働を進めていくために必要な事項を定める。なお、この協定書に則り、甲及び乙は、多摩川エコミュージアムプランの推進拠点である二ヶ領せせらぎ館の管理運営等に関する委託契約を締結する。

（事業目的の共有）

第2条 甲及び乙は、多摩川流域の自然と歴史・文化の保全・継承、誰もが楽しく学び活動できるまちづくり、市民・企業・行政が一体となったまちづくりを進めながら、「水と緑と歴史」、そして「人」とのネットワークの形成を目標とし、多摩川エコミュージアムプランを推進するという事業目的を共有する。

（事業の概要）

第3条 甲及び乙は、委託契約により、多摩川エコミュージアムプランの推進のために、二ヶ領せせらぎ館の管理運営等業務委託を行う。なお、事業の変更が生じる場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

- (1) 事業名 二ヶ領せせらぎ館管理運営等
- (2) 事業内容 多摩川エコミュージアムプランの推進に向けたネットワークの形成
多摩川エコミュージアムプランに関する情報発信
多摩川エコミュージアムプランに関する展示
その他せせらぎ館の管理運営及びプランの推進に必要となる事業
- (3) 事業期間 平成18年度委託契約締結の日から平成19年3月31日まで

（役割及び責任分担等）

第4条 甲及び乙は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

甲 (管理運営団体) の 役割	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設管理に関する業務 2 機材管理に関する業務 3 多摩川エコミュージアムプランに関する中間支援組織としての市民活動団体の自立や連携・交流の促進に関する業務 4 広報に関する業務 5 管理運営団体として必要となる情報公開及び説明責任に関する業務
--------------------------	--

乙
(川崎市)
の
役割

- 1 事務所の提供
- 2 施設管理に関する調整及び協力
- 3 機材管理に関する調整及び協力
- 4 多摩川エコミュージアムプランに関する市民活動団体の自立や連携・交流の促進に関する調整及び協力
- 5 広報に関する調整及び協力
- 6 川崎市として必要になる情報公開及び説明責任に関する業務
- 7 川崎市多摩川エコミュージアムプラン連絡協議会の庶務

2 甲及び乙は、具体的な事業の企画及び実施について、協議の上決定することとする。

(経費分担)

第5条 当該事業に必要な経費は、乙は平成18年度予算の範囲において、委託契約により定める金額を負担する。なお、乙は委託契約及びその他の法令に基づき、適正に支払うものとする。

(成果の帰属)

第6条 当該事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、甲及び乙の双方に帰属するものとする。ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

(協働の取り組みの評価)

第7条 甲及び乙は、実施した事業を検証するため、試行的な協働事業の評価の実施に努めるものとする。

(個人情報等知り得た情報の取り扱い)

第8条 甲及び乙は、この事業の実施にあたって個人情報等知り得た情報を第三者に漏洩しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(公開の原則)

第9条 事業に関する事項は公開を原則とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定書の締結の日から平成19年3月31日までとする。

(疑義事項の取り扱い)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、速やかに誠意をもって協議を行い、解決するものとする。

2 双方の協議によって解決できない場合、甲又は乙は、甲乙双方の意見を付して川崎市多摩川エコミュージアムプラン連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に意見を求めることができる。甲乙双方は、連絡協議会の意見を尊重して解決に努力するものとする。

引用文献：「多摩川エコミュージアムプラン推進に向けた協働に関する協定書」

川崎市・NPO 法人多摩川エコミュージアム

■No.3 みずとみどり研究会

(1) 施設の概要

・施設名	みずとみどり研究会 事務局
・所在地	国分寺市南町 2-1-28 飯塚ビル 202
・施設管理者	有限会社 みずとみどり (身近な水環境の一斉調査 全国実行委員会ホームページ) URL:http://www.japan-mizumap.org/index.htm
・施設運営者	同上
・施設規模	建物 22 m ²
・開館日	通年, 随意
・運営スタッフ	専従者 1 名・非専従者 2 名
・団体運営費の規模	約 6,000 (千円) (平成 22 年度予算)
	(内訳) ・ 受託事業 助成金 ・ 会費等

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- ・ 東京都が主催した「TAMA らいふ 21 多摩東京移管百周年記念事業」(1993~1994)における湧水崖線研究会(座長:小倉紀雄)が、事業終了後、の1994年、市民による任意団体「みずとみどり研究会」として多摩地域の水や緑の調査、研究、啓発等を目的に発足し、今日に至る。
- ・ 設立当初は、多摩川センター、クリーンアップ全国事務局とともに共同事務所を国分寺市に開設したが、その後、2008年に現在地に有限会社として登録、独自の事務所を開設した。

② 事業・活動内容

- ・ 活動目的は、水と緑を総合的、広域的に保全し、水循環のバランスのとれたまちづくりを目指し、市民、行政、企業、専門家が協働して活動する。

【2009年度活動】

1. プロジェクト活動

① 身近な水環境の全国一斉調査(2004年~)

6月7日(日)に第6回を行ない、主催の全国水環境マップ実行委員会の事務局として活動し、全国水環境マップ、冊子等を作成

② 美しい多摩川フォーラムとの連携活動

多摩川水系 400 地点の COD 調査マップの作成

③ 武蔵野台地における地下水保全検討プロジェクト(仮称)準備

行政、研究者等の持つ資料の収集、整理とセミナーの開催計画

2. その他

① 定例会及びフィールドワークの開催

定例会は毎月第3木曜日、フィールドワークは不定期土曜日に開催。定例研究会は公開型で、講師を呼んでの勉強会、フィールドワークは自然観察会、研究発表会等。

② ニュースレターの発行（年2回）

③ 運営形態（契約方法等）

- ・ 事業受託は、同研究会から派生した有限会社みずとみどりで行ない、事務所を維持している。市民団体であるみずとみどり研究会は会費により定例会の開催、機関紙の発行、郵送など実費をまかなう。
- ・ 有限会社は役員会、研究会は幹事会及び会員総会にて意思決定する。
- ・ 運営のルールとして以下を定めている。

【3つの原則・7つのルール】（1994～）

意識や価値観、立場も異なる個人が集まり、意見を出し合います。その中から共同作業を積み重ねて合意作りをめざしていきます。
そのために下の「3つの原則、7つのルール」に基づいて、つねに開かれた形で運営していきます。

3つの原則	7つのルール
I. 自由な発言	1. 参加者の見解は所属団体の公式見解としない 2. 特定個人・団体のつしあげは行わない
II. 徹底した討論	3. 議論はフェアプレイの精神で行う 4. 議論を進めるに当たっては、実証的なデータを尊重する
III. 合意の形成	5. 問題の所在を明確にした上で合意を目指す 6. 現在係争中の問題は、客観的な立場で事例として扱う 7. プログラムづくりに当たっては、長期的に取り扱うもの及び短期的に取り組むものを区分し、実現可能な提言を目指す

④ 運営に関する課題

- ・ 有限会社の設立により、参加する市民団体の経費負担を軽減させたが、事業費の減少などがあると、身近な水環境の全国一斉調査等では市民団体への負担増が生じる状況下にある。

■No.4 調布市多摩川自然環境館

(1) 施設の概要

・施設名	調布市多摩川自然情報館
・所在地	東京都調布市築地 3-8-26
・施設管理者	調布市 環境政策課
・施設運営者	同上
・施設規模	全建物面積 231.8 m ² ・ 敷地面積 625 m ²
・開館日	通年
・運営スタッフ	専従者 未定 名・非専従者 2名
・施設運営費の規模	(内訳) ・

(2) 事業の内容

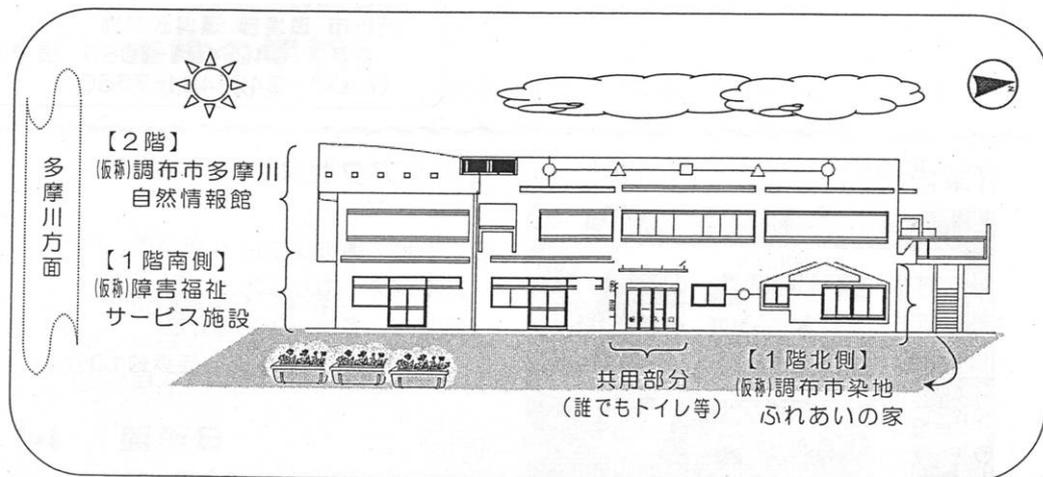
① 設立の背景・経過

- ・ 多摩川沿いに建設されていた旧あゆみ学園の建物を調布市環境政策課（調布市多摩川自然情報館）、同協働推進課（調布市染地ふれあいの家）、同障害福祉課（障害福祉サービス施設）の三課が環境コミュニティ、福祉の複合施設とし、設置。
- ・ 多摩川自然情報館は、多摩川を中心とした自然環境を学べる展示室、学習室を設置（2010年7月19日開館予定）。

② 事業・活動内容

- ・ 展示：多摩川の植物や魚、昆虫、野鳥などの生きものをパネルや水槽等により紹介するビジターセンターの機能。調布市内の自然や環境を学べる展示を行う。内容は季節ごとに変更
- ・ イベント：多摩川の河原を歩きながら、生きもの調査、展示に関連したイベントを月1回程度実施
- ・ 情報発信：広報物や市のホームページを活用した情報発信
- ・ 学習室は環境学習の図書やパネル展示を常設。平日は有料で貸し出し、土、日、祝日は環境学習スペースとして一般開放
- ・ トイレは、開館時は自由使用
- ・ 2010年度開館記念行事として、展示室では7月19日「ふれあい移動水族館」、「調布産カブトムシのプレゼント」他、同日「みんなで調布の自然環境を調べよう」、8月7日「虫とり名人と昆虫採集と標本づくり」が企画されている。

【施設内容】



引用文献：「(仮称) 調布市自然情報館施設概要」，調布市，2010. 3，

- ・ 多摩川自然情報館は、学習室 (37.7 m²) と展示室 (51.6 m²)、倉庫、事務室に分かれ、1 階にはトイレ等の共用部がある。

③ 運営形態（契約方法等）

- ・ 施設の運営者は、現在、ふるさと再生特別事業として勤務者（有償）を募集中。勤務内容は、展示物の作成、情報館の説明員、清掃等の管理業務、イベント対応など。
- ・ 全体の施設管理は企業に委託、運営業務の一部として土・日曜日は市内 NPO 法人に運営を委託するが、原則市が直営で運営する。

■No.5 多摩川ふれあい教室

(1) 施設の概要

・施設名	多摩川ふれあい教室（府中市郷土の森博物館内）
・所在地	府中市南町 6-32 府中市郷土の森博物館内
・施設管理者	財府中文化振興財団、国土交通省京浜河川事務所
・施設運営者	NPO 法人多摩川センター （多摩川ふれあい教室のホームページ） http://www.ac.auone-net.jp/~tamagawa/network/hureai.htm
・施設規模	教室内面積（屋内/2 教室計） 約 60 m ²
・開館日	土、日、祝祭日に開館（年末年始を除く）
・運営スタッフ	専従者 0 名・非専従者 2 名
・団体運営費の規模	約 2,400（千円）（H22 年度） （内訳）・国交省運営委託費業務（240 万円）

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- ・ 1994 年、建設省京浜工事事務所（当時）による（仮）水辺の生物館基本計画において、府中市と多摩川流域協議会（当時、後に国土交通省京浜河川事務所）による生物館設置が策定され、府中市郷土の森博物館内に移設された旧府中町立尋常高等小学校の 2 階の教室（2 教室）を借用し、1995 年 3 月に仮オープン、1996 年 4 月に「多摩川ふれあい教室」として開設した。
- ・ この運営は、任意団体多摩川センター（1994 年設立、2000 年 NPO 法人化）が受託、他の住民、市民団体との協力で運営することになった。
- ・ 設立、運営に当たっては、府中市と国交省との協定に基づき、電気代等の供与、活動紹介の情報発信、国交省による内装工事、パソコン等の附帯設備の提供、運営資金の提供等が行われることになった。

・多摩川ふれあい教室 開設の経緯

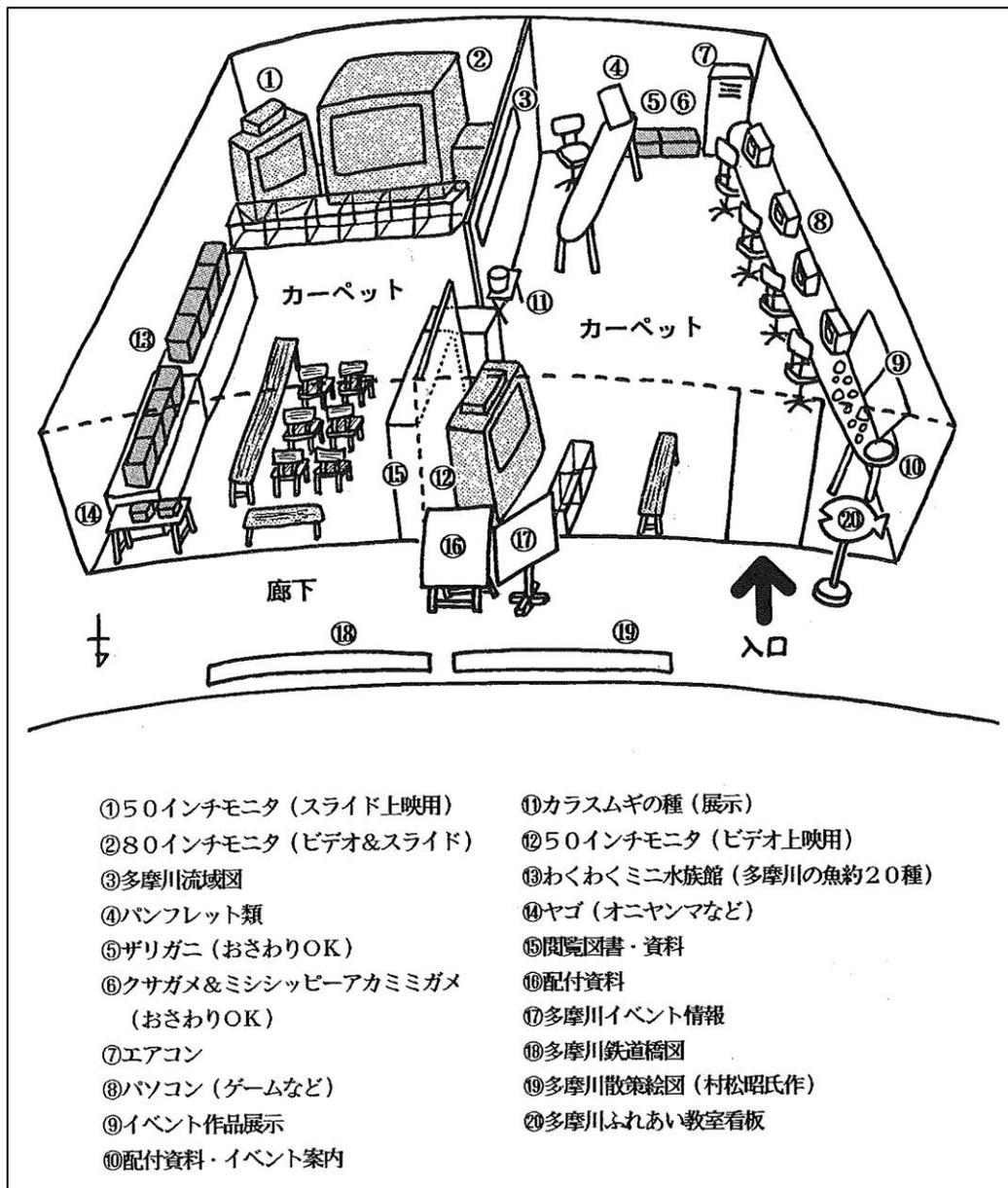
事業年度	主 な 業 務 内 容	特 記 事 項
1994年度 <準備期間>	「（仮称）水辺の生物館基本計画検討業務」等 基本計画及び実施計画の策定・設備の導入 内装工事の実施・映像及びパソコンソフトの作成	
1995年度 <試行期間>	「多摩川ふれあい教室資料収集業務」等 映像及びパソコンソフトの作成・映像参考資料の収集 アンケート調査の実施・講座の実施・備品の設置	8月2日 仮オープン
1996年度	「多摩川ふれあい教室資料収集業務」 来場者への対応・行事の開催・施設の維持管理 運営の記録・スタッフ研修・展示物の改善 運営に関わる基礎資料及び情報の収集調査 広報資料及び普及資料の提供	4月より 正式オープン
1997年度 ↓ 1998年度	「多摩川ふれあい教室資料収集業務」 来場者への対応・行事の開催・施設の維持管理 運営の記録等・スタッフ研修・展示物の改善 運営に関わる基礎資料及び情報の収集調査 広報及び普及資料の提供・ニュースレターの発行配付	

引用文献：「多摩川ふれあい教室 1998 REPORT」NPO 多摩川センター，1999

② 事業・活動内容

- ・ 設立当初の教室内展示は、VTR やスライド等による映像展示、水槽による多摩川の生物相の展示、多摩川の歴史、自然等のパネル展示等の常設とともに郷土の森博物館内や多摩川周辺をフィールドとして定例観察会等を行なっている。
- ・ 2007 年より定例観察会は、「多摩川博士になろう！」講座として開催している。

・ 多摩川ふれあい教室の設備概要



引用参考文献：「多摩川ふれあい教室 1998 REPORT」NPO 多摩川センター，1999

・多摩川ふれあい教室の定例観察会(1998年度版)

開催日	テーマ	参加人数(大人/子供)
4月12日	多摩川の春を味わおう! その2	15 (11/ 4)
5月10日	花づくしで味わう	8 (5/ 3)
6月14日	初夏の草花のヒ・ミ・ツ(種の間鑑がくり)	14 (10/ 4)
7月12日	多摩川で水遊び! その1	2 (1/ 1)
9月13日	多摩川で水遊び! その2	19 (6/13)
11月 8日	種の宝箱をつくろう!	11 (3/ 8)
12月13日	多摩川でおイモ掘り・その1	16 (6/10)
1月10日	多摩川でおイモ掘り・その1	34 (24/10)
2月14日	冬の植物のヒ・ミ・ツ?	8 (6/ 2)
3月14日	多摩川の春を味わおう! その1	40 (21/19)
計		167 (93/74) (人)

引用文献:「多摩川ふれあい教室 1998 REPORT」NPO 多摩川センター, 1999

・多摩川ふれあい教室の定例観察会(1998年度版)

●教室の中は…

●こんなものを展示しています!

- 多摩川の植物、魚、鳥、石などの実物や写真
- 多摩川の自然や歴史、活動などの DVD 映像
- 【たまりばアート&クラフトコーナー】
: ドングリや葉っぱなどの自然素材を使ったクラフトや多摩川の石のストーンペインティングなどにチャレンジ! 作品も展示しています。
- 【多摩川図書館&多摩川子ども図書館】
: 多摩川や川、自然などに関するガイドブック、図鑑、情報パンフレット、地図など、絵本や子ども向けの図書も揃っています。

出典:「多摩川ふれあい教室パンフレット」NPO 多摩川センター, 2010 年度版

※DVD 映像は、「西暦 2000 年の多摩川を記録する運動」実行委員会から提供された多摩川に関する映像作品約 240 点等より、映像コーナーの大型モニターにて常時放映

・多摩川ふれあい教室 定例観察会「多摩川博士になろう！」2008 年度講座一覧

活動日	活動名称	活動概要	大人	子供
2008/4/20	多摩川博士になろう！PART21 春の多摩川・野草レストラン	多摩川の土手や河原で、この時期に見られる野草を探し、野草の採取のルールや注意、それぞれの野草の名前や特徴を学びながら採取する。採った野草を集めては河原でハーブティーやおひたし、天ぷらなどにして、それぞれの香りや味わいを楽しむ。講師：榎本 正邦(えのきん事務所)	15	3
2008/5/18	多摩川博士になろう！PART22 春の多摩川の“ワンド”で生きもの探し	「ワンド」とはどんな場所かを中流域の川の特徴とともに学習し、多摩川のワンドで手網を使った魚とりを通じて体験する。現在のワンドの状況や生息する魚の種類とその特徴を知るとともに、水辺の活動や生きものを採取、飼育する場合の注意を含め川への理解も深める。講師：西田 一也さん(東京農工大学 水資源計画研究室)	18	13
2008/6/15	多摩川博士になろう！PART23 多摩川がつくった“まち”「府中」を歩く 第3回 立川段丘から武蔵野段丘へ～地形と湧水を訪ねる～	段丘をのぼりながら、古代の国府跡、街道、段丘崖、湧水を訪ねる。多摩川が作った地形を体感しながら、流域の歴史や文化、人々の暮らしに触れる。講師：山道省三(NPO多摩川センター 代表理事)・島村 勇二(聖徳大学元教授・地理学)	16	3
2008/7/13	多摩川博士になろう！PART24 府中本宿用水と自然を訪ねる	府中の原風景の一つとも言える用水と水田の風景が残る本宿用水沿いを歩き、夏を迎えた水田の様子や多摩川から引いた水で府中のまちを潤してきた用水が現在どのようになっているのか、かつての様子や人との関わりなどとともに学ぶ。また、用水に入り田んぼや用水路が育む生きものを探し、観察する。講師：皆川明子(農村工学研究所 施設資源部水源施設水理研究室)・西田 一也(東京農工大学 水資源計画学研究室)	12	6
2008/8/23	多摩川博士になろう！PART25 多摩川と洪水	身近な川でもある多摩川はどのような川なのか、またその特徴からどのような洪水が起こり治水対策がなされてきたのか。多摩川を管理する国土交通省京浜河川事務所より、映像と解説によって「多摩川と洪水」をテーマに最近の出水状況や事務所の取り組み等も含めて学ぶ。講師：国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 河川環境課 柳澤 亘・裏川 雅之	5	2
2008/9/21	多摩川博士になろう！PART26 多摩川学習講座 その1 多摩川ってどんな川？	身近な川でもある多摩川はどのような川なのか、多摩川をさまざまな角度から知る学習講座の1回目として、川の地名や多摩川の名前の由来、歴史などを学ぶ。講師：山道 省三(NPO法人 多摩川センター代表理事)	7	1
2008/10/19	多摩川博士になろう！PART27 見えない自然のはたらきを見る3 落ち葉は誰のもの？	季節にちなんだテーマの生態学に関する話とフィールド観察による「見えない自然のはたらきを見る」シリーズ全4回の3回目。「落ち葉は誰のもの？」をテーマにエコシステムと物質循環について身近な自然環境の事象から見つめ直す。落ち葉と土壌の働きとして、落ち葉の実測からその環境への働きかけを学ぶ。郷土の森園内を歩き、植物や落ち葉、土壌の働き、人の影響等、講師の解説とともに観察。講師：三島 次郎(桜美林大学名誉教授)	8	2
2008/11/16	多摩川博士になろう！PART28 見えない自然のはたらきを見る4 寒くないかしら？	季節にちなんだテーマから取り上げた生態学に関する話とフィールド観察による「見えない自然のはたらきを見る」シリーズ全4回の最終回。「寒くないかしら？」をテーマに地球温暖化と生物について身近な自然環境の事象から考え、見つめ直す。パワーポイントを使用した講義に続き、屋外で水温の体感温度の実験や園内を歩きながら、生きものと冬という季節について講師の解説をもとに観察する。講師：三島 次郎(桜美林大学名誉教授)	9	1
2008/12/20	多摩川博士になろう！PART29 多摩川と浅川に冬鳥を見に行こう！	多摩川とその支川の一つである浅川が合流する付近は、冬の渡り鳥をはじめ多くの鳥の姿を見ることができる。双眼鏡やフィールドスコープの使い方や野鳥観察について学ぶとともに、まちなかの川から、わんど、畑、合流点の広々とした河川空間など、さまざまな場所での鳥の様子などを歩きながら観察し、その特徴や生態などを知る。講師：二宮 尚子(財日本鳥類保護連盟専門委員)・榎本正邦(えのきん事務所)	5	4
2009/1/18	多摩川博士になろう！PART30 多摩川の冬景色(冬の河原の植物と名前の不思議)	植物には不思議な名前が多く見られる。なぜ、そのような名前がついたか？そんな植物の名前の不思議(名前の由来についての考え方など)についての話も聞きながら、新春の多摩川を歩き、この時期に見られる植物の様子や特徴などを観察するとともに、それらにも関係する名前の由来についてもあわせて学習する。講師：吉田 誠(植物研究者)	11	2
2009/2/15	多摩川博士になろう！PART31 多摩川に虫の冬越しをたずねて	昆虫たちは冬になると、活動を止めて身をひそめ、春のくるのを待つ。どんなところで、どんな姿で、冬を越しているのか。多摩川を歩きながら、冬の昆虫を探し、それぞれの冬越しの様子を観察するとともに、また、どうしてそうしなければならぬか、冬越しの理由を考えてみる。講師：立川周二(農学博士・昆虫生態学)	15	9
2009/3/15	多摩川博士になろう！PART32 多摩川で春を見つけよう！(冬の河原の植物と名前の不思議2)	植物の名前の不思議を学びながら河原の植物を観察するプログラムの第2弾。早春の多摩川河川敷で、この時期に見られる植物について、特長、生態とともに名前の言われから人との関わりなどについても学ぶ。また、この時期特有の食べられる野草についても観察し、学習する。講師：吉田 誠(植物研究者)	10	7

引用文献：「平成 20 年度 多摩川中流域情報交流連営業務報告書」NPO 法人多摩川センター，2009

・平成7年度～21年度の多摩川ふれあい教室来室者数

月	来室者数(人)			開催日数 (日)	一日平均 (人)
	大人	子供	合計		
平成7年度計	6,158	7,094	13,252	85	156
平成8年度計	7,784	9,537	17,321	119	146
平成9年度計	7,373	8,469	15,842	117	135
平成10年度計	6,307	6,570	12,877	85	151
平成11年度計	8,160	8,699	16,859	87	194
平成12年度計	4,289	4,417	8,706	65	134
平成13年度計	4,815	5,270	10,085	85	119
平成14年度計	4,531	5,225	9,756	114	86
平成15年度計	4,090	5,106	9,196	113	81
平成16年度計	4,044	4,337	8,381	116	72
平成17年度計	4,147	3,832	7,979	109	73
平成18年度計	4,830	4,491	9,321	112	83
平成19年度計	5,744	4,946	10,690	114	94
平成20年度計	6,342	5,188	11,530	116	99
平成21年度計	6,579	5,224	11,803	117	101
累計	85,193	88,405	173,598	1,554	112

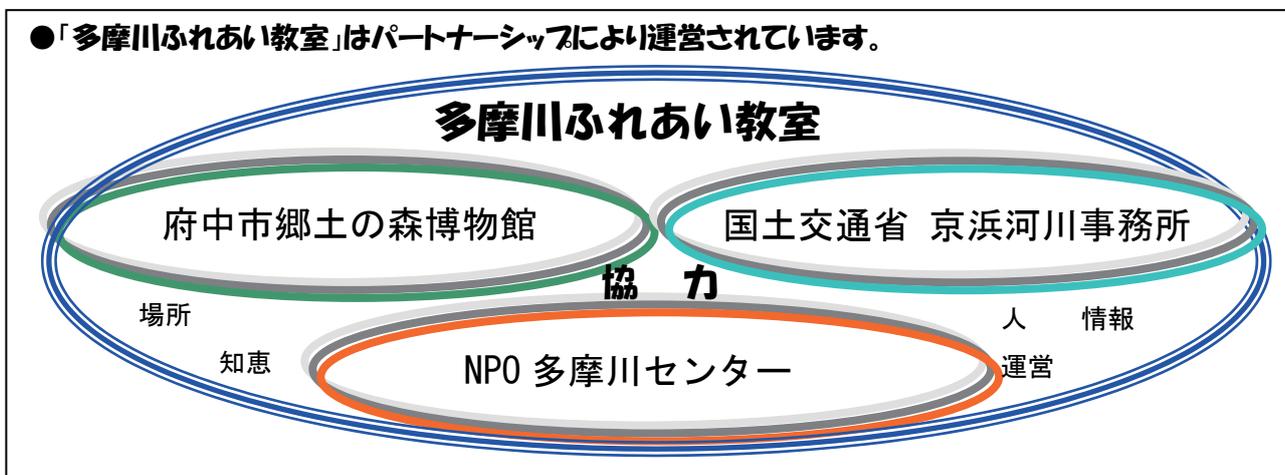
※開館日：土日祝祭日（年未年始は府中市郷土森博物館の開館日）

引用文献：「多摩川中流域情報交流運營業務報告書」NPO 法人多摩川センター，2010

③ 運営形態

- ・運営費は、国土交通省による公開入札制度への参加による。2008年度から多摩川中流域情報交流運營業務として、国土交通省京浜河川事務所の受託事業として運営。

・多摩川ふれあい教室運営体制



引用文献：「多摩川ふれあい教室パンフレット」NPO 多摩川センター，2010年

④ 運営に関する課題

- ・ ふれあい教室の来場者は、児童などを中心にリピーターが多くなっている。このことから展示内容やクラフトづくり等、常に新たな企画が求められている。今後は、展示の年間計画をつくり、来訪者に新鮮な情報提供ができるよう工夫する必要がある。
- ・ また、定期観察会もシリーズ化し、続けて参加することによるスキルアップ等が実感できるようなプログラム化を図る必要があると考える。

【定期観察会について】

- ・ 「多摩川博士になろう！」をテーマに、中・長期的な視点で多摩川を体系的に理解するプログラムを設定するとともに、体験を重視したメニュー、自然との共存、対応技術の習得等、参加者が実感として理解を深めるようなメニューの提供を行うことが効果的と思われる。
- ・ 府中市郷土の森博物館との連携や協働事業を通じ、博物館活動や情報の共有を行うことによって、内容の充実を図ることが効果的と考える。また、そのことによる博物館への運営協力が行われると考える。
- ・ 多摩川流域で活動している水辺の楽校や地域活動、防災事業等との連携を深め、多様なふれあい教室の活動に資するような連携を図る。

【展示の改善等について】

- ・ 見学や観察だけでなく、体験、参加型の展示やワークショップ等を工夫し、来室者の感性の醸成が図れるようなメニューを開発する。
- ・ 来室者による作品づくりや、実習等が教室でできるような展示やイベントの開催等を工夫する。

【図書、資料の充実について】

- ・ 「多摩川子ども図書館」の充実や利用を図り、書架の整理や資料の収集等を行っているが、今後も子どもの主体的な調べ学習や関心、興味を広げていくために、室内での展示や活動、観察会とも連動した積極的な図書類の利用を図っていく。
- ・ 多摩川センターが協力した「西暦 2000 年の多摩川を記録する運動」（1999 年～2001 年）で得られた多摩川の映像、写真等の提供を受け、常設映像展示の充実化を図っている。これらを通じ、本年度より実施している「西暦 2010 年の多摩川を記録する運動」への参加を促す。

【地域との連携】

- ・ フィールドワークに関する資材、器材の貸し出し等による住民活動への協力を促進する。
- ・ 地域の学校の総合的学習の時間との連携や学校活動へのサポート等を通じ、ふれあい教室の利用を促進する。
- ・ 多摩川流域の活動団体や他の交流拠点施設との連携を図り、情報、ヒトの交流を促進する。

■No.6 かわせみ館（日野市環境情報センター）

(1) 施設の概要

・施設名	かわせみ館（日野市環境情報センター）
・所在地	日野市日野本町 1-3-6
・施設管理者	日野市環境保全課 （日野市環境情報センター かわせみ館 ホームページ） URL : http://www.hinocatv.ne.jp/~kankyo/
・施設運営者	日野市 公募市民
・施設構造/規模	2階建（1F：展示・環境情報提供・パソコン室／2F：会議室(18名)・事務室）
・開館日	毎週月曜日休館
・運営スタッフ	専従者6名（うち市民4名、市職員2名の交代制、市民ボランティア）
・団体運営費の規模	8,376（千円）（平成20年度）
	（内訳）・日野市からの事業支出金（全額） ・報酬費、消耗品費、施設管理費

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- ・ 1995年、市民の直接請求にもとづき「日野市環境基本条例」が制定され、条例にもとづき1999年に日野市環境基本計画が策定された。この計画により環境情報センターの設立が決められた。その後、5年目の見直し時に改めて同センター設立が要請され、2005年1月に、市役所関係部局、市民団体代表、大学、事業所関係者、小中学校代表等23名による設立準備会を発足し、運営方法、内容等が合意された。同年7月に開館となった。
- ・ このセンターは、国交省京浜河川事務所が進める「多摩川流域リバーミュージアム計画」（1998年）の流域サテライトの一つとして、多摩川に関する情報の収集、環境の活動拠点として位置づけられている。

② 事業・活動内容

- ・ 2008年度の事業、活動の概要は以下のようになっている。

1. 環境に関する情報の収集

- ・ 文献の収集は、日野市、国、他自治体、大学等から寄贈等で、2008年度まで1956冊を収集、閲覧に供している。
- ・ 館内の展示としては、水槽による淡水魚、水生生物の標本、石、スズメバチ等の標本、図鑑、ビデオ、DVD等の映像資料を常設

2. 環境学習会等の開催

【子ども対象】

- ・ 市内の小中学校の総合学習（低学年は生活科）への出張授業は、学校授業支援を目的に設立された市民団体「どんぐりクラブ」との協働で行われた。2008年度は4214名を対象とし、

52回の実施（2007年度は1650名で25回開催、2006年度は922名で15回開催）。

- ・内容は、植物や昆虫、鳥類を調べやネイチャーゲーム、エコハウスづくり、クラフトづくり等。

【成人対象】

- ・自主事業として「みんなの環境セミナー」を明星大学環境システム学科と一部共催し、講座を開催した。2008年度は15回の実施で711名の参加（2007年度は375名/16回・10講座、2006年度は196名/8回・10講座）

- ・内容は、写真展、ホテル、樹木、昆虫、天体等の観察等。教職員、市学校教員等の研修会等

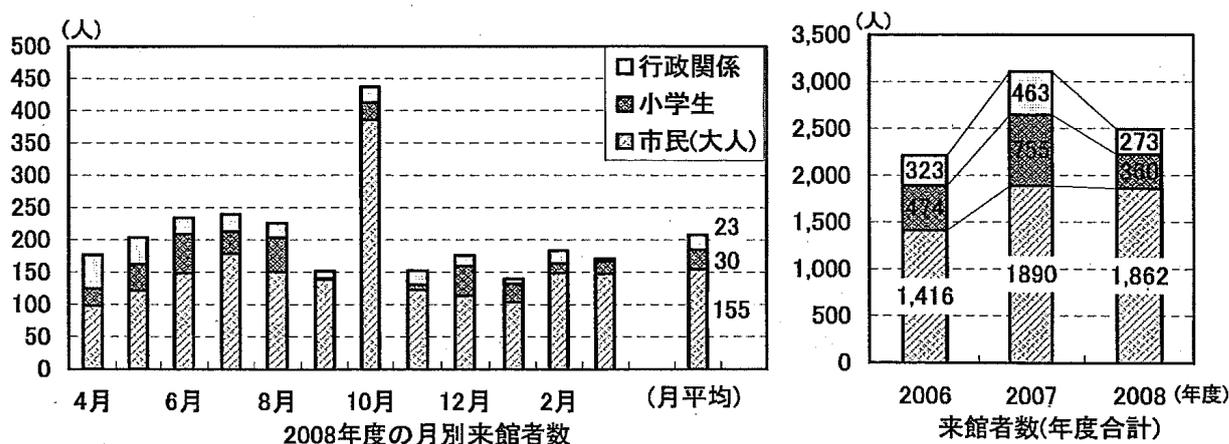
【その他】

- ・東京都教育10年経験者ボランティア等社会体験学習の受託
- ・ツバメのくるまち事業（ツバメのくるまちシールのデザイン原画展）
- ・「環境マップ」の充実
- ・市内教員向け観察会の指導
- ・日野市環境市民会議、水辺の楽校、雑木林ボランティア等の活動支援
- ・環境相談の受付と対応
- ・環境白書の編集、作成
- ・日野市環境情報センター年報（2005年～）を毎年発行

3. 施設の利用状況

- ・日野市環境情報センターでは市民向けに情報提供しているほか、市民団体の会合・会議等の場として1階の相談コーナー（約8名）、2階の会議室（約20名）を提供している。2008年度の当センターの年間利用状況は、年度合計は2,495名で、市民（中学生以上）成人1,862名、小学生360名、行政関係者273名が来館した。

・日野環境情報館 2008年度来館者数



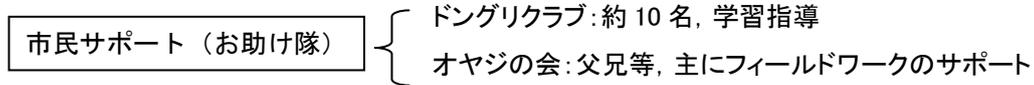
引用文献：「日野市環境白書 2008年度」日野市 他

③ 運営形態

- ・日野市環境保全課の直営で行われている。市からは交替で2名の職員を派遣し、市からの嘱託職員によるセンター長1名、スタッフ3名が交代で運営している。
- ・環境基本計画の推進をモニターする目的で情報センターと同じ時期に設立された日野市環境市民

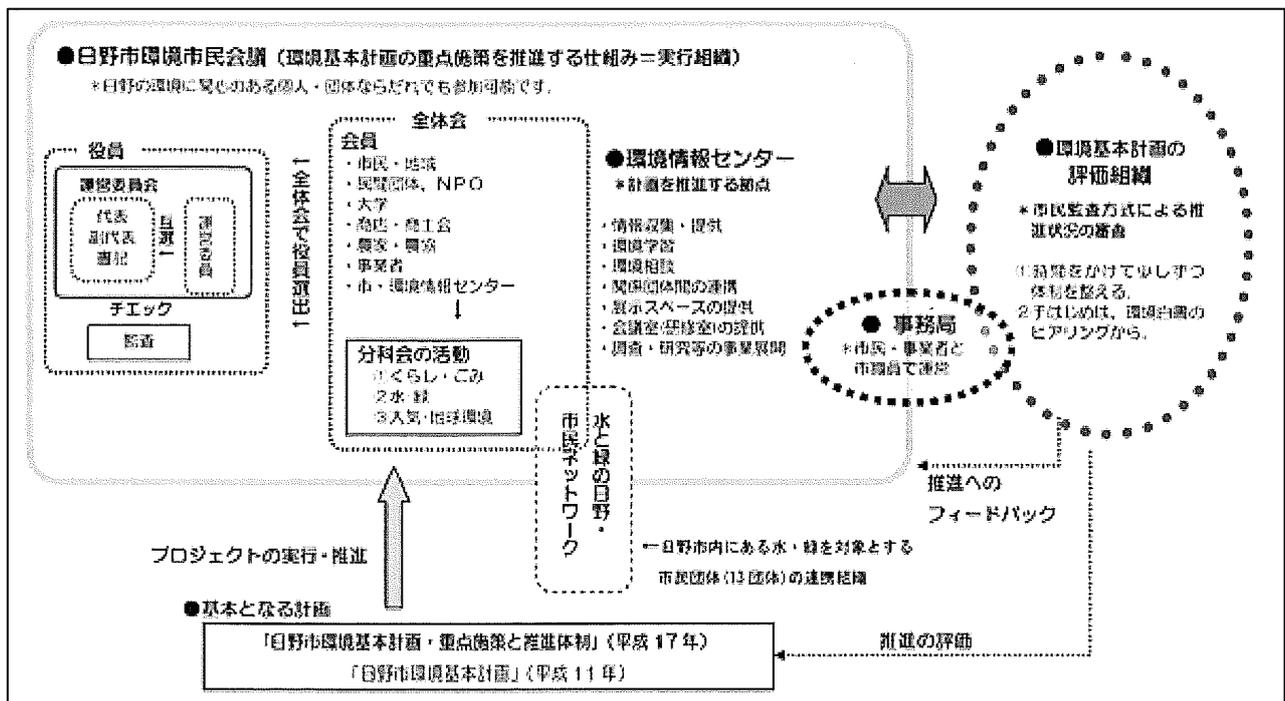
会議の活動プロジェクトは、「くらし、ゴミ」分科会、「水・みどり」分科会、「大気、地球環境」分科会(2005年当時)の3つを設立。情報センターは協力、支援を行っている。

- ・ 市民による環境学習支援のボランティア組織である 2 つの組織がセンター活動の支援を行っている。



- ・ また水辺の楽校、雑木林ボランティア養成講座の卒業生が活動サポートを行っている。

・ 日野市環境市民会議の組織と他の推進組織との関係(2005年)



引用文献：「日野市環境白書 2004年度」日野市

- ・ 運営に関する費用として、日野市の学校には社会人講師派遣が各学校に予算化され、環境学習指導等には 3000 円/人日が支出されている。
- ・ 日野自動車によるグリーンファンド助成やその他の助成制度を活用した調査研究を行っている。
- ・ 環境学習等のテキスト作成に市から年間 10 万円の補助がある。

④ 運営に関する課題

- ・ 市から運営費の拠出が年々減少する傾向にある。
- ・ 館の清掃等もスタッフが行うことになっている。
- ・ 多摩川流域リバーミュージアムのサテライトとして、国からの情報、資料等の提供が少ない。関係を密にできればいい。

■No.7 福生 志民館

(1) 施設の概要

・施設名	福生 志民館
・所在地	福生市南田園 3-64-2 国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所内
・施設管理者	国土交通省 京浜河川事務所
・施設運営者	福生市環境部、福生水辺の楽校協議会 他 (福生市環境課「福生水辺の楽校・多摩川で遊ぼう」ホームページ) http://www.city.fussa.tokyo.jp/life/environment/general/study/88vtda0000001xw0.html
・施設規模	建物 m ² ・敷地 m ²
・開館日	土、日及び学校の夏休み期間
・運営スタッフ	専従者 1 名・非専従者 2 名
・団体運営費の規模	1,400 (千円) (平成 21 年度)
	(内訳)・管理人員費 約 50 万円/年 ・ (アルバイト 自給 450 円) ・事業費 100 万円/年

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- ・ 2003 年国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所内の敷地に防災倉庫兼用施設として設置。福生市との協定により市民公開型の多摩川情報拠点として開設された。

② 活動内容

- ・ 平成 21 年度は「福生水辺の楽校」との共同事業として行われ、企画、運営を地元の NPO 法人自然環境アカデミーが担っている。

【2009 年度 (H21) 活動計画】

	実施日	活動テーマ	活動場所	集合場所
第1回	4月12日	ヨモギ団子作り	川の志民館	川の志民館
第2回	5月10日	色々な魚を見てみよう・春	多摩川中央公園	川の志民館
第3回	6月7日	環境フェスティバルに参加しよう！ ～プールのヤゴ救出作戦～	多摩川中央公園	環境フェスティバル 水辺の楽校ブース
第4回	7月12日	色々な魚を見てみよう・夏	多摩川中央公園	川の志民館
第5回	8月3日	多摩川の源流まで行ってみよう！ ～沢下り・滝つぼ体験～	山梨県小菅村	福生市役所
第6回	8月23日	かっぱまつり ～多摩川でおもいきり遊ぼう～	多摩川中央公園	川の志民館
第7回	9月13日	色々なバッタを見てみよう	多摩川中央公園	川の志民館
第8回	10月12日	色々な魚を見てみよう・秋	多摩川中央公園	川の志民館
第9回	11月8日	色々な鳥を見てみよう	柳山公園と川沿い	柳山公園
第10回	12月13日	ネイチャークラフト作り	川の志民館	川の志民館
第11回	H22年2月14日	手作りたこあげに挑戦	川の志民館	川の志民館
第12回	H22年3月14日	色々な魚を見てみよう・冬	多摩川中央公園	川の志民館

※ 開催は毎月第 2 日曜日 午前 9 時～12 時 (資料：福生市環境課)

- また、多摩川講座として、市域外や多摩川でフィールドワークを中心とした講座を開設している。
 - 干潟で遊ぼう！（多摩川河口，6月）
 - 夏の多摩川・遊び方教室（多摩川原，7月）
 - 多摩川 最初の一滴を見に行こう！（多摩川水源，10月）
 - 冬の多摩川バードウォッチングツアー（多摩川原，12月）等
- 福生水辺の楽校の平成22年度予定として、子ども向けプログラム、大人向けプログラムとしてそれぞれ以下を計画している。

多摩川で遊ぼう 年間予定(2010年度)【子ども対象／年12回開催予定】			
実施日	活動テーマ	集合場所	活動場所
4月25日(日)	ヨモギ団子を作って食べよう	川の志民館	多摩川中央公園
5月9日(日)	多摩川の魚を捕まえてみよう	カニ坂公園	カニ坂公園
6月6日(日)	環境フェスティバルに参加しよう？プールのヤゴ救出作戦？	多摩川中央公園	多摩川中央公園
7月11日(日)	多摩川の魚を捕まえてみよう	川の志民館	多摩川中央公園
7月30日(金)	多摩川の源流へ行こう？沢登り、滝つぼ体験？	中央体育館	山梨県小菅村
8月28日(土)	いかだで冒険、多摩川で泳ごう	川の志民館	多摩川中央公園
9月4日(土)	バッタをゲット&多摩川の希少種を守ろう	柳山公園	永田地区
10月10日(日)	多摩川の魚を捕まえてみよう	カニ坂公園	カニ坂公園
11月14日(日)	多摩川バードウォッチング	柳山公園	永田地区
12月12日(日)	河原でネイチャークラフト	川の志民館	多摩川中央公園
2011年1月9日(日)	河原のゴミ拾い&餅つき大会	川の志民館	さくら公園
2011年2月13日(日)	手作りたこあげに挑戦	川の志民館	多摩川中央公園
	※年度途中での変更の可能性あり		
多摩川サポーターズ 年間予定(2010年度)【大人対象ボランティアスタッフ要請講座／年4回予定】			
実施日	活動テーマ	集合場所	活動場所
4月25日(日)	河原の草花を食べよう	川の志民館	多摩川中央公園
6月27日(日)	散策路草刈り&アウトドアクッキング	川の志民館	多摩川中央公園
6月6日(日)	多摩川で釣った魚を食べてみよう	川の志民館	多摩川中央公園
7月11日(日)	散策路草刈り&いかだ用竹採り	川の志民館	多摩川中央公園

引用文献：福生市環境課「福生水辺の楽校・多摩川で遊ぼう」ホームページ
<http://www.city.fussa.tokyo.jp/life/environment/general/study/88vtda000001xw0.html>

③ 運営形態（契約方法等）

- 国土交通省京浜河川事務所と福生市との志民館施設の利用協定により運営管理を行う。福生市環境課が福生水辺の楽校運営協議会（事務局 福生市環境課）と共同で運営。事業内容の企画運営は、NPO法人自然環境アカデミー（事務局 福生市熊川243）に委託している。
- 平成20年度の利用者数は以下のとおりである。

・川の志民館利用者数

（単位：人）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年
86	51	75	54	117	85	34	46	31	43	52	48	722	909

※ 開館日数：131日（土日及び小中学校の夏休み期間）

④ 運営に関する課題

- 志民館へのアクセスに難があり、人が集まりにくく日常時の利用者が少ない。
- 建物内の展示を増やしたり、体験型の事業により参加者を増やしていきたい。

- ・ 大人向けプログラムや子ども向けプログラム等の多様化を図る。
- ・ 行政は、定量評価なので来館者、参加者を増やす必要がある。

■No.8 奥多摩水と緑のふれあい館

(1) 施設の概要

・施設名	奥多摩水と緑のふれあい館
・所在地	東京都西多摩郡奥多摩町原 5 番地
・施設管理者	東京都水道局、奥多摩町 (東京都水道局/奥多摩水と緑のふれあい館 ホームページ) http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/water/pp/okutama/index.html
・施設運営者	奥多摩町教育委員会
・施設規模	建物 総床面積 約 1830 m ²
・開館日	休刊日 毎週水曜日（休日の場合翌日）及び年末年始（入場無料）
・運営スタッフ	専従者 7 名（うち 4 名は外部委託）
・運営費の規模	約 80,000（千円）（H21 年度）
	（内訳）・

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- ・ 前身として奥多摩町立の奥多摩郷土資料館があったが、東京近代水道百周年記念事業、小河内ダム 40 周年記念事業として、1998（H10）年、東京都水道局と奥多摩町が共同で設置した広報及び郷土資料館を兼ねた施設。

② 事業内容

- ・ 水と緑のふれあい館の館内は 2 フロアとなっていて、①奥多摩の歴史、民俗を紹介するコーナー、②水源地域を魚や虫、鳥の眼で冒険するコーナー、③小河内ダムや周辺の緑を紹介するコーナー等、ジオラマや映像、3Dシアターで紹介している。
- ・ 2 階にはダムの展望所を兼ねた奥多摩の名産品ショップ、レストランが併設されている。また、特別企画として、春のコンサート、秋の大道芸人のショー、奥多摩郷土芸能の獅子舞等（年 1 回）が館内で行われている。

③ 運営形態

- ・ 東京都水道局と奥多摩町による運営委員会を設置し、運営管理を行っている。運営費は、東京都水道局による奥多摩町への業務委託費、計 8 千万円／年（H21 年度）で運営されている。
- ・ 当館のスタッフは 7 名で、奥多摩町からの出向者 3 名と外部への委託者 4 名による。また、名産品ショップとレストランは、社団法人 奥多摩湖愛護会が使用スペースの使用料を奥多摩町へ支払い、自主運営を行っている。
- ・ 2009 年度の約 23 万人の入場者があり、近年は同水準を維持している。団体利用は多摩川上流部の小学 4～5 年生の社会科見学等があり、1 日 4000 人といった日もある。

④ 運営に関する課題

- ・ 展示施設、内容等が老朽化しているが、予算が限られていて更新が難しい。

■No.9 奥多摩水と緑のふれあい館

(1) 施設の概要

・施設名	多摩川源流研究所
・所在地	山梨県北都留郡小菅村 4383
・施設管理者	山梨県小菅村源流振興課 (多摩川源流研究所ホームページ) URL: http://www.tamagawagenryu.net/
・施設運営者	同上
・施設規模	建物 約 200 m ² ・敷地 m ²
・開館日	
・運営スタッフ	専従者 1 名・非専従者 1 名
・団体運営費の規模	約 10,000 (千円) (H21 年度)
	(内訳)・委託事業 280 万円 ・ イベント参加費 51 万円 ・ 会費 13 万円 ・ 小菅村委託費 700 万円

(2) 調査の内容

① 設立の背景・経過

- ・ 2010 年 4 月、小菅村の第三次総合計画（1999 年～）にもとづき、多摩川源流に関する調査研究活動、情報の発信、交流事業の推進を目的に小菅村営つり場管理棟「水の館」2 階の 2 室を同研究所として開設。
- ・ 設立当初の活動方針は以下のとおり。
 1. 源流資源の調査・研究と源流学の構築
 2. 「源流の四季」(季報)、インターネットなどによる情報発信
 3. 「源流体験教室」の創設
 4. 多摩川流域や全国の源流との多彩な交流

② 活動内容

- ・ 設立からこれまでの主な活動事業は以下のとおりである。

・多摩川源流研究所 主な活動・事業 (2001～2009年)

2001年	平成13年	<p>多摩川源流研究所設立 2001年4月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究 情報の発信 交流事業の推進 ・「源流の四季」第1号発行 ・「源流の四季」第2号から流域市区町村へ直接配布 ・第1回全国源流シンポジウム 小菅村 ・源流探訪の旅事業
2002年	平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・源流体験教室の企画とモデル推進 ・多摩川源流協議会の結成 ・小菅村源流交流推進室設置 ・水と森と食の祭典 世界子ども水フォーラム地域交流 ・全国源流ネットワーク結成 ・「源流絵図」小菅版作成
2003年	平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のボランティア「森林再生プロジェクト」開始 ・第4回全国源流シンポジウム 高津川源流 匹見・六日市 ・第1回全国源流フォーラム 小菅村
2004年	平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のボランティア「森林再生プロジェクト」 ・多摩川源流自然再生推進協議会 設立 ・国土施策創発調査・源流再生事業 ・小菅村源流振興課 設置 ・第5回全国源流シンポジウム 多摩川流域 世田谷区 ・多摩川流域ネットワーク結成, ・多摩川流域セミナー ・「源流絵図」奥多摩版作成
2005年	平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のボランティア「森林再生プロジェクト」 ・国土施策創発調査・源流大学及び全国源流の郷組織 ・多摩川源流大学構想検討会 ・自然再生協議会 ・全国源流の郷協議会 ・NPO 法人全国源流ネット設立
2006年	平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・東京農業大学現代GP 多摩川源流大学を設立 ・東京電力森林再生フォーラム・森の鼓動写真展開催 ・第1回黎明祭開催 ・源流塾「多摩川源流百年の森づくり」 ・第7回全国源流シンポジウム開催 ・「源流絵図」川上版作成
2007年	平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・大橋式路網を視察 ・源流大学開校 5月20日 白沢キャンパス ・第2回黎明祭 大橋式路網の完成 ・シカの食害対策 国や県へ要望 ・平安土器発掘 長作・古観音遺跡 ・「松鶴のブナ」防護柵設置
2008年	平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ・源流自然再生協議会全体構想・実施計画 ・第28回多摩川流域セミナー ・大橋式路網現地研修会 ・源流体験教室に22団体1300名参加 ・第9回全国源流シンポ・木祖村大会 ・源流元気再生プロジェクト開始 ・木づかい保健室プロジェクト 第1号完成 ・第三回黎明祭 「大菩薩ヒノキ」宣言 ・大橋式路網 人材育成現地研修会 ・木づかいプロジェクト営業開始 ・狛江・川崎・大田区で来年度モデル実施へ ・森林作業道研修会
2009年	平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・源流元気再生運営委員会開催 ・日本の森を守る有志の会連携 ・大橋式路網の科学的検証 ・「源流絵図」天川版完成 ・轆轤(ろくろ)先進地視察 ・全国森林作業道研究会結成 ・源流元気再生中間報告会 ・鶴峠森林作業道第3期(1800m) ・NPO 法人多摩源流こすげ設立 ・国に森林作業道 政策提言 ・路網選定研修会 パンフ 記録集

引用文献：多摩川源流研究所 運営委員会資料 2009

③ 運営形態（契約方法等）

- ・ 運営は、市民、行政、学識者等による多摩川源流研究所運営委員会と事務局で構成。
- ・ 平成 22 年度からは、NPO 法人多摩源流こすげ（H21 年 9 月設立）と一体的に運営することが決定。事務局は小菅村 3 階に移設することとなった。

④ 運営に関する課題

- ・ 2010 年度からは、NPO 多摩源流こすげと協働しながら運営することとなるが、シンクタンクとしての役割を進化させ、上記 NPO 法人と実践するスタイルをとることとなる。

【多摩川水系以外の河川の交流拠点運営に関わる調査結果】

■No.① 大野川河童小屋

(1) 施設の概要

・施設名	大野川河童小屋
・所在地	〒879-7305 豊後大野市犬飼町田原 834-2
・施設管理者	NPO 法人 河童倶楽部
・施設運営者	同上
・施設規模 及び内容	建物 約 60 ㎡ 多目的室（サロン・学習室・資料室等）・仮眠室・事務室・倉庫など
・開設年	2000 年
・運営スタッフ	※運営団体である NPO のメンバー等
・団体運営費の 規模(概要) (H21 年度)	約 (千円) (内訳) ・委託事業 円 ・助成金 円 ・会費 円 ・寄付金 円

(2) 事業の内容

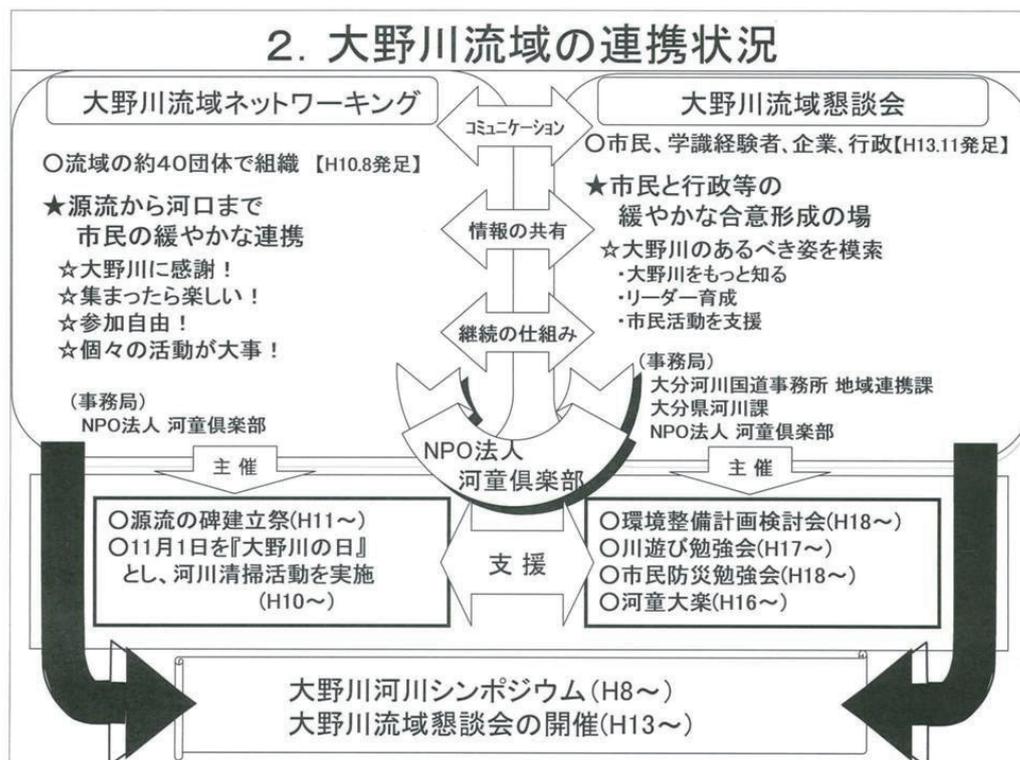
① 設立の背景・経過

- ・ 大野川における流域ネットワークの形成や拠点作りの背景は、1996 (H8)年の第 1 回大野川シンポジュームの開催（竹田市）をきっかけに、第 2 回同シンポジューム(1998 年)において流域の約 40 団体との連携で大野川流域ネットワークを発足させ、民・官・学等による協働事業が始まる。
- ・ この組織は、毎年 1 回のシンポジュームの継続開催とともに、大野川源流の碑の建立（1999 年～2008 年までに建立された源流の碑は 15 基）、河口の碑（1 基）、大野川クリーンアップキャンペーン、大野川河川整備計画への参画（国土交通省）等の活動を行ってきた。
- ・ その活動を通し、ネットワークの事務局や交流の場として、2000 年（H12）に現豊後大野市犬飼の大分県が占有する河川公園内駐車場用地に小屋（「河童小屋」）を住民の手で建設する。
- ・ 2001（H13）年に官民による大野川流域懇談会を設立。以後、大分県公募事業として大分大学等との連携による河童大楽、子どもの水辺登録、子ども河童くらぶ（リーダー養成等）、川遊び研究会、市民防災研究会等を行ってきた。
- ・ 2002（H14）年、NPO 河童倶楽部の設立、河童小屋は種々の活動や交流の拠点となっている。

② 事業内容

- ・ 河童小屋を運営する NPO 法人河童倶楽部は、大野川流域ネットワークや大野川流域懇談会との連携、協働事業として運営を担当している。

<大野川流域の地域との連携図>



<主な連携事業>

①大野川シンポジウム

- ・1996 (H8) 第1回 主催:川のロマンネットワーク 21
九州水環境交流会(竹田市商工会議所青年部・岡の里実行委員会)
- ・1997 (H9) 第2回 大野川流域ネットワーク発足
- ・2000 (H12) 第4回 市民参加の川づくり、河川整備計画について
- ・2001 (H13) 第5回流域懇談会発足・第2回全国源流サミット
(以降、河川シンポジウムは大野川流域懇談会と共催)

②大野川に感謝「源流の碑建立祭」

- ・毎年源流から運ばれた木や石による碑を河口まで運び、河口から源流まで各地の団体にリレー方式で引き継ぎ、碑を源流に建立
- ・流域の自然・歴史文化に触れながら運ぶ
- ・上下流交流と絆づくり
- ・大野川に感謝するを多くの人に理解してもらう

③大野川クリーンアップキャンペーン

- ・11月1日を「大野川の日」とし、前後2ヶ月間で自由に実施(規模:2000人)
- ・大野川漁協、大分市河川清掃、大分県ゴミゼロ運動との連携

④河童小屋:サロン交流の場、流域の活動拠点、ミニ学習館、

大野川流域懇談会・大野川ネットワークの事務局、情報発信

⑤河童大楽

- ・大分県公募事業よりスタート
- ・リーダー育成、川の安全、野鳥観察、環境学習「川のたび」、防災研究会
- ・大分大学との連携(今後、高校等との連携)
- ・大野川流域懇談会の事業として継続
- ・子どもの水辺への登録(教育委員会との連携)

⑥子供河童くらぶ(川に親しむ・環境学習・リーダー育成)

- ・坂ノ市公民館(大分市)、大在公民館(大分市)、大南公民館(大分市)
- ・柴北川子供河童くらぶ(豊後大野市)、三重川こども河童くらぶ(豊後大野市)、

緒方公民館(豊後大野市)、豊岡小学校(竹田市)、めだかの学校(竹田市)

⑦お助け隊「YUI(結)」

- ・YUI(You&I)絆を深め、お互い助け合う「結」
- ・手弁当で参加
- ・大野川の旅をしながら流域のことを知る・交流を深める
- ・活動を支援するための助け合い
- ・景観をよくするための助け合い
- ・森づくり、里山の整備、竹の伐採、草刈、農作業、河川清掃
- ・災害ボランティア活動
- ・子供の環境学習／子供と川や森、地域に親しむためのお手伝い
- ・インターネット勉強会・ブログ作成勉強会・携帯電話の活用勉強会
- ・ほかの活動との横断的な連携、大分県の進める地域応援隊との連携

引用文献:「大野川流域ネットワーク 10周年記念シンポジウム資料」
大野川流域ネットワーク, 2008

③ 運営形態

- ・ 市民の自主運営による。
- ・ 施設は、NPO 法人河童倶楽部により自主管理・運営が行われている。NPO や地域住民等の連携活動の拠点施設として多様に使われている。
- ・ 敷地の占有者である大分県と年間 12,000 円の借地料を支払い毎年契約更新している。小屋の維持費は光熱費等、約 30,000 円/月がかかる。
- ・ その他運営者による自主事業や助成事業として、①河川整備基金からの助成金、②国土交通省、大分県等からの受託事業、③会費収入 (NPO 河童倶楽部 会費 ; 入会金 1 口 10,000 円、年会費 1 口 30,000 円 ※設立当初) がある。

④ 運営上の工夫

- ・ 今後は基本的にお金のかからない運営を心がけているとともに、行政からの助成、委託に頼らない運営を工夫している。その検討として、
 1. 自主事業として「大野川 川の旅事業」の運営
 2. メーリングリストを活用した企業の PR による寄付金収入
 3. 子どもの環境学習基金箱の設置による寄付金により、年間 100 万円ぐらいのアルバイト費用の捻出で運営可能と想定している。ほかに、
 4. 河川管理者から大野川研究室設置の要請があり、研究費等を受けたい等がある。

⑤ 運営に関する課題

- ・ 中・上流域の人口減少、高齢化を見越した助け合う活動 (応援隊、共助、YUI(結)) 等を促進したい。
- ・ 地域力、流域力といった絆を深める
- ・ 人、情報ネットワーク等、ソフトインフラの整備を行う
- ・ 水環境を改めて見直す

■No.② リバーパル五ヶ瀬川

(1) 施設の概要

・施設名	水門管理棟資料館リバーパル五ヶ瀬川
・所在地	〒882-0023 宮崎県延岡市牧町河口付近埋立地内
・施設管理者	国土交通省 延岡河川国道事務所
・施設運営者	NPO 法人五ヶ瀬川流域ネットワーク
・施設規模 及び内容	建物：約 6095.27 m ² 敷地：約 599.94 m ² 展示室・多目的室・資料室・観察室・水門管理室・仮眠室・事務室・倉庫
・開設年	2004年8月
・運営スタッフ	常勤4名
・管理者との契約等に基づく事業名と予算 (H21年度)	約 4,500円 (千円) ※施設運営に関わる委託は延岡市教育委員会による (その他の事業)・補助金 8,515千円 ・助成金 1,573千円 ・会費 円 ・寄付金 円

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- ・ 施設建設の事業名：河川激甚災害対策特別緊急事業（国土交通省延岡河川国道事務所）。
- ・ 平成9年の、北川の激甚災害での環境調査で、北川の自然環境のすばらしさが改めて認識された。そこで、この地に建設予定だった3つの水門と1つの樋門を管理する施設を拡充して、隣接する環境省が指定した重要干潟やアカメの育つ友内川などの自然や北川・五ヶ瀬川の環境、河川整備の新しい方向など川について多様な情報を発信したり、河川愛護、環境教育、地域作りの基地としても位置づけることとし、多様な活動が出来る施設として建設された。

② 事業内容

- ・ 施設は毎週火曜日及び祝祭日の翌日を休館日とし、年間約1万人の来館者がある。NPO 五ヶ瀬川流域ネットワークによる施設を拠点とする主な事業内容は以下のとおりである。
 - ・ 学校事業としての、社会見学事業の受け入れ。(川についての講義、干潟観察、降雨体験など)
 - ・ 各種観察会(植物、水生生物、野鳥、干潟、地域の履歴など)
 - ・ 各種講演会(河川、環境、生き物、歴史、新エネルギー、など)
 - ・ CONE・RAC 講習会
 - ・ D ボート(ダンボールを利用した手作りボート)体験活動
 - ・ カヌースクール・カヌーツーリング(キャンプ)
 - ・ 体験イベント(つり竿づくり、科学実験、夏休み工作教室、クリスマスリース、春のリース、縄鉢づくりなど)
 - ・ 水辺から文化の里づくり(アーティスト・イン・レジデンスを取り込んだ、地域資源を活かしたまち作り活動)

- ・ NPO 五ヶ瀬川流域ネットワークでは、このほか以下のような補助金・助成金による自主事業を行っている。
 1. 絵小町東海プロジェクト事業（「県民との協働」提案公募型事業）
 - ：リバーパル五ヶ瀬川周辺の東海東地域でのバイオマスエネルギーなどの新エネルギーについての可能性を探る。同時に冬場を使用していない田圃に菜の花を植え、景観作物としての可能性も探る。（2,000,000円／宮崎県県民政策部）
 2. 地域資源活用事業に関する業務（ふるさと雇用）
 - ：地域資源を活かして、今後新規雇用が生まれそうな事業にパイロット的に取り組む事業者、その事業に関わる新規雇用者の人件費を助成する。（6,515,000円／延岡市）
 3. D ボート大会 IN 宮崎 2009
 - ：段ボールで作るボートを作成しデザインコンクールをした後、実際に川に浮かべてレースをする。遊んだ後の濡れた段ボールは細かくちぎって「カミネッコン」という植木鉢に詰め、木や花の苗を植えて持ち帰ったり、植樹に活用する。（1,000,000円／日本財団）
 4. 「東海（とおみ）地域の伝統文化再発見」ワークショップ
 - ：東海地域に伝承されている「櫛伝馬踊り」を子供達に伝え、発表の場を作ると同時に、この地域が舟運基地で会ったことで残っている地域の履歴を調べるワークショップを開催する。（573,000円／財団法人 伝統文化国民財団）

③ 運営形態

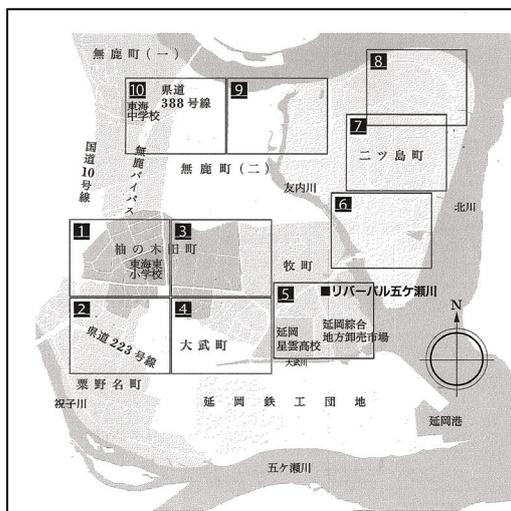
- ・ 施設管理者は、国土交通省延岡河川国道事務所。施設運営に関わる契約方法（H21年度）は、国土交通省延岡市河川国道事務所と延岡市教育委員会の間で管理運営契約を結び、延岡市教育委員会より NPO 法人五ヶ瀬川流域ネットワークへの業務委託による。
- ・ 施設運営に関わる委託契約（H21年度）の業務名は、「水門管理施設『リバーパル五ヶ瀬川』管理運営業務委託契約」で、リバーパル五ヶ瀬川の庁舎管理と施設の設置目的に沿った事業の実施を業務内容とする。

④ 運営上の工夫

- ・ 事業費の捻出が大変なので、毎年様々な助成事業に応募し、継続している事業が続けられるようにしている。
- ・ 地域と連携した活動にも取り組んで、地元からの応援者を増やす工夫をしている。
- ・ 資材や備品の調達も出来るだけ地元業者を採用し、色々な関係を結びやすくしている。

⑤ 運営上の課題

- ・ 事業費が、毎年確実に得られる保証が無いので、事業費の捻出に苦労している。
- ・ 職員の給与が低いので、長く勤めてくれる人が少ない。
- ・ 地域と協働して開催しているアーティスト・イン・レジデンスを取り込んだ活動は、近いうちに全国区のイベントとして育てていきたいと考えている。



- 100年前の大武22 栗野名町古地図24
- 1 柚の木田(北)02
 - 2 栗野名・柚の木田・大武04
 - 3 柚の木田(東)・牧06
 - 4 大武・牧08
 - 5 牧10
 - 6 寺島・牧12
 - 7 寺島・恋島14
 - 8 恋島16
 - 9 無鹿・恋島18
 - 10 無鹿20

この地域の魅力

【膨らんだり縮んだりする道】

広い田圃の周りを囲むように点在するその集落も区画整理がされておらず、迷路のような入り組んだ道が残っている。道路そのものも膨らんだり縮んだりして味わいのある道路空間を作っていて、思わず歩いて見たくなる。そんな場所では道路と建物の境も草花や竹などで柔らかに修景されており柔らかな空間を作っている。道路で立ち話をしている人を多く見かけるのも道路空間に独特の居心地の良さがあるからで、絶えず道路に人の目があると云うことは子供達にとっても安心安全の町である。

【庚申さんや水神さん】

舟運基地だった名残と、洪水常襲地帯でもあったので、道中安全の庚申さんや水神の供養や水難防止を願った水神さんがあちこちにある。庚申さんにはいくつかのタイプがあるがこの地でもほとんど全てのタイプを見ることが出来る。庚申とは60日に一度巡ってくる「かのえさるの日」に、体の中の三尸虫(さんしちゅう)が抜け出して天帝に小さな悪いことまで全て告げに行くと言われ、庚申の日には一晩中寝ないで騒いでいるのが庚申講の起こりで、その日には男女の交わりも御法度であった。それが高じて、庚申の日に生まれた子は鬼子として殺す習わしのあところもあった。青面金剛というタイプがそれを具体的に表しており彫られた像の手に鬼子が置られている。他に庚申と字を彫った物と猿田彦と言う字を彫った物もある。猿田彦は天から降りてきた天孫を迎えに行き案内した神様で後に天鈿女命と結婚するためにあわてて立てた神社が高千穂の荒立神社であるが、そのことで道案内の神様でもある。無鹿には三尸と彫った物もあり、これも庚申である。庚申塔は新しい道などが出来ると動かされるが水神は祟りが強いので、あまり動かされるのが無く地域の屋敷を調べるのに役立っていたが最近ではきちんとお祝いをした後で動かすことも多いという。

【巨木と石垣】

この地域はどこも洪水常襲地帯なので、家や畑を洪水から守るため、色々なタイプの石垣が沢山残っている。石のタイプも全て違うので、どこかこの近くの一定の山から切り出された石では無いのであるが、それぞれに味があっておもしろい。巨木も多く、それはこの地域に長く人が住み続けてきた証でもある。鎮守の森や河畔林の豊かささきながら、住宅の庭木や生垣も手入れが行き届いて美しい。

【水辺のある町】

この地域は水に囲まれているところも多く、川が遠いところには水路が張り巡らされている。水は人にさまざまな潤いを与え環境を豊かにする。舟運が途絶えて久しく、水を活かす文化が消えつつある中で、星雲高校に力又一部が誕生し、友内川での自然再生事業で友内川を周遊できる遊歩道が完成すると、また新たな水との付き合い方が生まれるかも知れない。

引用文献：「延岡 東海（とおみ）さるく」（地域の魅力を紹介するミニブック）
リバーパル五ヶ瀬川（NPO 法人五ヶ瀬川流域ネットワーク），2009

■No.③ 荒川知水資料館

(1) 施設の概要

・施設名	荒川知水資料館（愛称：a m o a アモア）
・所在地	〒115-0042 東京都北区志茂 5-41-1
・施設管理者	国土交通省 荒川下流河川事務所、東京都 北区
・施設運営者	一般競争入札の業務受託による民間企業
・施設規模 及び内容	建物：約 m ² 敷地：約 m ² ・本館、分館の3階建て ・1F：（本館）ロビー、情報コーナー、水槽コーナー、ITコーナー、 北区事務所 （分館）ホール（アモアホール／多目的ホール） ・2F：（本館）展示室、流域模型、企画展示コーナー、青山土コーナー、 （分館）ライブラリー ・3F：（本館）テラス、地域交流スペース（※申込制） （分館）災害対策室（荒川下流河川事務所）の見学コーナー ・（本館屋上）展望テラス ※荒川と赤水門（旧岩淵水門）、新岩淵水門の眺望
・開設年	1998年3月29日
・運営スタッフ	常勤2名
・管理者との契約等に基づく事業名と予算 (H21年度)	約1,400円（千円） （その他の事業）

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- ・荒川流域の人と情報の交流、また北区における河川公園管理の拠点としてこれらの機能を集結させる形で平成10年3月に開館。

② 事業内容

- ・休館日は、原則として毎週月曜（祝日を除く）、祝日の翌日、年末年始。
- ・主な事業内容は以下のとおり。
 1. 学校利用への対応
 :社会科見学や総合的な学習の時間のフィールドとして荒川を利用してもらうための学習利用に適した情報の提供や説明、ワークショップの運営
 2. ワークショップの開催
 :船上セミナー、荒川防災講座、荒川なんでもウォーク、キャンプ教室、ハゼ釣り教室、ボート教室、凧揚げ教室、自然観察等のフィールドワーク（月1回程度）
 3. 常設展示
 - ①都市河川・荒川（浸水シュミレーション）：洪水時、流域（赤羽や浅草など20地）の浸水状況シュミレーション映像

②流域模型：流域面積 2,940k m²、全長 173km の荒川流域を 2 万 5000 分の 1 の地形模型で再現及び河口から源流までの空撮映像

③青山 土コーナー：荒川放水路、旧岩淵水門工事に携わった青山士について映像等関連資料 等

4. ライブラリー：荒川に関する書籍や文書、ビデオ、ホームページ などの閲覧

5. 荒川情報ボード：来館者による荒川流域の情報の閲覧

6. 地域交流スペース（申込制）

：荒川をフィールドとした地域の活動や、小中学校の総合的な学習の時間を支援するため設置された自由に使えるオープンスペースで、以下のような活用が図られている。

① NPO・市民団体等の方々の活動拠点としての活用

② NPO・市民団体等の方々の情報発信拠点としての活用

③ 荒川をフィールドとして活動する団体相互の情報交換・交流の場としての活用

④ 総合的な学習の時間を活用した荒川の自然や生き物を調べる場としての活用

⑤ 荒川の歴史・治水・自然・生き物についての書籍やビデオの閲覧

③ 運営形態

- ・ 施設は国土交通省荒川下流河川事務所が管理し、入札による外部委託及び荒川下流河川事務所により運営。

④ 運営上の工夫

- ・ 施設 3 階は、流域市民や団体の活動支援スペースとして利用されている。

⑤ 運営上の課題

- ・ 広報費等の問題で運営予算が削減されている。

■No.④ 北上川学習交流館あいぽーと

(1) 施設の概要

・施設名	北上川学習交流館あいぽーと・国土交通省一関防災センター
・所在地	〒029-0131 岩手県一関市狐禅寺字石ノ瀬 155-81
・施設管理者	国土交通省岩手河川国道事務所
・施設運営者	一関市教育委員会、国、市民による企画運営委員会
・施設規模 及び内容	<p>建物：約 m² 敷地：約 m²</p> <p>・国土交通省の防災センター、出張所を兼用した施設（3階建て）</p> <p>（1F）展示：北上川の風土と民俗、歴史と文化、自然、災害、治水などの情報の紹介、北上川の治水の知恵と地域発展の関わりなど北上川を知るコーナー（1/10000の航空写真による巨大流域マップ、大型スクリーンによる映像紹介、北上川に関する書籍や貴重な資料が閲覧できる「北上川歴史図書館」、動植物の標本や写真、パネル展示等）</p> <p>・学習スペース（80名収容）</p> <p>（2F）集中管理センター ：一関遊水地の中里陸閘、平泉陸閘、前堀・平泉排水機場等の施設を一元的に管理し、効率的・効果的な河川管理の中核となる施設。洪水時の情報収集・提供、水防活動の拠点としても活用</p> <p>（3F）展望テラス</p>
・開設年	1998年3月29日
・運営スタッフ	あいぽーと事務局4名（常勤3名でローテーション） 募集によるボランティアスタッフ
・管理者との契約等に基づく事業名と予算 (H21年度)	約460万円 (その他の事業)

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- ・施設建設の事業名：国土交通省一関防災センター事業（国土交通省岩手河川国道事務所）
- ・あいぽーとは、一関遊水地と北上川の風土と民俗、歴史と文化、自然、災害、治水などの情報を知り、地域の交流及び連携を図るために設置された学習・交流施設で、国土交通省一関防災センターとしての位置づけ、国土交通省の出張所も兼ねている。企画段階より地域のNPOや地域住民が関わり、現在も地域との協働での運営が図られている。

② 事業内容

- ・休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）。年間利用者数は、約20,000人（H21年度）。
- ・施設における主な事業として以下のものがある。
 1. パネル、映像等を館内に常設展示し、事務局スタッフが案内する。専門的なことは地域NPO等でサポートする

2. 体験プログラムの実施

：大人から子どもまで川や自然に触れ合いながら、周りの自然をもっと身近に感じてもらえるような体験学習プログラムを行っている。そのなかで、総合学習や子供の会行事等の支援として「リクエスト講座」も実施している。

<あいぼーと体験プログラムの主な実施例>

- ・川のお話読み聞かせ会、水害語り部教室
- ・北上川の動植物の生態を知る学習会
- ・カヌー操船技術講習会
- ・せっけんづくりや炭焼き体験教室
- ・水辺プラザを利用した学習と遊び
- ・あいぼーと自然クラブ教室

<リクエスト講座のこれまでの主な講座例>

- ・水害語り部講座（アイオン台風、カサリン台風水害）
- ・北上川の歴史講座（北上川の舟運、北上川の舟渡し）
- ・河川の動植物観察講座（バックテスト、水生生物調査）
- ・国土交通省の出前講座（河川事業の今昔物語、洪水防御施設の役割）

3. 災害発生時、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の活動拠点として利用

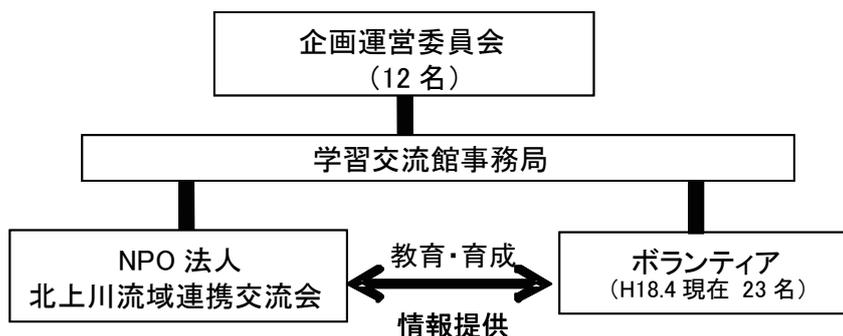
③ 運営形態

- ・施設管理者である国土交通省岩手河川国道事務所により、「あいぼーと管理運営業務」として館の施設管理に関し、国から一関市（教育委員会生涯学習文化課）へ運営委託されている。

④ 運営の工夫

- ・運営は、国と一関による企画運営委員会（1回/月）で協議される。運営体制は以下のとおりである。

<運営体制>



引用文献：「北上川学習交流館・国土交通省一関防災センターあいぼーと」ホームページ
<http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/iport/>

- ・リクエスト講座の各講座のスタッフとして協力するサポート会員や川と自然に関する企画、出展などを随時募集しているほか、川や水に関する活動に学習室、展示スペースの貸与等により、地域住民の館の積極的な利用、運営参画を促している。
- ・「あいぼーとクラブ」（入会無料）として、体験プログラムに参加する一般会員と、プログラム

の講師や実施に協力・支援するサポート会員を随時募集し、継続的な参加や川へのより深い理解、ネットワークの形成、拡大を図っている。

⑤ 運営上の課題

- ・ 多数の来館者の場合、説明員が足りない場合がある。また、ガイドが高齢化している
- ・ 地域、NPO との連携が不十分、かつ NPO の体力不足が生じている。
- ・ 夏期の来館者は多いが冬期が少なく、その解決策が見出せない。



引用文献：「北上川学習交流館あいぽーと」案内パンフレット(部分)

■No.⑤ 展勝地レストハウス

(1) 施設の概要

・施設名	展勝地レストハウス
・所在地	〒024-0061 岩手県北上市立花 14-21-1
・施設管理者	北上市
・施設運営者	株式会社 展勝地
・施設規模 及び内容	建物：約 m ² 敷地：約 m ² ・南部藩の米蔵をイメージして再現された北上川に面したレストハウス。レストハウス内は、旬の食材や手打ちそばなど郷土料理を提供するレストラン、北上周辺の工芸品、食品等を販売コーナーのほか、北上川の流れる眺望できる多目的な利用が可能な大座敷のスペースがある。
・開設年	第1次開館 1972年、第2次再整備 1990年
・運営スタッフ	(正社員) 11名、(パート) 10名、ふるさと雇用再生基金事業による職員3名
・管理者との契約等に基づく事業名と予算 (H21年度)	自主運営 ※施設、建物、駐車場等は市からの借地として賃貸料を支払う契約

(2) 事業の内容

① 設立の背景・経過

- ・北上川左岸に隣接する展勝地は、約293haの公園にソメイヨシノやベニヤマザクラなど約1万本の桜が咲き、「みちのく三大桜名所」の一つに数えられ、特に北上川沿い約2kmにわたる樹齢80年を超える桜並木は桜のトンネルとなり、東北有数の桜の名所として知られる。展勝地レストハウスは、その展勝地の拠点施設として北上市が建設し、民間で運営されている。
- ・展勝地は、北上市立花の北上川左岸一帯を桜や北上川などの景観を生かした名勝地にしようと計画され、1920年(大正9年)に開園した。その後、観光客へのサービス施設として1972年、北上市によりレストハウスを開設、1990年に展勝地観光施設整備事業の一環で再整備され、今日に至る。

② 事業内容

- ・営業時間は10:00～19:00、休館日は毎週月曜日。敷地内には大規模な駐車場を備えており、地域の観光拠点として大型バスでの団体利用も多い。
- ・レストハウス内では、手打ちそばや旬の食材を使った郷土料理を提供するレストランとともに、立花地区や江刺地区の「北上山系リンゴ」といった果物や北上周辺の工芸品、食品等が常時販売しているほか、イベント時には、レストハウス前の駐車場の一部で北上各地の名産物や屋台が出店される。
- ・レストハウス脇の北上川河畔は、入江状に整備され、毎年4月～5月頃に開催される「北上展勝地さくらまつり」にあわせ「北上川遊覧船」を運航している。

③ 運営形態

- ・ 施設等の賃貸契約による自主運営。
- ・ 賃貸契約上は、レストハウスの土地及び建物（819.66 m²）に対し、それぞれ約 178 万と 45 万で年間約 2,224 万円／のほか、(株)展勝地の事務所用として隣接の建物（164.52 m²）について行政財産使用許可のもと 479,386 円／年の使用料がある。
- ・ 契約上の合意事項として、以下のものがある。
 - ・ 目的外使用の禁止
 - ・ 通年営業とする
 - ・ 地域の特産品、産物を中心とした営業に努める。
 - ・ 維持費、管理費、衛生費、営業に伴う経費は(株)展勝地の負担。
 - ・ 修繕費については、建物本体、駐車場ほか園地、トイレ等にかかる部分のうち、年間数十万については、随時協議のうえ市が負担。
- ・ 駐車場（1,000 m²）は、展勝地レストハウスの営業を行う上で必要不可欠であり、レストハウスのみならず展勝地へ訪れる人への公共的な意味合いがあり賃料無し（ただし、(株)展勝地のほか第 3 者がイベント等で仕様する場合は使用料が必要（土地の単価 8,330 円／m²×使用面積×使用日数/365 日）。

④ 運営上の工夫

- ・ 市民有志の出資による(株)展勝地を設立し、北上市が建設した展勝地レストハウス及び周辺施設を市から有償で借地し、事業を行っている。
- ・ 故郷の物品、食品を販売することで、事業益を得て運営。主な商品は、餅、リンゴ、特産の毛糸を素材にした衣料品。地元の食材による料理の提供。

⑤ 運営上の課題

- ・ 年間 2 億～2.5 億円（H21）の売上だが、赤字経営となっている。
- ・ 展勝地の花見だけでは限界があり、展勝地全体の緑地の景勝、北上川の利用等を活かした運営を考えたい。
- ・ 株式会社をソーシャルカンパニー* としていきたい。

* ソーシャルカンパニー：社会的課題を事業的手法で解決する企業集団

4. 考 察

(1) 施設の状況

本調査で取り上げた多摩川水系の9ヶ所の交流拠点施設の設置状況は、施設管理者と運営者の関係でみると官設民営型が8ヶ所、民設民営型1ヶ所であった。このうち、国土交通省の河川管理施設の一部を自治体に占用させるタイプは3ヶ所、自治体が直営するタイプ5ヶ所となる。さらに運営をNPO法人等、地域住民団体に一部または全部運営委託している所は4ヶ所、国土交通省がNPO法人に契約により事業委託している所が1ヶ所となっている。

施設内での情報提供や交流を目的とした展示物等については、河川環境や防災情報等のパネル展示、多摩川や川一般に関する図書、調査研究や報告書、図鑑、行政資料、地図等の展示と閲覧、ビデオ、DVD映像の放映、活動案内やパンフレット等の配布、水槽等を利用した生きものの展示等を行い、来館者対応を行っている施設は7ヶ所、インターネット等を利用した情報提供や研究会、ネットワーク活動の事務局機能のみが2ヶ所であった。

(2) 設立の背景

国土交通省河川局は、1970年代からの河川環境の保全や回復、啓発や川と地域の交流を目的としたさまざまな事業や制度整備を行ってきた。建設省京浜工事事務所(当時)は、1975年に河川環境課が設置され、地域連携係とともに地域との交流窓口にもなっている。このような背景のもと、河川法改正(1997年)の後押しもあり、市民と協働する河川管理の方向は前章で示した流域交流懇談会、河川整備計画、リバーミュージアム計画等の中で、市民団体や自治体による地域環境保全対策と呼応しながら交流拠点整備が徐々に進められていく。

現在、多摩川流域リバーミュージアム計画における情報サテライトは、多摩川源流研究所(山梨県小菅村)、日野かわせみ館(日野市)、二ヶ領せせらぎ館(川崎市多摩区)の3ヶ所となっている。また、国土交通省は、1994年事業創設の河川防災ステーション事業で建設された緊急時の水防活動ステーションを平常時、防災学習や環境学習目的で市民に開放し、自治体やNPO法人に運営を委託する事例が全国的に見られる。

全国事例として取り上げた大野川、五ヶ瀬川、荒川、北上川あいぼーと等も同様のケースである。ただし、このような施設の中には、建設当初から計画されたものではなく、河川管理の啓発等地域社会の要請にもとづき、後日開放されるケースも見られる。

(3) 活動状況

市民への公開、開放型のスペースを持つ施設は、前述のパネル、映像、生きものライブ展示、映像の放映、チラシ、パンフレット等の配布に加え、施設を拠点にフィールドでのイベントや体験型学習、調査、情報紙の発行等を行っている。活動内容を整理すると以下のようなものである。

・各施設の主な活動内容

No.	施設名	内 容				
		①展示	②野外	③支援	④ネットワーク	⑤情報紙
1	大師河原干潟館	○	○	○		
2	二ヶ領せせらぎ館	○	○	○	○	○
3	みずとみどり研究会		○		○	○
4	調布市多摩川自然環境館(予定)	○	○	○		
5	多摩川ふれあい教室	○	○			
6	日野かわせみ館	○	○	○		○
7	福生 志民館	○	○	○		
8	奥多摩水とみどりのふれあい館	○				
9	多摩川源流研究所		○		○	○

※ ①パネル、生きもの、映像等の展示

②施設外でのフィールド型活動

③出前講座、総合学習、水辺の楽校等の活動支援

④流域、全国等のネットワーク型活動の事務局機能

⑤定期的な情報紙の発行

この中で、多摩川流域及び全国の活動団体や活動のネットワーク事務局機能を持つ拠点としては、二ヶ領せせらぎ館における多摩川流域市民（団体）のネットワーク（TB ネット）、多摩川流域懇談会（市民の合意形成の場）、多摩川水系水辺の楽校等の事務局運営。みずとみどり研究会における全国の川を対象とした身近な水環境の一斉調査（2004～）の運営事務局、多摩川源流研究所における全国源流ネットワーク（2002年～）の事務局機能がある。

（4）運営状況

現在、施設管理者である国土交通省及び同省と協定を結び施設の一部を占有している自治体から市民及び市民団体（NPO 法人等）が委託、委任を受け運営している施設は8ヶ所である。このうち、公募及び嘱託職員として委任されている所が2ヶ所、委託契約による運営が6ヶ所（うち2ヶ所は部分委託及び予定）であり、民間の直営が1ヶ所である。

ただし、この委託、委任の方法については、一部手続き上不明な点がある。委託、委任の内容は、主に活動、事業に関わる費用であるが、管理者の経費節減の意向で清掃等も含む場合があり、電気代、電話代等は施設管理者が負担しているケースが多い。また、総合学習、水辺の楽校等の支援は、ボランティア活動として行われることが多く、運営資金獲得の活動対象にはなっていない。

運営の年間資金規模としては、100万～200万円以下が1ヶ所、200万～300万円が3ヶ所、600万～1,000万円が2ヶ所、1,000万円以上3ヶ所、未定1ヶ所となっている（2008年度及び2009年度実績を参考）。

ただし、この運営費の中には、交流拠点施設が主催する事業費に加え、自治体が主催する関連事業（広域イベント等）を委託することによって運営に資するよう工夫している所もある。また、運営委託費に加え、公、企業の助成金に応募して得た資金や、NPO 法人の会費、活動支援による謝金等も加わっているが、会費収入や寄付金は運営費の中では少額である。

多摩川では、書籍や物品の販売等による収入を得ている所はほとんどなく、あっても極めて少額で、運営費をまかなうには到っていない。

(5) 運営の課題と検討

本調査の対象施設は、多摩川の環境情報や防災情報の提供、フィールドでの体験や観察等による環境学習や水事故の回避技術の習得などが行われる。このような活動は、日常的、継続的に行われる必要があり、その継続性の担保が各施設とも課題となっている。その内容を整理すると、以下の事項があげられる。

- ① 各施設とも活動、運営に携わる人材の養成、人材の継続的担保の問題がある。とくに NPO 法人等が運営を行う場合においてはリーダーの養成、スキルアップもあわせて行う必要があり、経費の安定的な確保が求められる。
- ② 運営費の中で、NPO 法人等、市民が行政から委託を受ける場合、単年度予算制が主であり、中・長期の予定が立てにくい。また、行政の担当者や行政内部の事情により、委託費が安定しないことがある。特に自治体の財政状況が悪化している所は、近年、予算が低減傾向にあり、習熟した人材の担保が出来ないことや、時間をかけた育成が出来にくい。
- ③ ②の状況から、若い世代への交代が困難になるとともに、現状の運営者が高齢化し、体力的にフィールドワーク等が出来にくくなっている。
- ④ 公共施設であることで物販等自主的な収益事業が行えない。ただし、「奥多摩・水とみどりのふれあい館」のように、レストランの運営を外部に貸フロアとして賃貸収入を得ているケースもある。
- ⑤ このような施設は、中・上流部では人通りの少ない所にある場合が多く、とくにウイークデーは来館者が少なく、その確保に苦勞している。そのような所では、出前講座による参加者の確保や種々の企画事業により参加者や来館者の数値を高める努力をしている。行政内部では数量による評価で予算が決まることもあり苦勞している。
- ⑥ NPO 法人等が運営している場合、行政の担当者が人事異動で交替しがちだが、事業の引き継ぎや熱意、能力により協働関係がうまくいかないケースがある。また、河川や環境分野の専門教育を受けていない担当者が配属されると、事業目的や運営内容に理解が得られないことがある。
- ⑦ フィールドワーク等における保険制度が不十分である。活動や運営の社会的合意、認知を含めた対策が求められる。
- ⑧ 多摩川リバーミュージアム計画によるサテライトとしての運営は国土交通省の事業であるが、開館当初の備品の提供や施設管理に伴う電気代等の無償はあるが、日常的な情報提供、運営に関する支援が近年ほとんどなく、独立した運営となっている。これは、広報費等に対する社会的批判や同様事業が河川管理事業として認知されにくいという政治的判断により予算化が困難になっている背景があると想定される。

5. 多摩川の水辺の楽校に関する調査

(1) 水辺の楽校の開設の経緯

1) 経過

1993年の環境基本法の成立による、1994年、建設省による環境政策大綱が策定され、建設行政においても「環境」が施策の目的化した。1995年、この動きは「今後の河川環境のあり方」として、

- ①生物の多様な生息、生息環境の確保
- ②健全な水環境系の確保
- ③河川と地域の関係の再構築

を方針とする河川審議会答申がなされた。

この中に河川における環境教育の必要性が謳われ、1996年「水辺の楽校プロジェクト」として、川を遊びと学びの場として事業化されることになる。1997年の河川環境の整備と保全を河川管理の目的に追記した河川法の改正や1998年の「川に学ぶ社会をめざして」（河川審議会小委員会）の報告等を受け、河川での環境教育の実施が始まることとなる。

これに基づき、1999年には文部省、建設省、環境省（当時）による「子どもの水辺再発見プロジェクト」（三省庁連携事業）が進められてきた。

<参考>

【子どもの水辺再発見プロジェクト】

平成10年の政府の「川に学ぶ小委員会」の報告「川に学ぶ社会をめざして」を受け、河川環境学習に係る取組の展開を図るため、翌11年度より文部省・建設省・環境庁（当時）の三省が連携する「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」が進められている。このプロジェクトは、子ども達の河川の利用を促進し、地域における子ども達の体験活動の充実を図ろうとするものである。

各地域において、水辺を活用した体験学習や環境学習等の活動を行っている市民団体、行政、教育委員会、学校等が連携して「子どもの水辺協議会」を立ち上げ、子ども達が安全に遊べるようなフィールドを「子どもの水辺」として登録すると、各省や子どもの水辺サポートセンターから様々な支援を受けられる制度である。

【子どもの水辺】

各地域において、水辺を活用した体験学習や環境学習の活動を行っている市民団体、行政、教育委員会、学校等が連携して「子どもの水辺協議会」を立ち上げ、下記のような観点から「子どもの水辺として登録された水辺」のことである。

- ・ 子ども達の遊びや学び、体験活動の場としての利用に適した水辺である
- ・ 安全教育の実施や川での構造上等から、子どもたちが安全にあそべる体制になっている
- ・ 子どもたちの水辺での活動をサポートする団体等から、利用促進の体制が整えられている

【水辺の楽校プロジェクト】

国土交通省が1996年から地域の身近な河川を子どもたちの自然体験や学習の場として活用できるように自然の状態を極力残しつつ、必要に応じてアクセス施設や水辺に安全に近づける河川の整備等を行っているプロジェクトである。登録された「子どもの水辺」において安全に楽しく活動するためには整備が不可欠な場合にのみ、「水辺の楽校」によって整備が行われる。

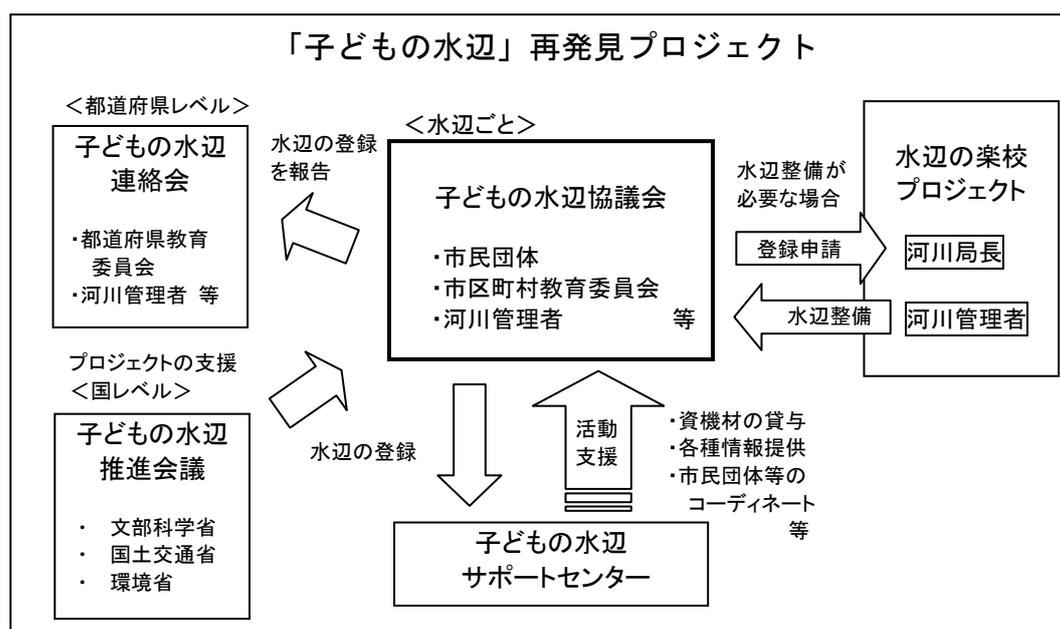
【子どもの水辺サポートセンター】

「子どもの水辺サポートセンター」は、文部科学省・国土交通省・環境省の3省連携(農林水産省も協力)により平成11年度より進められている「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」の推進・支援組織として平成14年7月に設立された。センターでは、子どもたちの水辺体験活動の充実を図るために、情報提供、各種講習会等の開催、資機材の貸し出しなど、様々な支援策を通じて、地域で活動する学校の先生や市民団体等の活動を支援している。

引用文献: 子どもの水辺サポートセンター ホームページ <http://www.mizube-support-center.org/top.html>

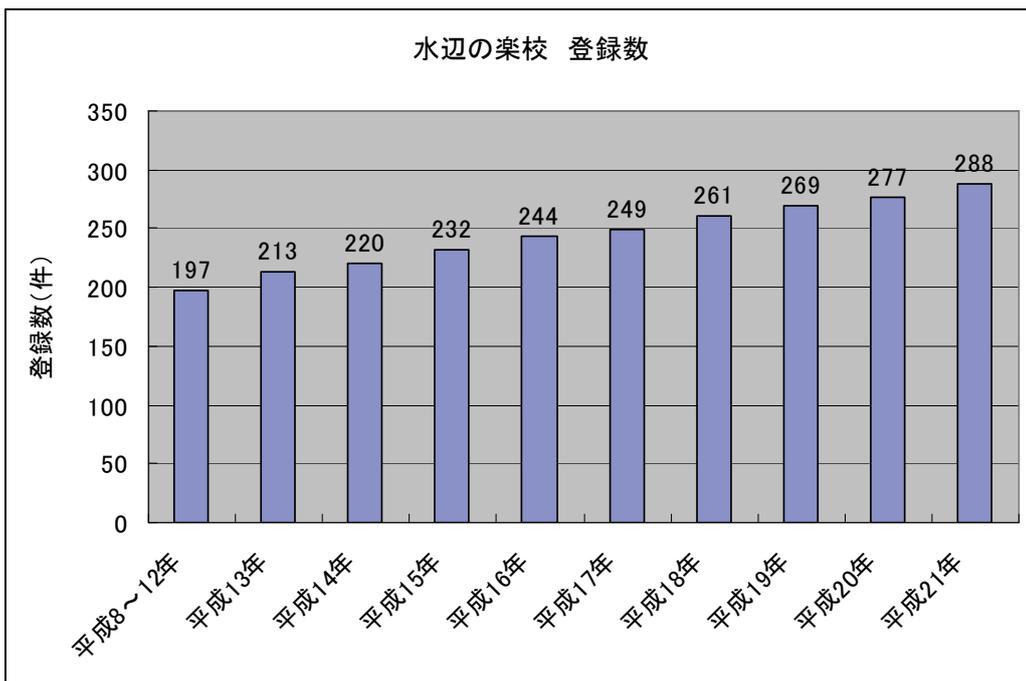
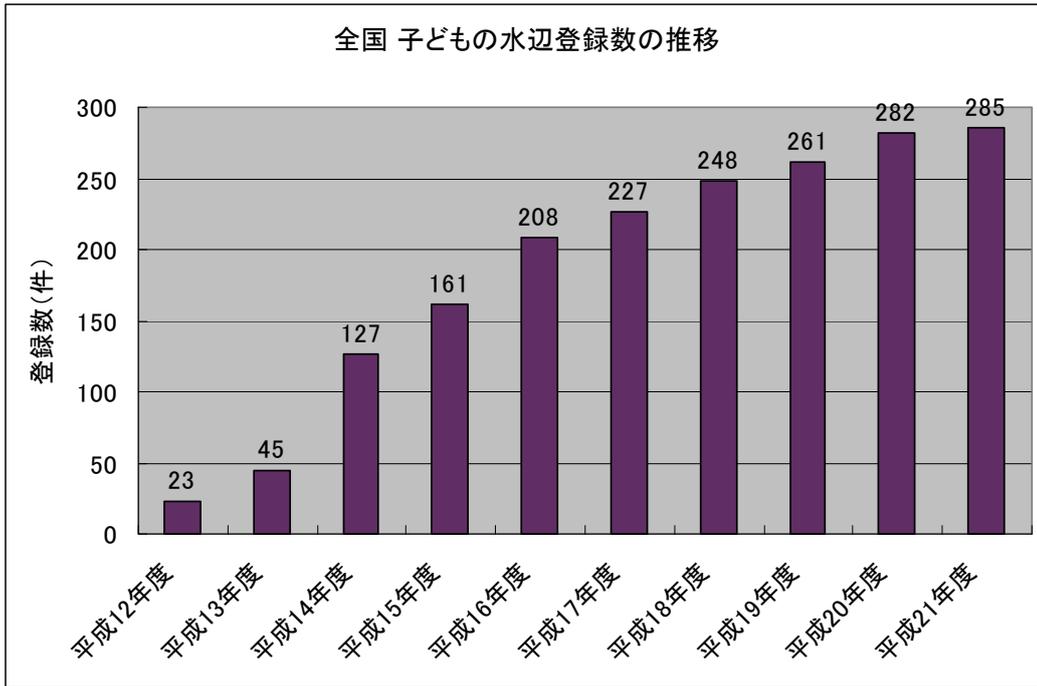
水辺の楽校プロジェクトは、事業設立当初は、市区町村が河川局長に対しプロジェクトを実施するための登録を行ない、協議の後、一定の条件を満たす登録自治体に対し、地域の自治会、ボランティア団体、河川管理者をメンバーとする「水辺の楽校推進協議会」を結成し、計画の策定を行う。

計画に基づき、河川管理者は必要施設の整備を行うとともに、協議会には「川の達人」を配置し、楽校活動の指導を行うことであったが、後年、子どもの水辺再発見プロジェクトの実施に伴い、「水辺の楽校協議会」を廃し「子どもの水辺協議会」を設立、水辺整備が必要な場合のみ河川管理者が整備を行うこととなった。



引用文献: 国土交通省河川局 資料, 2002

・全国「子どもの水辺」登録数及び「水辺の楽校」登録数の推移



資料:子どもの水辺サポートセンター ホームページ (<http://www.mizube-support-center.org/top.htm>)

等より作成

2) 多摩川における水辺の楽校プロジェクトに関する調査

多摩川における水辺の楽校の設立は、前述した1999年からの国土交通省による水辺の楽校プロジェクト事業を契機に各所で申請、設立が行われ、2009年度段階で17箇所が設立され、ほかに1箇所が準備中となっている。

この水辺の楽校プロジェクトは、事業開始当初（1996年～）は、建設省河川局長（当時）に対する自治体からの登録申請に基づき、自治体及び市民、学校、関係団体等による推進協議会を設置し、プロジェクトの推進方針等、水辺の楽校計画を策定する。加えて楽校の学習リーダーとしての川の達人を設置するという方式をとった。この計画に基づき、各所の河川工事事務所（当時）が親水整備を行っていた。

その後、1999年の子どもの水辺再発見プロジェクト（建設省、文部省、環境庁の三者、当時）の事業化に伴い、事前手続きとして「子どもの水辺」登録を先行させ、その後、水辺の楽校設立へ至る手続きとなっている。多摩川において本調査で対象とした水辺の楽校も制度変更に伴い、一部子供の水辺登録のみの団体もあるが、それもあわせ以下を調査対象とした。

・多摩川における「子どもの水辺」・「水辺の楽校」一覧

名称	所在地	登録年
1. 宮川・多摩川源流水辺の楽校	山梨県小菅村 小菅川	
2. 青梅・多摩川水辺のフォーラム	東京都青梅市河辺川原周辺	
3. 福生水辺の楽校	東京都福生市南田園地先	2004年
4. あきしま水辺の楽校	東京都昭島市大神地先	2002年
5. たちかわ水辺の楽校	東京都立川市富士見町地先	2009年
6. 八王子浅川子どもの水辺協議会	東京都八王子市市内 浅川	2006年
7. 滝合水辺の楽校	東京都日野市西平山 浅川左岸	
8. 潤徳水辺の楽校	東京都日野市 浅川左岸	2005年
9. 府中水辺の楽校	東京都府中市 多摩川	2003年
10. いなぎ水辺の楽校	東京都稲城市 多摩川	2009年
11. かわさき水辺の楽校	神奈川県川崎市多摩区宿河原地区	2001年
12. 狛江水辺の楽校	東京都狛江市猪方地先	2005年
13. せたがや水辺の楽校	東京都世田谷区砧地先	2007年
14. とどろき水辺の楽校	神奈川県川崎市中原区地先	2001年
15. 調布水辺の楽校	東京都調布市 多摩川	2010年
16. 多摩市子どもの水辺協議会	東京都多摩市	
17. 平井川子どもの水辺	東京あきるの市 平井川	

<調査方法>

- ・国土交通省資料、子どもの水辺サポートセンター、自治体資料、運営団体資料等、ホームページ掲載資料等も含めた文献調査及び一部ヒアリングによる。

<調査内容>

- ・各施設の概要：運営団体、所在地、事務局
- ・活動内容：事業、活動プログラム等（ここ1～2年）
- ・運営乗降：運営体制、資金 等

3) 多摩川における水辺の楽校の運営状況

多摩川水系の水辺の楽校は、2001年のかわさき水辺の楽校の開設以来、2009年度で17校が開設されている。ただし、この17校の中には、正式に水辺の楽校として認証されていない、水辺のフォーラム、こどもの水辺協議会等があり、いずれは水辺の楽校としての登録が予想されるとして前項の一覧表に示してある。

以下、各箇所の運営状況について、2009年度及び2010年度事業計画等を中心に概要を示す。

1. 宮川・多摩川源流水辺の楽校	
運営団体名	
所在地	山梨県小菅村 小菅川及び支川宮川
事務局	山梨県小菅村振興課 Tel:0428-87-0111

<活動内容>

- ・ 水辺の楽校の設置場所は、小菅川と宮川の合流地点より宮川の宮根橋間約 300mを予定。
- ・ 当該区間については近自然型、親水護岸に整備し、主に小菅小学校の学童を対象に環境教育に供する目的とする
- ・ 水辺の楽校設立前の「子どもの水辺」事業における活動内容は、2005 年度事業として以下のメニューがある。

・ 子どもの水辺活動実績

事業名	期日と場所	対象者	事業の内容	参加者数
春を食べよう	5月22日 (日)	小・中学生	小菅の野山で花・鳥・景色を見たり、山菜を探したりのんびり歩こう。採れた山菜をその場で天ぷらにして楽もう。	45人
ムササビとホタルを見る夕べ	6月下旬～7月上旬の1日 御鷹神社・淀周辺	小・中学生	毎年恒例の人気事業。ムササビとホタルを観察します。じっと待つことで忍耐力を高めます。今年は見ることができかな？	20人
川で遊ぼう	7月23日 (土) 小菅川源流部	小・中学生	川入りの河原で伝統漁法や、魚の観察を中心に、川遊びを満喫します。お昼もみんなで作ろう。	61人
秋を楽しもう	10月16日 (日)	小・中学生	小菅の秋の山を楽しもう。きのこを探したり、木の実を使った工作をしよう。採れたきのこをつかって「きのこ汁」を味	26人
足あとウォッチング	1月28日 (土)	小・中学生	雪の中を歩き新たな体験をしてみよう。特に雪上の獣の足跡や、冬の山の景色を楽しもう。	34人
				(平成16年)

- ・ また河川愛護活動としては、多摩川源流クリーン、グリーン作戦(河川の清掃や植樹活動、樹木の手入れ等)があり、リンナイの「自然と遊んべえ会」や「小菅村エコセラピー研究会」により、伝統漁法の再現、自然観察会等が行なわれるとともに、「ゆうゆうクラブ」等との連携も行われている。

引用文献:「多摩川源流 水辺の楽校構想」小菅村, 2006

<運営状況>

- ・ 2009 年度までの運営状況は不明

2. 青梅 多摩川水辺のフォーラム（水辺の楽校未登録）	
運営団体名	青梅・多摩川水辺のフォーラム
所在地	東京都青梅市河辺川原周辺
事務局	TEL : 0428-22-0980

<活動内容>

- ・ 標記団体は、現在、青梅市と協働で2009年度より親水事業「ふるさとの川に親しむイベント」を開催しており2009年度は、「多摩川まるごと遊び塾」（7月）、「ガサガサ水辺の探検隊がやってくる」（9月）が行われた。
- ・ このフォーラムも含め青梅市は「子どもの水辺」「水辺の楽校」の登録を進めようとしているが、2010年4月の段階で調整中。

引用文献：青梅市ホームページ http://www.city.ome.tokyo.jp/kankyo/shinsui_jigyo.html

3. 福生水辺の楽校	
運営団体名	福生水辺の楽校運営協議会
所在地	東京都福生市南田園地先
事務局	福生市環境課 環境係

<運営状況>

- ・ 現在、子どもを中心に自然体験学習を行う「多摩川で遊ぼう」と、その活動のためのボランティア要請講座である大人対象の「多摩川の達人になろう!」、活動拠点である「川の志民館」の管理、運営と3つの事業を行っている。
- ・ 「多摩川で遊ぼう」は、毎月第2日曜日を中心に行われる多摩川での自然体験。「多摩川を遊ぼう会」をつくり、ボランティアスタッフが指導している。活動への参加は事前登録制となっている。

<活動内容>

- ・ 2010年度計画

実施日	活動テーマ	活動場所
4月25日(日)	ヨモギ団子を作って食べよう	多摩川中央公園
5月9日(日)	多摩川の魚を捕まえてみよう	カニ坂公園
6月6日(日)	環境フェスティバルに参加しよう ?プールのヤゴ救出作戦?	多摩川中央公園
7月11日(日)	多摩川の魚を捕まえてみよう	多摩川中央公園
7月30日(金)	多摩川の源流へ行こう ?沢登り、滝つぼ体験?	山梨県小菅村
8月28日(土)	いかだで冒険、多摩川で泳ごう	多摩川中央公園
9月4日(土)	バッタをゲット&多摩川の希少種を守ろう	永田地区
10月10日(日)	多摩川の魚を捕まえてみよう	カニ坂公園
11月14日(日)	多摩川バードウォッチング	永田地区
12月12日(日)	河原でネイチャークラフト	多摩川中央公園
2011年1月9日(日)	河原のゴミ拾い&餅つき大会	さくら公園
2011年2月13日(日)	手作りたこあげに挑戦	多摩川中央公園

引用文献：福生市環境課資料

4. あきしま水辺の楽校	
運営団体名	あきしま水辺の楽校運営協議会
所在地	昭島市大神 日野用水堰上
事務局	昭島市環境課 水と緑の係 TEL042-544-5111

<活動内容>

- ・ 2000 年、多摩川水系河川整備計画策定における市民アクション(市民による計画提案活動)で、ワンド整備計画を提案し、日野用水堰上左岸に整備されたワンド地域を水辺の楽校とし、活動を行っている。

- ・ 活動方針：

あきしま水辺の楽校でめざすこと

1. 子どもも大人も多摩川の自然の中で遊び、学び、いやされる場とします。
2. 自然への理解を深め、自然を保全する場とします。
3. 川と人とのつながりを理解する場とします。
4. 水辺の楽校での活動を通して、子ども達の成長や地域のコミュニティの場とします。
5. 昭島らしい多摩川の自然を、次の世代に引き継ぎます。

【2009 年度の活動】

- 2009 年 ・ 4 月：多摩川クリーン作戦参加，環境緑花フェスティバル
 ・ 6 月：全国一斉水質調査参加，多摩川源流 水干研修会
 ・ 7 月：市内小学校総合学習Ⅰ（植物と魚）サポート
 ・ 9 月：魚釣り入門，市内小学校総合学習Ⅱ（魚・昆虫採集）
 ・ 10 月：静岡県三島市 柿田川、源兵衛川研修会

- 2010 年 ・ 1 月：羽村堰研修会 等

- ・その他ワンドを中心とした水辺の楽校地区では、運営協議会による 2009 年度維持活動として、以下の作業が行われている。

月日	作業
4 月 1 1 日	大池奥の橋を修理
1 2 日	多摩川一斉清掃
5 月 1 6、1 7 日	林周辺の草刈、ブタクサ取り
6 月 2 0、2 1 日	小池周辺、原っぱの草刈
7 月 1 8、1 9 日	林の通路の草刈、オオブタクサとり
8 月 1 5 日	ワンド入り口付近の水草取り
9 月 1 1 日	臨時の草刈
9 月 1 9 日	草刈（昆虫採集のための通路作り）
1 0 月 1 0 日	大池周辺の草刈
1 1 月 1 5 日	昆虫原っぱのアワダチソウ抜き
1 2 月 1 2、1 3 日	林の中の枯れ枝などの除去
1 月 9 日	楽校内ゴミひろい
3 月 1 3、1 4 日	昆虫原っぱの枯れ草刈

引用文献：

- ①昭島市ホームページ
<http://www.city.akishima.lg.jp/0800kankyo/810shizenkankyo/>
- ②あきしま水辺の楽校活動記録
 VOL.5(2009)

5. たちかわ水辺の楽校	
運営団体名	たちかわ水辺の楽校運営協議会
所在地	立川市富士見町
事務局	立川環境市民の会 TEL042-544-5111

<活動内容>

- ・ 2009年度は、立川市ふれあい農園、立川かんきょう市民の会、たちかわ・みらいパーク企画運営委員会、たちかわ市民交流大学、多摩川塾等、合同・協働事業として、6月から2010年1月の間で5回、「2009多摩川探検隊」(ヤゴ救出作戦、さかなとり、水干ハイキング、自然観察会等)を行っている。
- ・ 2010年度についても同様、他の協力団体との合同、協働事業として、自然観察、源流体験、農業体験、残堀川清掃等 が企画されている。

<運営状況>

- ・ 運営計画としては、以下を挙げている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 多摩川流域や水辺の楽校、市内関係団体との積極的な連携、交流などを積極的に推進する。 ● こどもの水辺環境を活用したこどもたちの自然体験、観察会等を実施。 ● 環境学習支援を行う ● 定期的に役員会を開催し、関係機関とも継続的な話し合いの機会を持ち「水辺の楽校」の環境整備に向けた取組ができるように協力体制を整える。 |
|--|

引用文献:「たちかわ水辺の楽校運営協議会 2010年度 総会資料」

この計画のもと、水辺の楽校の運営は、市民が主体となっていて、市関係の助成金等で運営されている。

6. 八王子浅川子どもの水辺	
運営団体名	八王子浅川子どもの水辺協議会
所在地	八王子市中央地区の浅川 大和田橋～鶴巻橋間(当面)
事務局	八王子市水循環部水再生課 (暫定)

<活動内容>

- ・ 水辺の楽校の前段である「子どもの水辺」として活動
- ・ 2009年度の活動としては、
 - ① 6月・7月:ウグイの放流 市内の小学校4年生
 - ② 7月:八王子浅川ガサガサ探検隊(魚とり) 多摩さくら百年物語と共催
 - ③ 9月:水辺の環境教室(水生生物、魚、野鳥観察) 学童対象
 - ④ 東京桑野ライオンズクラブ主催事業「川で遊ぼう」への参加協力
- ・ 2010年度の活動計画としては、
 - ① 5月:浅川清掃
 - ② 7月:八王子浅川ガサガサ探検隊
 - ③ 9月:水辺の環境教室
 - ④ 7月:ウグイの放流
 - ⑤ 多摩川塾
 を予定している。

<運営状況>

- ・ 市の地区自治会、市民団体、漁協、教育機関(小学校)、八王子市等による運営。市は協議会に対し年20万円を補助(2010年度)。協議会は、
 - ① 協議会実施事業参加者
 - ② 他の団体が実施するイベントに研修目的での参加者
 - ③ 道具の提供者に対し「費用弁償の支払い基準に関する規定」(2007.4.1)により費用を支出している。
- ・ また水辺の楽校登録は現在検討中。

7. 日野・浅川 滝合水辺の楽校	
運営団体名	浅川 滝合水辺の楽校運営委員会
所在地	日野市西平山の浅川左岸 滝合小学校地先
事務局	日野市立滝合小学校 浅川っ子の会(滝合小保護者及び地域住民の会)、日野市緑と清流課

<活動内容>

- 滝合小学校前の浅川にあるワンドをフィールドとして1998年頃から「浅川を遊べる川に」をテーマに全学年を通じ環境学習に利用している。
- 2007年度活動

時期	内容	対象
1学期	多摩川浅川クリーン作戦に参加	—
	生活科「浅川の春探し」	1年生
	浅川の生きもの調べ	3・4年生
	ワンドをみつめて(課題をみつけよう) 浅川のごみひろい	6年生
	浅川の野鳥観察	浅川っ子の会
2学期	生活科「浅川の秋探し」	1年生
	ワンドで遊ぼう	2年生
	総合的な学習の時間(環境)虫博士になろう	3年生
	総合的な学習の時間(環境)つばめの不思議	4年生
	ワンドをみつめて(課題をみつけよう)	6年生
	ワンドで遊ぼう	浅川っ子の会
3学期	多摩川浅川クリーン作戦に参加	—
	生活科「浅川の冬探し」	1年生
	浅川の生きもの調べ	4年生
	ワンドのよさをつたえよう	6年生
	浅川のごみひろい	
	浅川の野鳥観察	浅川っ子の会

引用文献：「日野市環境白書」日野市，2007

<運営状況>

- 運営は、滝合小学校および保護者、地域住民が運営委員会を開き、計画、実施を行っている。市からの補助は2009年度で年間40,000円ほど。

8. 日野・浅川 潤徳水辺の楽校	
運営団体名	浅川 潤徳水辺の楽校協議会
所在地	日野市新井・高橋地区の浅川右岸 新井橋～高幡橋間および向島用水
事務局	日野市立潤徳小学校 日野市緑と清流課、日野市環境情報センター

<活動内容>

- ・ 浅川を昔のように自然豊かな環境に近づけ、子ども達が遊べる自然体験の場にするを目的に、子ども達を集め楽しい遊び(環境学習)を2005年から月1回実施している。潤徳小学校学童及び付近の小学生を対象に活動している。
- ・ また、潤徳小学校敷地内に向島用水を引き込んだビオトープも教材として利用している。
- ・ 2008年12月以降の活動は以下のとおり。

(2008年)12月20日	多摩川子ども環境シンポジウム
(2009年)1月10日	どんど焼き
3月17日	「水辺の楽校」発表会
5月23日	浅川で遊ぼう
6月7日	全国水質検査
7月18日	浅川源流めぐり
8月15日	浅川で泳ごう!!
8月25日	田圃の草取り
9月5日	浅川でガサガサ(魚とり)
10月10日	浅川で遊ぼう5 植物観察
10月20日	今日は稲刈りだ!!
11月10日	田んぼで脱穀
11月29日	浅川清掃デー
12月2日	もみすり
12月5日	多摩川子供環境シンポジウムに参加
12月13日	浅川のね笹刈り
(2010年)1月10日	どんど焼き

引用文献：「日野市環境白書」日野市，2009

<運営状況>

- ・ 日野市環境情報センター等の協力を得て運営。市からは2009年度で年間40,000円の補助がある。

9. 府中水辺の楽校	
運営団体名	府中水辺の楽校運営協議会
所在地	府中市域 多摩川左岸一帯
事務局	府中市水と緑事業本部 公園緑地課

<活動内容>

- ・ 2003年に府中市子どもの水辺を登録し、市内小中学校等の総合学習活動等を経て2006年7月から水辺の楽校として開校。
- ・ 設立目的は、府中市内を流れる多摩川や用水など水辺を活用した自然体験学習、体験活動及び自然環境の啓発活動を行うとしている。
- ・ 2009年度の主な活動は以下のとおりである。

府中水辺の楽校イベント	
第1回	平成21年 6月20日(土) 「多摩川でガサガサ魚とり」
第2回	8月29日(土) 「多摩川おさかなウォッチング」 共催：府中市郷土の森博物館
第3回	9月19日(土) 「多摩川で魚のつかみどりとEボート体験」
第4回	10月17日(土) 「多摩川でガサガサ魚とりと魚つかみ」
第5回	11月28日(土) 「多摩川でクワイモ探しと焼いも」
第6回	平成22年 1月23日(土) 「多摩川で石ころウォッチング」
第7回	2月20日(土) 「活動発表会」 21日(日)～26日(金) 「活動記録展示会」
研修・講習	
水辺の安全講習会	5月24日(土)
支援活動	
小学校総合学習協力	11回
矢崎小	4回 4年生(4月27日・7月7日・9月8日・1月27日)
住吉小	4回 4年生(5月12日・7月6日・10月19日・1月26日)
日新小	2回 4年生(7月8日・9月24日)
武蔵台小	1回 3年生(1月19日)

引用文献：府中市ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/index.html>

<運営状況>

- ・ 府中水辺の楽校運営協議会は、市内自治会、漁協、5箇所の小中学校、国交省、市教育委員会、市内NPO団体等が参加。
- ・ 協力団体として、府中市郷土の森博物館、川崎市内の水辺の楽校、NGO・NPO団体となっている。
- ・ この運営に対し、府中市公園緑地課は、2010年度に約70万円の補助を行ない、年間7回の水辺の楽校イベント(多摩川での魚採り、おさかなウォッチング、クワイモ探し等を行ない、年度末に「府中水辺の楽校発表会」)を行うこととしている。

10. いなぎ水辺の楽校	
運営団体名	いなぎ水辺の楽校運営協議会
所在地	稲城市 多摩川
事務局	稲城市 緑と建設課 緑と水の係 TEL042-378-2111

<活動内容>

- ・ 2005年から子どもの水辺として「いなぎ水辺の楽校」名を使用し、主に小学校の総合学習支援や、ガサガサ探検隊(第1回2006年)を実施してきた。
- ・ 2009年3月、いなぎ水辺の楽校として登録を行う。
- ・ 2009年度事業は、
 - ① いなぎ河原物語:多摩川の河原の野生生物の観察会、イナゴの試食等
 - ② 稲城多摩川水神祭(第1回2009年1月):稲城市に伝わる水神祭で1月の寒中、神社の宮司による神事。入水によるみそぎ、直会(なおらい:神事等の後の宴)等を行う。水辺の楽校は協力団体として参加
 - ③ 大丸ガサガサ探検隊(第2回、父母を中心に2006年から年1回(9月)、市内の学童や大丸用水での魚採りと観察調査

<運営状況>

- ・ いなぎ水辺の楽校の会による運営。市からの資金支援は2009年度段階ではなし。東京都からの助成金(2007年度)を活用してきた。前期、①、③は会の主催事業、②は「水神祭実行委員会」への協力事業。

11. かわさき水辺の楽校	
運営団体名	かわさき水辺の楽校推進協議会
所在地	川崎市多摩区宿河原 ニヶ領用水及び同取水堰上流多摩川右岸ビオトープ一帯
事務局	川崎市多摩区宿河原 1-5-1 ニヶ領せせらぎ館内

<活動内容>

- ・ 2001年に多摩川に造成されたビオトープやニヶ領用水、ニヶ領せせらぎ館を活動拠点として開校した。
- ・ 2008年度の活動は以下のとおりである。

2008年	
4月	H20年度水辺の楽校開校式
5月	多摩川下流の干潟遊び
6月	せせらぎ館大掃除と投網
7月	多摩川本流で投網と川遊び 生田緑地ゴルフ場で外遊び
8月	奥多摩サマーキャンプ ニヶ領用水で魚つかみ
9月	エコカップ筏流しに参加
10月	今年最後の魚釣り
12月	多摩川の鮎の勉強 手作り教室(ミニ門松づくり)
2009年	
1月	多摩川新春凧揚げ大会
3月	東名下湧水で魚とり

引用文献:「多摩川と歩んだ日々 ニヶ領せせらぎ館 10周年記念誌」
川崎市環境局緑政部多摩川推進課・NPO 法人多摩川エコミュージアム, 2010

<運営状況>

- ・ 運営費に関する川崎市からの補助は2010年度ではなし。

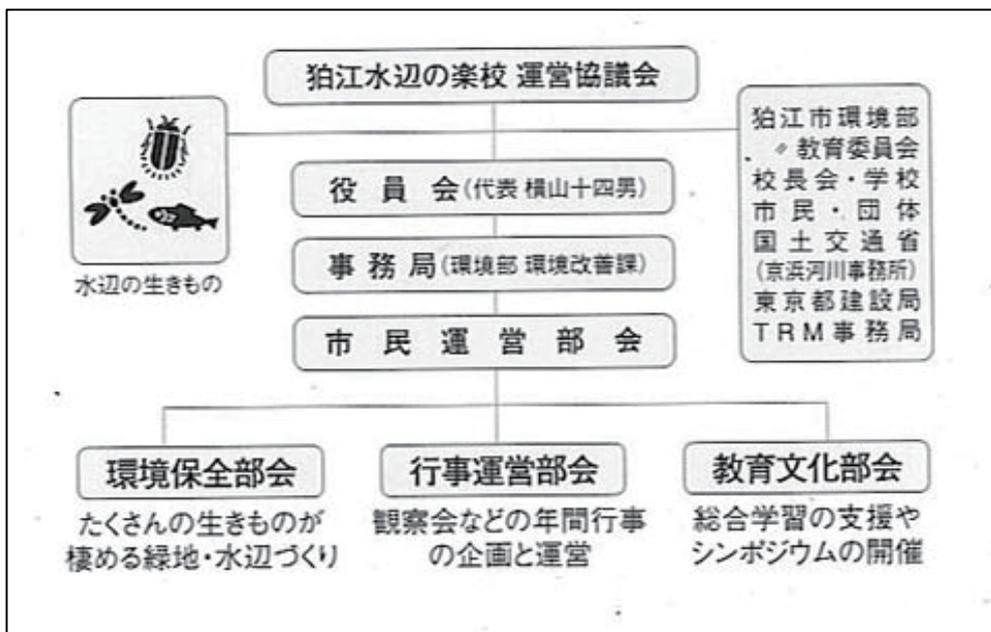
12. 狛江水辺の楽校	
運営団体名	狛江水辺の楽校 運営協議会
所在地	狛江市猪方地先 多摩川左岸（狛江水辺の楽校） 狛江市元和泉地先 多摩川左岸（五本松水辺の楽校）
事務局	（市民事務局） 狛江市東和泉(民間) （行政事務局） 狛江市環境管理課

<活動内容>

- ・ 1998年に市民による「狛江の水辺の楽校プラン」を作成。清掃活動、総合学習の支援、自然観察会等の活動を経て、2001年に登録。
- ・ 活動方針は、
 - ① 市民主導の協働による活動運営
 - ② 過去の洪水(多摩川の決壊)を介して学ぶ多摩川の歴史
 - ③ 自然観察から学ぶ河川環境や河川愛護
 - ④ 身近にある自然環境への関心
 - ⑤ 流域との交流(多摩川源流での自然体験)
 - ⑥ 川の安全管理に対する理解(危険回避の仕方)
 - ⑦ 環境保全を目的とした「豊かな水辺づくり」「豊かな河畔林づくり」「豊かな生態系づくり」の3つの柱
 - ⑧ 総合学習を目的とした学校からの要請に基づく人材の派遣としている。
- ・ 2009年度の活動は以下のとおりである。
 - ① 主催事業(年間45回、1,461名の参加)
 - ・ 4月の「水辺の楽校開校式と清掃&春の自然観察」以降、「多摩川をきれいにし隊」(2009年度末まで通算110回)の活動として清掃活動とともに、毎月、狛江の水辺の楽校地区でオタマジャクシ観察、カワセミ水路の路づくり、ヤシの池のゴミとり、メダカの楽校づくり、ドングリ村づくり、アレチウリ除去等多様な活動を行っている。
 - ・ 活動をサポートする人材は、清掃等は市民ボランティアグループ、年間プログラム実施には大学生や大学院生、探鳥会、水辺の楽校の卒業生等が支援グループとして登録、協力している。
 - ・ 年間の経費は市からの補助、河川整備基金や企業の助成金の申請等による運営。市は、2009年度で30万円の事業委託を行っている。
 - ・ 年間約100万円で運営、また源流体験等は参加者の一部自己負担。
 - ・ 多摩川中流域の小中学校の教師を対象とした研修を主な目的に設立されたNPO多摩川塾の活動に協力を行っている。
 - ② 支援事業(主に総合学習支援、年間43回、3,279名の参加)
 - ・ 市内の小中学校、保育園、社会福祉協議会、市外の小中学校による多摩川の自然環境をテーマにした学習、魚とり、源流体験教室、自然体験教室、見学者への対応等を行っている。

<運営状況>

- ・ 設立当初から運営協議会に「環境保全部会」「行事運営部会」「教育文化部会」の三部会からなる市民運営部会を設け、活動の役割を分担している。



引用文献: 狛江水辺の楽校ホームページ <http://komae-mizube.rer.jp/sosiki.html>

13. せたがや水辺の楽校	
運営団体名	せたがや水辺の楽校運営協議会
所在地	世田谷区鎌田地先 せたがや水辺の楽校 原っぱ
事務局	・せたがや水辺の楽校事務局(民間) ・世田谷区教育委員会 生涯学習スポーツ課 Tel 03-5432-2734

<活動内容>

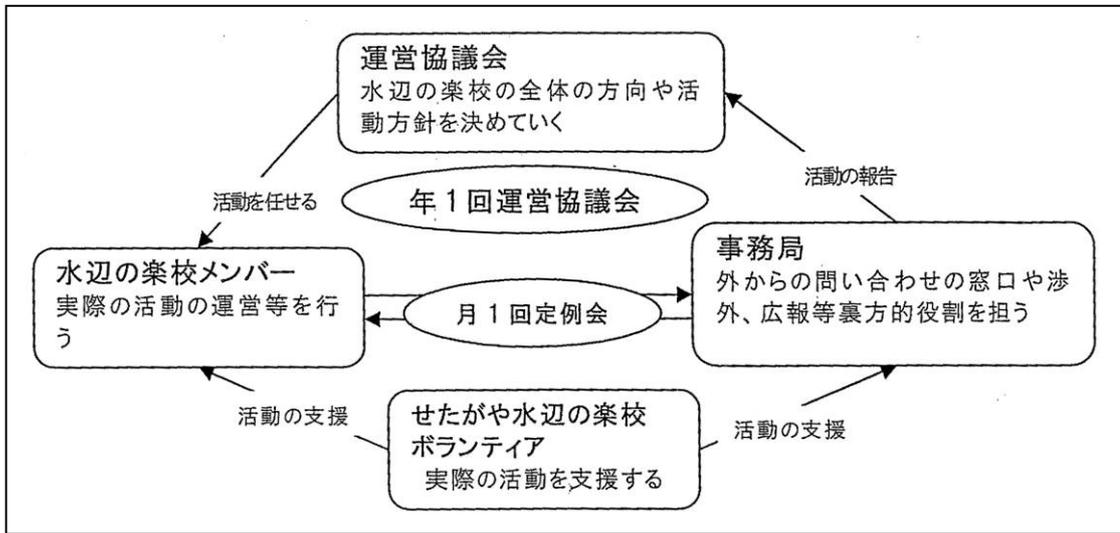
- ・ 1999年、世田谷区砧地区において、砧南プレイパークをつくる会が、多摩川河川敷で子ども達を遊ばせることを目的に発足。この会は2000年、名称を「砧・多摩川あそび村(民間)」に変更し、河原にプレイパークをつくることを目的に活動するとともに、水辺の楽校登録は、遊び場のハード整備の手段として登録を準備することとなる。
- ・ 2004年、せたがや水辺の楽校連絡会を設立するとともに、子どもの水辺登録、2007年3月に水辺の楽校プロジェクトに登録した。
- ・ 活動の目的は、1.子どもの創造性を育む遊びの拠点づくり、2.安全に遊べる水辺づくり、3.自然環境の維持と守る心とし、2009年度の活動は、以下のとおりである。
 - ① 4月開校式
 - ② せたがや水辺の楽校遊びの日(定例活動)
 - :5月～翌3月までの毎月第1日曜日の午前、水辺のガサガサ、草地のガサガサ等、水辺や河原で生きもの探しを主体に活動
 - ③ 小学校の総合学習支援
 - :区内及び楽校周辺の小学校3～6年生を対象に、「多摩川の生きもの」、「多摩川とアユ」、「ビオトープ」、「川とゴミ」等をテーマとした総合学習の授業を支援。フィールドでは保護者の参加を基本にして行った。
 - ④ 学校ビオトープづくり支援
 - :砧南小学校でのビオトープづくりについて動植物の専門家を派遣し、計画、造成の支援を行った。
 - ⑤ 図書の出版
 - :2008年度に(財)世田谷トラストまちづくりから発行事業を受注し、「生きものを楽しむガーデニング」(2010.3)を発行した。
 - ⑥ 水辺の楽校の整備の提案
 - :国交省に対し要望していた堤防から河原へのスロープ整備が2010年3月に完成。世田谷区に対し、原っぱへの水道、水栓の設置を要望中。
 - ⑦ 他団体との連携協力事業
 - :区立鎌田児童館の「こどもの日スペシャル」(5月)、青少年喜多見地区委員会主催のデイキャンプ「多摩川で遊ぼう」(9月)で多摩川移動ミニ水族館の展示

<運営状況>

- ・ 水辺の楽校運営協議会は、国、世田谷区、財団法人世田谷トラストまちづくり、砧地区の小中学校、砧・多摩川あそび村等市民団体、多摩川漁業協同組合砧支部等で構成されて、毎月1

回、定例の運営に関する会合が開かれている。また、活動に関しては、せたがや水辺の楽校のメンバー約 20 名がサポートしている。

・ 組織の構成



引用文献:「水辺の子どもの遊びを活発にする仕組みについて

—世田谷水辺の楽校、砧・多摩川あそび村を事例として— , 佐原香奈, 2009)

・ 運営費については、2009 年度で、

- ① 岡木公園ホテル園の管理委託費 10,000 円/ha を区が委託
 - ② 学校からの学習支援費 10 万円/年 2 件等
- がある。

引用文献:同上

・ 砧・多摩川あそび村とは、活動協力の関係となっている。

14. とどろき水辺の楽校	
運営団体名	とどろき水辺の楽校 運営協議会
所在地	川崎市中原区等々力地先 多摩川右岸
事務局	川崎市多摩区宿河原 1-5-1 ニヶ領せせらぎ館内

<活動内容>

- ・ 当初は 2001 年設立のかわさき水辺の楽校とどろき校として 2002 年から活動開始。2004 年、とどろき水辺の楽校として独立開校。等々力地区の多摩川と魚らん川合流点をワンド等に整備し、その一帯を拠点に活動。多摩川源流や東京湾、流域の水辺の楽校、国内の団体との交流など幅広く活動している。
- ・ 開校以来、水辺で魚とりや昆虫、植物、野鳥などの観察会、クリーン作戦、海での海苔作り、カヌー教室、川での安全教室、クラフトづくりなど多様な活動を展開している。
- ・ 2009 年度の活動は、以下のとおりである。

4 月	総会 開校式(ガサガサ・植物観察・野草天ぷら)/指導者養成 180 名(新 120 名)
5 月	干潟観察会(殿町干潟) 指導者養成 150 名(新 90 名) 府中水辺の楽校支援(スタッフとして 2 名) ・京都造形芸術大学支援 (新 38 名)
6 月	指導者養成事業「川の安全とカヌー教室」 177 名 (新 150 名)
7 月	源流指導者養成講座(山梨県小菅村玉川地区) (30 名限定) 川崎フロンターレ「多摩川エコラシコ」 50 名(新 20 名) 源流体験山梨県小菅村「平山キャンプ場」 140 名(新 84 名)
8 月	川崎市教育員会カヌー教室 170 名 (新 150 名) 静岡市交流会 23 名(新 5 名)
9 月	エコカップイカダ下り出場 (25 名) 全国源流シンポジウム奈良県天川村 (8 名) 上丸子小学校多摩川デー協力 (8 名)
10 月	昆虫探しと葉っぱのクラフト (57 名)
11 月	中原区民祭り(源流ヤマメの販売) 海の子川の子山の子フォーラム(12 名) 夢ワカメワークショップ(40 名)
12 月	野鳥観察定点観測 (51 名)
2010 年 1 月	海苔つくりと河口クルーズ (110 名) 昔遊びと凧揚げ大会・雑煮で祝う (60 名)
2 月	夢ワカメワークショップ収穫 (40 名)
3 月	クリーン作戦・じゃがバター&やきいも (48 名)

引用文献:とどろき水辺の楽校資料

- ・ また、広報活動の一環として、多摩川での川遊び、安全管理、生きもの図鑑等をまとめた『とどろき水辺の楽校へいこう!』(2008 年・菅田木一 とどろき水辺の楽校長発行、H19 年度川崎市民公益活動助成)を発行している。

<運営状況>

- ・ とどろき水辺の楽校幹事は、等々力地区や中原地区漁協、町内会、楽校、ボランティア市民等により構成し、運営している。
- ・ 川崎市は水辺の楽校運営に対する直接資金支援は行っていないが、市が主催する事業への協力という方法で支援している。また、寄付金や国、市当の各種助成制度を活用している。

15. 調布水辺の楽校	
運営団体名	調布子どもの水辺協議会
所在地	調布市域 多摩川左岸一帯
事務局	調布市環境部 環境政策課 環境保全係

<活動内容>

- ・ 市民グループ「調布の自然学習ボランティア」のメンバーが中心となり、地域の小学校や子供の父兄に水辺の楽校や多摩川をフィールドとした体験学習についての参加と協力を呼びかけ、平成 20 年度 4 月に水辺の楽校に登録。多摩川において子ども達の自然体験や世代を超えた交流を図ることを目的として活動している。
- ・ 2009 年度の主な活動の概要は以下のとおりである。
 1. 多摩川クリーン作戦&あったか芋煮会(2009.11/3)
:付近の布田小学校を拠点に、地域の7つの小学校の全学年児童を対象に呼びかけ、開催。内容は、多摩川でのゴミ拾いと自然観察(野鳥や昆虫類、植物など)、布田小での芋煮会。子ども 32 名、大人 13 名の参加で、「布田小おやじネット」の父兄がスタッフとして多数参加。
 2. チャレンジ バードウォッチング(2010.2/11)
:地域の7つの小学校の全学年と保護者を対象に呼びかけ、開催。7つの小学校全てから、小学生 77 名、保護者 57 名が参加。水辺の楽校のメンバーや調布環境モニター、地域小学校長らが講師となり、グループに分かれフィールドスコープでこの時期に見られる鳥類の体験観察を行った。

<運営状況>

- ・ これまでの活動実績を踏まえ、2010 年度の事業計画として、以下の事項を挙げている。
 - ・ 水辺の楽校においては、知識・技能をもつ人、多摩川を愛しその活動に興味・関心を持つ人など、より多くの人々を構成員にすべく活動の PR を進め、人材の確保に努める。
 - ・ 月 1 回の定例会及び代表者会議を開催し、諸事業の企画立案、円滑な実施を図る。
 - ・ 他の先進的な事例の研究を進める。場合によっては、講師を招いた学習会や見学会などを企画する。
- ・ 調布市からは、2009 年度、2010 年度にそれぞれ 300,000 円の補助がある。

【独自企画】

- ・ 4 月:開校式、多摩川の鮎救出作戦
(魚道をのぼれない二ヶ領堰下のアユをバケツリレーで堰上に)
- ・ 8 月:アドベンチャー IN 多摩川
(ゴムボートでの川遊び、多摩川自然情報館の活用)
- ・ 11 月:多摩川クリーン作戦&芋煮会
- ・ 2 月:バードウォッチングとあったかお汁粉
- ・ (期日未定)多摩川の石調べ、汚水処理場見学会、投網体験等
- ・

<他団体との交流> 調布市の環境フェア参加(6 月)、こども遊び博覧会参加(10 月)

16. 多摩市水辺の楽校	
運営団体名	多摩市水辺の楽校 運営協議会
所在地	多摩市域 多摩川右岸全域 同市域 大栗川・乞田川
事務局	多摩市 都市環境部 みどりと環境課 環境政策担当係

<活動内容>

- ・ 国交省への登録は、2010年3月。開校は同年6月を予定。
- ・ これまで多摩川や大栗川、乞田川で活動していた市民・住民団体の参加をもとに運営協議会を設置する。
- ・ 活動メニューは未定。

<運営状況>

- ・ 市はこれまで独自に行った自然観察会等のイベントを運営協議会とともに行うことで、講師代、消耗品費等を支給するなど運営支援を行う予定。

17. 平井川こどもの水辺	
運営団体名	平井川こどもの水辺協議会
所在地	あきる野市 平井川一帯
事務局	(行政)あきる野市教育部 生涯教育推進課 (市民)あきる野市草花 河原で遊ぼう会

<活動内容>

- こどもの水辺協議会の認可は、2004年8月。以降、既存の住民団体との共同事業や市の事業と連携し、自然観察会、河川清掃等を行なってきた。協議会の市民事務局である「川原で遊ぼう会」(2000年5月発足)は、平井川の河原(通称 三角河原)の整備にあたって、平井川の本来の自然を復元し、子ども達が自然体験や冒険、遊びのできる川原にしたいと願って自然観察会や川遊び、自然環境調査などを行ってきた経緯があり、こどもの水辺協議会の設立に協力することとなる。
- 市民のこどもの水辺協議会事務局である「川原で遊ぼう会」と共同で、「平井川の昔、イラストマップ」の作成を行っている。「平井川 川ガキ新聞」、ニュースレター「夢みる三角川原」(川原で遊ぼう会発行)等による広報。
- 「平井川こどもの水辺」2010年度活動計画は以下のとおりである。



川と言えば、子どもたちにとっては、最高の遊び場。けれども、最近では、川で遊ぶ子どもたちの姿がすっかり減ってしまいました。そこで、昔のように元気に川で遊ぶ子どもたち「川ガキ」を、呼び戻そうと始めたのが「こどもの水辺」。子どもも大人も「川ガキ」になって、一緒に平井川の自然を楽しみませんか。

「平井川こどもの水辺」
2010年度 自然かんさつ仲間

<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 平井川の野草で草木染め ・ 5月 ガサガサで生き物さがし ・ 6月 トンボの羽化ガラさがし ・ 7月 ハヤつりに挑戦! ・ 8月 いかだを作って川下り ・ 9月 クモのかんさつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月 虫はかせと川歩き ・ 11月 草の実・木の実のかんさつ ・ 12月 平井川で野鳥のかんさつ ・ 1月 クズの根っこ掘り大作戦 ・ 2月 川のそうじと焼きいも ・ 3月 平井川の春みつけ
--	---

(平井川こどもの水辺協議会・川原で遊ぼう会の共催)

引用文献:平井川こどもの水辺協議会・川原で遊ぼう会 案内チラシより抜粋

<運営状況>

- こどもの水辺協議会に対する市の資金支援はなく、行事、活動の広報等で協力している。
- 活動は、「川原で遊ぼう会」等の活動と連携しているため、市民団体の会費、民間の助成金により運営されている。
- 水辺の楽校登録の予定は未定。

(2) 水辺の楽校及びこどもの水辺に関する検討

2009年度段階で、多摩川水系の制度上の水辺の楽校は13件（うち1件は未確認）、子どもの水辺3件、要望はあるがいずれも未登録で準備中のもの1件である。

これらの水辺の楽校、子どもの水辺は、自治体や地域住民、学校関係者等による協議会が設立され、いずれも地域のボランティア団体や個人がリーダーとなって活動を行なっている。

活動の主な内容は、水辺の楽校では多摩川や支川の沿川に地域指定された楽校エリアを活動拠点、フィールドとして行なわれている。水辺の楽校は国土交通省により登録、認可された地区では、運営協議会等の要請により親水施設等の整備が国土交通省により行なわれ、活動に供する制度となっている。各協議会によっては特定の場所を設定するのではなく、所在市域の多摩川や支川の水際部全域を指定している所がある。

これらの水辺の楽校のうち、市から協議会に補助金等が支出されている団体は7件で、年間4万円～70万円まで幅がある。ただしこれに加え、消耗品や会議費等の負担は自治体が行なったり、助成制度や事業を活用しているところが多い。また、運営協議会においても、企業や公的機関の助成金を申請して活動資金を得ている。

活動内容は、多摩川や支川のフィールドを舞台に清掃や自然観察、魚とり等の川遊び、他の水辺の楽校への訪問、源流や河口への訪問、クラフトづくり、凧揚げ、野草を食べる等、原っぱや水辺での遊びなど多様である。

また、地域の小学校を中心とした総合学習の支援、伝統的な祭りや歳時の保存活動等、地域活動として広がりを持つ所もある。

いずれも多様な活動をしている所は地域の熱心なボランティア人材に依存することで活動が支えられている。

現在まで、前項の交流拠点を中心に「多摩川環境学習交流会」の開催による活動発表会や、水系の水辺の楽校等との連携を目的にしたネットワークを形成する動きがある。

6. 河川における川と地域の交流拠点についての検討

日本の河川における情報提供や、地域との交流を目的とした拠点施設は、河川、ダム、湖沼、砂防、電力、上水、下水、農業用水、水族（館）等の淡水関係分野をあわせると、博物館、資料館、交流館、情報館、学習館等、名称はさまざまだが、200ヶ所を超えると想定される。現時点で休館や廃止される所が出ており、正確な数値は分からない。

これらの施設の大半は、国や自治体による河川管理の一環として設置されているが、その役割や効果、運営形態の不合理的等をめぐり、社会的批判に立たされている。しかしながら、そこにストックされた情報や拠点活動の多様性は、川や地域の環境や防災等に極めて大きな啓発、教育効果をもたらしている。

本調査の目的は、多摩川における同様の交流拠点の運営状況を調査するとともに、全国の交流拠点の中から、参考となるべく事例をあわせて調査し、交流拠点の新たな役割や運営方策の検討により、継続的な運営に資することにある。

とくに、1997年の河川法改正をはじめとする今後の河川管理のあり方に住民の参画が謳われてきたことから、地域のNPO、団体等の運営参加は必須と考える。

これまで、同様の調査、研究は、行政機関、学識者等によりいくつか行なわれてきた。そうした調査、研究にあっても、継続的運営の課題は、①運営資金の安定的担保、②①に基づく人材の養成、③拠点でストックされた情報や研究の成果を地域の川づくり、地域づくり、環境保全等に反映する、等が挙げられている。

次項では、そうした課題を解決する糸口として、本調査の成果及びこれまで提案してきたものを示したい。

7. 多摩川をモデルにした交流拠点運営に関する提案

(1) 市民による交流拠点の自主運営に関する提案

本計画は、多摩川流域リバーミュージアム計画（1998～）における多摩川情報センターや現地情報拠点（サテライト）整備に関する計画（素案，p.17 参照）をイメージし、これまでさまざまな提案や計画が提起された拠点整備案をもとに作成したものである。

現在、東京都狛江市に対し「狛江に多摩川流域センターをつくる会」（2008～，発起人 9 名，賛同者 30 名）を母体に、その推進に向け狛江市に提案し、協議、調整中である。

狛江市は、その名の示すとおり、古代より多摩川を舞台として生産活動や文化の醸成がなされてきた経緯があり、これまで中、長期の都市マスタープラン、環境管理計画、地域コミュニティプラン等で、多摩川を重要な自然資源、環境基盤として位置づけてきた。また、多摩川の自然を守る会（1970～）が発足した所でもあり、NPO法人多摩川センター（1994～）が提案し、狛江市を設置の候補としたものである。

設置の方法は、狛江市の市有地を有償で借地し、多摩川の源流材による自主建設を行なう。運営についても、市に依存せず、多様な事業や調査、研究活動を行おうとするもので、自主運営にその主眼がある。これは、本調査研究や全国の同様拠点の運営に関する知見をもとに計画したものである。

- ① 市民の視点による調査、研究等、多摩川に関する市民科学の実践を行なう
 - ② 流域や全国の同様拠点団体とのネットワーク化を図る
 - ③ 多摩川に遺された市民活動の成果、文献等、収集及び保全、公開を行なう
 - ④ 資金、人材等を含め市民が自主運営を行う
- 等を計画のテーマとしている。

■多摩川流域センター計画

主旨

多摩川は、江戸や東京の近傍の川として、都市の水や建設資源の供給や郊外のレクリエーションの場として、さまざまに利用されながらその姿を大きく変貌してきました。数十年前まで、水質汚濁、自然の荒廃、河川景観の破壊などで、多摩川は都市が滅ぼした川とさえいわれる川になっていました。近年になり、河川環境の保全と再生がうたわれ、川の自然を取り戻そう、清らかな流れを取り戻そう、川らしい川づくりに住民が参画しようとする運動が、住民のみならず行政の目的となってきました。その動きに多摩川を愛する多くの市民、住民が果たしてきた役割は多大なものでした。

私たちは、こうした思いや活動をさらに実りのあるものにするため、源流や海、流域へと思いを馳せ、多摩川を愛する思いの醸成や活動の拡がりをめざすべく、多くの人たちが集う場づくりをめざしたいと思います。

目的

- ① これまで多摩川の流域で活動してきた市民、住民の思い、積年にわたる市民の視点による調査、研究、啓発活動を継承する場とする。
- ② 多摩川流域の環境保全や回復のために活動する人たちの交流の場とする。
- ③ 多摩川を慈しみ、親しむ多摩川ファンの集いの場とする。
- ④ 多摩川の源流から海、流域に至る市民によるまちづくり、福祉、教育、啓発活動などの活動支援の場とする。
- ⑤ 多摩川の環境を守り育てるための人材育成の場とする。
- ⑥ 多摩川に関する歴史、文化、自然等の情報の収集、公開の場とする。
- ⑦ 多摩川の上・中・下流交流の中流域拠点とする。
- ⑧ 全国の川仲間や行政、学識者との交流の場とする。
- ⑨ 狛江市のまちづくり、環境、福祉、教育事業等の啓発、支援の市民拠点とする。

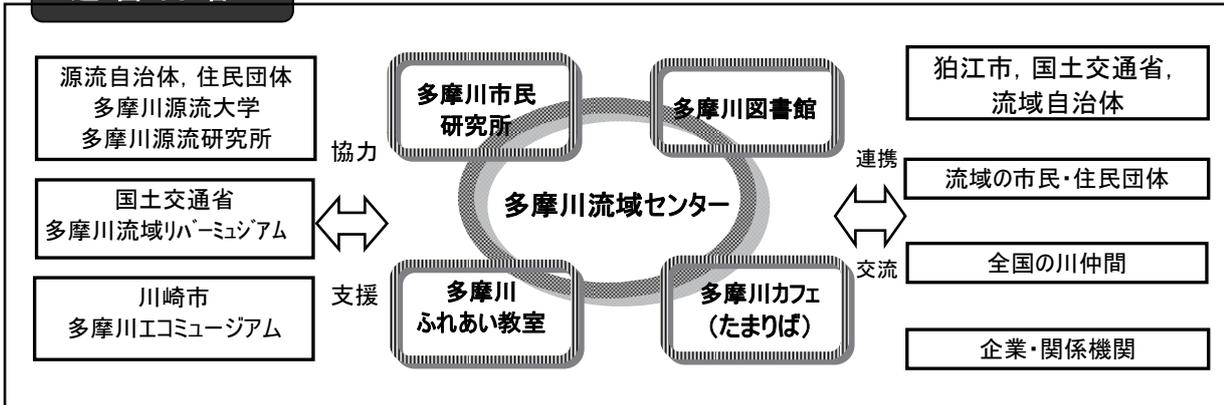
建設方法

- 1) 市民有志による「多摩川に流域センターをつくる会」を結成する。
- 2) 用地を有償で借用し、寄付金、補助金等をもって建設資金とする。
- 3) 小菅村、多摩川源流大学、多摩川源流域の関係機関の協力得て、資材を調達する。
- 4) 専門家、技術者の協力を得て、計画策定を行う。
- 5) 技術者の指導のもと、会員等の参加による建設を行う。
- 6) 建設期間は、条件整備の後、2～3年を予定する。

運営方法

- 1) 専従を含めたスタッフと、ボランティア協力者による調査、研究、情報サービスによる自主運営
- 2) 多摩川源流大学との連携による学術・研究交流と、源流大学の中・下流支援組織を兼ねた多摩川流域大学の推進
- 3) 多摩川カフェや産品、グッズ、図書等の売り上げや多摩川に関わる調査・研究の受託、助成金、活動支援等による運営
- 4) 自主調査・研究活動 ex)西暦 2010 年の多摩川を記録する運動、多摩川の環境モニタリング、多自然川づくり事業との連携
- 5) 多摩川流域リバーミュージアムやまちづくり事業との連携
- 6) 高齢者福祉サービス支援、子どもの居場所づくり、子どもの水辺、水辺の楽校等、福祉事業や学校教育との連携事業
- 7) 国、自治体、大学、コンサルタント等との共同研究・事業 等

運営内容



1) 多摩川市民研究所

流域の市民・住民参加型の自主調査・研究、調査・研究の受託、助成制度による研究。

2) 多摩川図書館

多摩川に関する文献や映像、会報誌等の収集と公開

3) 多摩川ふれあい教室

主に学童や市民との学習会、体験活動の実施、環境学習等学校教育の支援、防災教育支援、常設展示

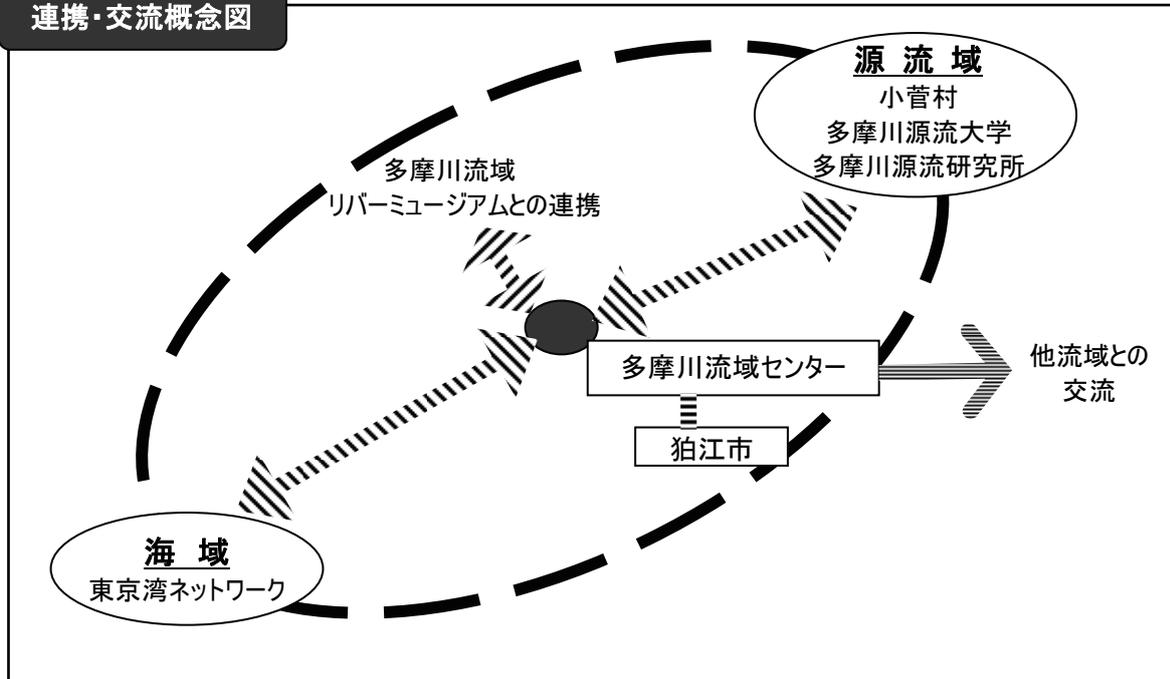
4) 多摩川カフェ

休憩、軽飲食等のサービス、多摩川サロンの開催、福祉サービスとの連携

5) その他

備災、備蓄機能、ソーラーエネルギー、雨水利用等、エコ施設の構造

連携・交流概念図



引用文献：「多摩川流域センター計画 多摩川事業提案書」狛江に多摩川流域センターをつくる会、2010

(2) 多摩川流域センター（仮）における拠点活動としての提案事例

拠点における活動の一提案事例として、2009年に民主党及び環境省に提案した以下の事例は、2009年7月に公布された「海洋漂着物等処理推進法」（略称）に基づく河川流域からの流出ゴミ対策に関する啓発、調査、処理方策等を示したものである。同推進法は、本来、日本の海岸、沿岸に漂着する海外由来の海洋ゴミの低減、処理を目的としたものであるが、いくつかの調査から、国内河川からの流出ゴミの比率が大との結果が出たことにより、川ゴミの対策をどうするか、拠点活動としてのゴミ抑制対策を示したものである。

ここでは、ゴミの散乱回収の対策だけではなく、川の利用者に対する啓発、山、里、川、海の分野の人たちの連携や調査、研究活動、ルールづくり等総合的な対策を含めた役割として提案をしたものである。

多摩川流域センター計画で提案している。市民ネットワークや他分野との連携、市民科学の実践に基づく対応を拠点活動のひとつの事例として挙げたものである。

■川の交流拠点を利用した市民による

河川、海浜等水辺の活動と漂着ゴミ対策についての提案事例

2009.10 山道

市民活動の多様化

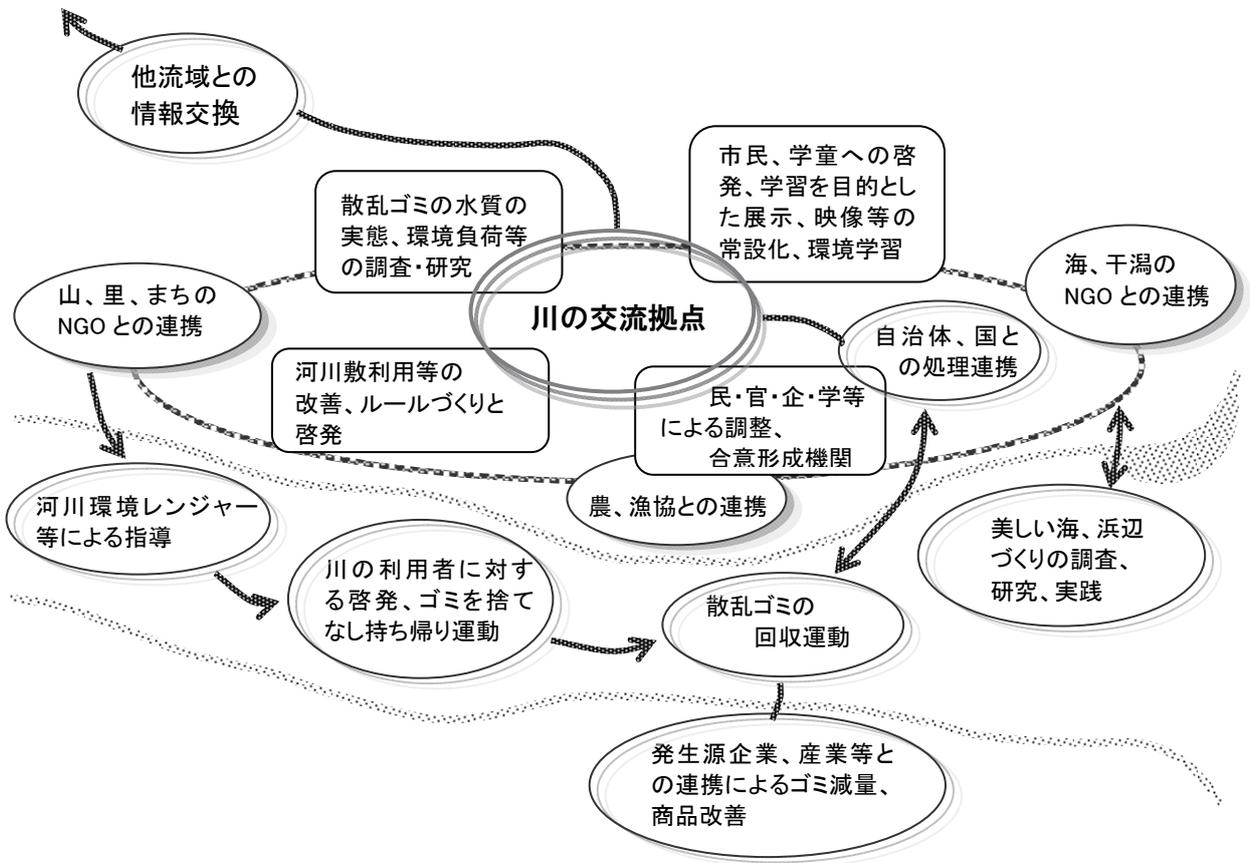
- ① 川や水辺で活動する団体、個人の目的が多様化してきた。
地先の水辺の改善、回復 → 環境学習や体験活動 → 環境モニタリング等 基礎情報の収集、発信 → 地先から水系、流域との連携、空間的拡大 → 福祉、防災、コミュニティづくり、川づくり、まちづくりへの参画
- ② 山、里、まち、海の団体との連携、企業、自治体、学識者等専門家との連携、自然環境から歴史、文化環境への広がり、多世代交流型活動等

継続的・安定的活動の要請

- ① 川や水辺の交流拠点の増設とともに、市民への運営委託が始まったが、広報費問題、税金の無駄使い問題等で住民参加・参画が同様の問題として扱われてきた。
- ② 事業契約の方法が、市民に不利に働いているため事業継続が困難になっている。
- ③ そのため施設運営費が調達できなくなり、調査や研究の継続性、人材の定着、育成ができなくなってきた。
- ④ 反面、地域（環境）管理、新たなコミュニティ、地域づくりへの市民参画への期待、意欲が高まっている。そのための安定的活動拠点の運営が不可欠となっている。
- ⑤ 市民提案、参画型公共事業の創設による安定的な事業、資金の確保が緊急課題となっている。

国家事業としての多自然川づくり・漂着ゴミ対策の役割

- ① ハード対策とソフト対策のバランスある公共事業の先鞭
- ② 市民環境科学、マンパワー型市民（提案）公共事業としての位置づけ
- ③ 行政と市民の役割を明確にした協働事業化
- ④ 漂着ゴミ対策をきっかけとした川や海の環境改善、回復対策への住民参画による国土管理への展開
- ⑤ 地域管理への雇用の促進や新たな環境コミュニティづくり
- ⑥ 多設された水辺の交流拠点の再活性化
- ⑦ 市民参画によるいい川、いい水辺、美しい国土づくりへの実現



8. おわりに

本調査研究は、多摩川水系の交流拠点に関する調査と国内の他河川における同様拠点の運営状況をあわせて調査し、今後の、とくに地域住民による継続的運営に関して検討を行なった。この間、全国の交流拠点の改廃の情報が寄せられ、同様施設の存亡が危機的状況になっていることを実感した。幸い多摩川ではまだ廃止する状況になっていないが、運営資金の縮減が続きいつどうなるか不安定な状況にある。

国家の財政難の折、さまざまな事業の評価とともに政策変更も行なわれているが、数年前から河川環境行政は環境省の仕事で国土交通省河川局の仕事ではない、治水に主眼を置いた施策をすればいいという意見も出てきた。しかし、1997年の河川法改正は、それまでの数十年余りの議論や研究の末、川は地域の共有財産である。身近な自然地であり、地域の文化を醸成してきた場であり、治水や利水目的だけのために整備、管理してはならないとし、河川管理の目的に河川環境の整備と保全が加わった。同時に川の管理に地域住民の参画が示された。

「河川環境の整備と保全」はこれまでの数十年、川の管理と地域住民の関係が疎遠になった状況を取り戻す大きなきっかけ、入口になる。川が自然豊かで、地域の歴史や文化が色濃く遺る場であれば再び川に眼を向けることになろうし、川との日常的なふれあいが進めば川の楽しさ、素晴らしさを知り、洪水にあえばその怖さも知ることになる。いざという時の避難行動や事故の回避につながれば、これは自主的な防災活動となる。治水の究極の目的が水の災害から人の生命と財産を守るということであれば、これは治水事業そのものとも言える。川の交流拠点は、そうした意識を醸成し活動を促進する何世代にもわたり継続される拠点と考える。

幸いこの30年近くの間、川や水辺の環境回復、保全活動が全国的に広がった。そのほとんどは、子どもの頃川遊びをした人たちがリーダーとなって牽引してきた。そして再び子ども達を川に誘い川体験を教えている。また、川や自然観察を通して莫大な情報をストックし、貴重な財産になっている。そして拠点はその基地となっている。

このような川の交流拠点は、河川法改正の意図や河川管理の主要目的である治水対策にとっても有効な役割をもつものである。加えて「新たな公」を形成する拠点でもある。官民ともにその役割を理解し、継続的な運営にエネルギーをかけるべきと考える。

【参考資料】多摩川をめぐる45年 年表

1999 山道作成 (2010 改訂)

年	西暦	多摩川における主な事項 (*は主に市民・住民による活動に関する事項)	河川に関する全国的な事項 (事業、行政施策、法律等)
昭和39年	1964		「新河川法」制定 東京オリンピック開催 東海道新幹線開通
昭和40年	1965	「多摩川河川敷地の解放計画(第1次)」 多摩川水系砂利採取全面禁止 台風6号により多摩川堤防損壊	「河川敷地占用許可準則」の制定
昭和41年	1966	多摩川1級水系に指定、「多摩川水系工事实施基本計画」策定 多摩ニュータウン建設事業計画決定	
昭和42年	1967		「公害対策基本法」公布
昭和44年	1969		「都市河川環境整備制度」 「新全国総合開発計画」閣議決定
昭和45年	1970	水質悪化のため調布取水堰からの取水停止 *「多摩川の自然を守る会」発足 多摩川の各所で工場排水による魚が浮く事故多発 東京都「多摩川浄化対策計画」発表 多摩川下流系の水質がカシンベック病を誘発する 疑いがあるとして玉川浄水場の取水停止 神奈川県による多摩川サイクリングコース開設	「下水道法」改正 「水質汚濁防止法」公布 「海洋汚染防止法」公布
昭和46年	1971	玉川浄水場給水停止 「多摩川河川浄化事業(浚渫)」開始 *多摩川の自然を守る会による多摩川の自然公園計画(素案)	環境庁設置
昭和47年	1972	東京都、多摩川流域を鳥獣保護区に指定 川崎市が政令指定都市となる(人口980,280人) 川崎市郊外防止条例を試行 *「三多摩問題調査研究会」発足	「自然環境保全法」制定
昭和48年	1973	都による水質調査で多摩川中流部が悪化 多摩川最後の「菅の渡し」廃止 *小平市玉川上水を守る会発足	オイルショック 「水源地対策特別措置法」公布 国土総合開発庁(国土庁)設置
昭和49年	1974	「多摩川河川敷の解放計画(第2次)」 狛江水害(台風16号により左岸狛江市地先で本堤が260mに渡って決壊) 野火止用水歴史環境保全地域指定 多摩川全川を鳥獣保護区に指定 *「多摩川水系自然保護団体協議会」結成 「多摩川流域環境保全対策連絡協議会」発足 財とうきゅう環境浄化財団設立	・広瀬川の清流を守る条例(仙台市)
昭和50年	1975	京浜工事事務所河川環境課設置 環境庁「多摩川流域環境保全対策懇談会及び連絡会議」設立 国と多摩川周辺の3自治体(東京、神奈川、川崎)で構成する多摩川環境保全協議会が発足 *住民による多摩川水系の清掃活動盛ん *野川で第1回わんぱく夏まつり開催	財団法人河川環境管理財団設立 「河川愛護モニター制度」 「ダム周辺環境整備事業」
昭和51年	1976	羽村、瑞穂町でゴミ穴問題 *狛江 多摩川水害訴訟始まる 日原ダム構想 野火止用水試験処理水の放流 *「多摩川自然教育河川構想」提案 「川崎市環境影響評価に関する条例」制定	「水源地域対策基金」の設立 「河川管理施設等構造令」

年	西暦	多摩川における主な事項 (*は主に市民・住民による活動に関する事項)	河川に関する全国的な事項 (事業、行政施策、法律等))
昭和52年	1977	* 仙川小金井分水工事で住民、中止の仮処分申請 →東京地裁申請却下 * 多摩川の清掃と魚の放流盛ん 多摩川の水質、全国一級河川でワースト5 川崎市が全国初の環境アセスメント条例を施行	河川審議会 総合治水対策答申 「多目的遊水池事業」 「総合治水対策」 「第三次全国総合開発計画」閣議決定
昭和53年	1978	多摩川上流処理場完成 多摩川河川敷の3つのゴルフ場解放へ 「多摩川河川行政連絡会」発足	「雨水貯留事業」
昭和54年	1979	小作取水堰稼働 玉川浄水場工場用水として再開 多摩川沿川市町村「多摩川改修促進協議会」設置 「多摩川河川環境管理計画」(河川空間管理計画)	東京湾総量規制試行
昭和55年	1980	「東京都環境影響評価条例」施行 「神奈川県環境影響評価条例」施行	「都市河川総合整備事業」 ラムサール条約発効 「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行
昭和56年	1981	「礫間接触酸化法」による野川浄化施設着工 (S58完成) 調布の花火13年ぶりに復活 * 「多摩川に鮎を呼び戻す会」発足 都の水質調査で多摩川中・上流域の汚濁進む	河川審議会答申 「河川環境管理のあり方について」
昭和57年	1982	* 多摩川でサケの稚魚放流スタート 多摩川源流で水質保全協定 三沢川分水路完成 多摩川、台風10号、18号により川崎市で浸水被害 多摩川源流で水質保全協定(奥多摩湖水質対策) * 三多摩自然環境保全基金	
昭和58年	1983		「河川環境管理基本計画」 「河川敷地占用許可準則」の改正
昭和59年	1984	* 市民投票による「多摩川八景」選定 都水試アユの天然溯上を確認 多摩川でサケ確認 奥多摩湖でアオコ大発生	「水害予想図」公表 「湖沼水質保全特別措置法」公布 「第1回世界湖沼会議」(大津市)
昭和60年	1985	川崎市多摩川親水計画 多摩川河川敷の川崎パブリックゴルフ場が昭和62年3月末に明け渡すことで国と和解成立 * 八王子で圏央道建設反対の集会 * 住民の調査によるカワラノギク絶滅寸前の報告 * 「ニヶ領用水の再生を考える市民の会」発足	「ウォーターフロントの総合整備事業」 「アーバンオアシス構想」 「河川環境整備基金」 「高規格堤防(スーパー堤防)整備事業」 「リバーサイドスクエア整備事業」
昭和61年	1986	「多摩川誌」発刊、「多摩川セミナー」開催 「多摩川サミット」開催、「多摩川週間」の設定 玉川上水へ下水処理水の通水 平瀬川礫間浄化施設完成 * 野川ほたる村発足	「リバーサイドタウン整備事業」 「マイタウン・マイリバー整備事業」
昭和62年	1987	多摩川中流部に4橋計画 「多摩川流域協議会」設立 川崎市で多摩川水上バス検討	(財)リバーフロント整備センター設立

年	西暦	多摩川における主な事項 (*は主に市民・住民による活動に関する事項)	河川に関する全国的な事項 (事業、行政施策、法律等)
昭和63年	1988	各所で木炭による水質浄化の試み ニヶ領用水が「ふるさとの川モデル事業」に指定 * 多摩川冷水対策に市民の要望書提出 拝島分水埋め立て計画 * 第1回「多摩川上下流交流会」山梨県小菅村で 開催 野川流域環境保全協議会(5市1区)発足	「桜つつみモデル事業」 「ラブリバー制度」 「清流復活総合モデル事業」 「清流保全条例」(高知県)
平成元年	1989	都が奥多摩で山のふるさと村建設中 「野川流域環境保全協議会」発足 * 第1回身近な川の一斉調査開始	「清流ふれあい交流事業」(せせらぎ ふれあいモデル事業)
平成2年	1990	流域下水道北多摩2号処理場稼働	「直轄流水保全水路整備事業」 「河川水辺の国勢調査」 「多自然型川づくり」
平成3年	1991	* 地下水を守ろうと市民が水みちマップづくり 多摩川に多自然型工法導入 多摩川が「魚ののぼりやすい川づくり推進モデル 事業」モデル河川に指定 「多摩川エコミュージアム構想」策定 川崎市の調査で多摩川の水質が始めて環境基 準をクリア * 野川流域市民団体ネットワーク結成 * 湧水崖線研究会(多摩らいふ21事業)	「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル 事業」 「多自然型川づくり」の推進に関する 通達
平成4年	1992	千川上水復活 羽村堰からの通年放流開始 上流の冷水問題解決 「多摩川水害訴訟」住民勝訴 「多摩川水面利用計画」策定 建設省「新しい多摩川づくり検討委員会」開催 * 多摩地域の市民団体の情報ネットワーク「三多 摩自然環境センター」設立 多摩川で魚道整備が始まる	地球サミット開催
平成5年	1993	* 多摩川クリーンエイド実施 多摩地区東京移管100周年を記念した「TAMA らいふ21事業」開催 * 「水郷水都全国会議・たま大会」開催 四谷本宿堰に魚道設置 調布に多自然型ワンドの整備	「河川環境保全モニター制度」 「環境基本法」公布 第1回河川水辺の国勢調査
平成6年	1994	* 市民による多摩地域を中心とした活動拠点 「みずとみどり研究会」・「多摩川センター」の設 立 平井川で都が多自然型工法採用 建設省「多摩川洪水危険区域」発表 * 日の出町で第2ゴミ処分場建設の反対運動 * 圏央道問題で住民の反対運動活発化 都「多摩交流センター」設立 * 川崎市の市民団体「川崎・水と緑のネットワ ーク」結成 * カワラノギクの保護活動はじまる	「環境政策大綱」発表 「河川防災ステーション事業」
平成7年	1995	野川の水量激減 日野市環境基本条例	河川審議会答申 「今後の河川環境のあり方について」 「第6回世界湖沼会議霞ヶ浦」開催
平成8年	1996	府中市郷土の森博物館園内に「多摩川ふれあ い教室」開設	「水辺の楽校プロジェクト」制度発表

年	西暦	多摩川における主な事項 (* は主に市民・住民による活動に関する事項)	河川に関する全国的な事項 (事業、行政施策、法律等)
平成9年	1997	* 多摩川市民フォーラム設立 多摩川水系水関係者連絡会設立	「河川法」改正 「環境影響評価(アセスメント)法」制定
平成10年	1998	* 多摩川流域懇談会設立 多摩川流域リバーミュージアム構想 東京都水環境マスタープラン 玉川上水歴史環境保全地域指定(宮本橋～浅間橋間) 「奥多摩水と緑のふれあい館」開設	河川審議会答申 「『川に学ぶ』社会をめざして」 「流域における水循環はいかにあるべきか」 「NPO法」公布 (全国)「川の日」ワークショップ開始
平成11年	1999	宿河原堰竣工、「宿河原・ニヶ領せせらぎ館」開設 多摩川、熱帯低気圧による洪水、川崎市で浸水被害 多摩川流域委員会設立	河川審議会答申「河川を活かした都市の再構築」 「パートナーシップによる河川管理に関する提言」等中間報告及び答申 「子どもの水辺再発見プロジェクト」 河川審議会答申「新たな水循環・国土管理に向けた総合行政のあり方について」
平成12年	2000	多摩川リバーシビックマネージャー制度設置 多摩川水難事故防止協議会設立 * 西暦2000年の多摩川を記録する運動等々カ土手に桜植樹 * 野川流域連絡会発足(行政と市民団体) 玉川上水サミット	河川審議会答申 「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」 「循環型社会形成推進基本法」制定
平成13年	2001	「多摩川水系河川整備計画」策定 「多摩川エコミュージアムプラン」策定 「多摩川河川環境管理計画」改訂 多摩川、台風15号で河川施設被害 多摩川源流研究所 設立 『源流の四季』(多摩川源流研究所)第1号発行 第1回全国源流シンポジウム(小菅村) 狛江・川崎水辺の楽校認可 かわさき水辺の楽校(川崎市)登録 多摩川エコミュージアムプラン連絡協議会発足	「特定都市河川浸水対策法」 省庁再編 環境省発足 「第9回世界湖沼会議 琵琶湖」開催
平成14年	2002	アゴヒゲアザラシ出現 * 多摩川の自然を守る会による「多摩川自然観察記録」(1970～)発行 あきしま水辺の楽校(昭島市)登録 とどろき水辺の楽校(川崎市)開校 * 『源流絵図 小菅版』作成	「自然再生事業」の創設 (財)河川環境管理財団「子どもの水辺サポートセンター」開設 「総合的な学習の時間」実施
平成15年	2003	* NPO多摩川エコミュージアム発足 「福生 志民館」開設 府中水辺の楽校(府中市)登録	第3回世界水フォーラム(京都・大阪・滋賀)開催 「自然再生推進法」施行 「環境保全活動・環境教育推進法」制定
平成16年	2004	多摩川源流自然再生協議会 設立 第5回全国源流シンポジウム(多摩川流域・世田谷区) * 多摩川流域ネットワーク(TBネット)設立 福生水辺の楽校(福生市)登録 * 『源流絵図 奥多摩版』作成	「身近な水環境の全国一斉調査」開始 「景観緑三法(景観法・屋外広告物法・都市緑地法)」成立

年	西暦	多摩川における主な事項 (*は主に市民・住民による活動に関する事項)	河川に関する全国的な事項 (事業、行政施策、法律等)
平成17年	2005	川崎市環境局緑政部に多摩川施策推進担当を設置 狛江水辺の楽校(狛江市)・潤徳水辺の楽校(日野市)登録 日野市環境情報センター「かわせみ館」開館 * NPO法人全国源流ネット設立	「統合河川環境整備事業」 「総合水系環境整備事業」 「水防法」の一部改正(水防協力団体の指定制度等)
平成18年	2006	* 市民調査により多摩川河口でアササリ再発見 八王子浅川子どもの水辺協議会(水辺の楽校)登録	「多自然川づくり基本指針」通知
平成19年	2007	多摩川源流大学設立・白沢キャンパス(小菅村)での実習開始 多摩川大師河原防災センター設置 大師河原干潟館開設 台風9号による洪水、宿河原堰破損により改修(2009.3月完成) せたがや水辺の楽校(世田谷区)登録	「日本の“いい川”シンポジウム」開始
平成20年	2008		「多自然川づくりサポートセンター」開設 雨水ネットワーク会議設立
平成21年	2009	たちかわ水辺の楽校(立川市)登録 いなぎ水辺の楽校(稲城市)登録 NPO法人多摩源流こすげ設立	「海岸漂着物等処理推進法」公布 「かわまちづくり支援制度」
平成22年 (3月まで)	2010	調布水辺の楽校(調布市)登録 * 西暦2010年の多摩川を記録する運動	

【参考文献】(引用文献は文中に掲載)

- ・ 「河川博物館」河川博物研究会編，1997，財団法人河川情報センター
- ・ 「新時代の河川博物館」河川博物館協議会編，1999，財団法人河川情報センター
- ・ 「水辺の楽校をつくる」1997，ソフトサイエンス社
- ・ 「多摩交流センター 10年の歩み」財団法人東京市町村自治調査会・多摩交流センター，2005
- ・ 「河川環境の整備と保全の取り組み」河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会，2007
- ・ 「川の百科事典」川の百科事典編集委員会編，2008，丸善株式会社
- ・ 「河川工学」高橋 裕著，2008，東京大学出版会
- ・ 「多摩川と歩んだ日々 ～二ヶ領せせらぎ館 10周年記念誌」川崎市環境局緑政部多摩川施策推進課・NPO 法人多摩川エコミュージアム，2010
- ・ 「水辺の子どもの遊びを活発にする仕組みについて」佐原 香奈(日本女子大学家政学部住居学科卒業論文)，2009
- ・ 「PORTAL」2004.No.31，財団法人河川情報センター
- ・ 「多摩川をモデルとした『河川環境』に関する住民参加型の手法・制度についての調査・研究」山道省三、2000，財団法人 とうきゅう環境浄化財団
- ・ 「山河花満ちて 展勝地 80年」展勝地公園開園 80周年記念誌編集委員会，2002

た ま が わ か わ ち い き こ う り ゆ う き よ て ん か ん ち ょ う さ け ん き ゆ う
多摩川における川と地域の交流拠点に関する調査・研究

(研究助成・一般研究VOL. 32—NO. 191)

著 者 やまみち しょうぞう
山道 省三

発行日 2011年3月31日

発行者 公益財団法人 とうきゅう環境財団

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-16-14 (渋谷地下鉄ビル内)

TEL (03) 3400-9142

FAX (03) 3400-9141

<http://home.q07.itscom.net/tokyuenv/>